

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区防災計画

平成27年度

桐生市重伝建まちづくり課

目 次

序章 はじめに	1
1. 防災計画の目的	1
2. 防災計画の位置づけ	1
3. 防災計画の役割	1
4. 防災計画の構成	2
Ⅰ章 桐生新町伝統的建造物群保存地区の現況	3
1. 桐生市の位置と概要	3
2. 桐生新町伝統的建造物群保存地区の概要	4
(1) 保存地区の概要	4
(2) 保存地区の区域及び特定物件（建築物）の位置	6
3. 上位計画及び関連計画の概要、関連事業の実施状況	7
(1) 桐生市新生総合計画	7
(2) 桐生市都市計画マスタープラン	8
(3) 桐生市地域防災計画	11
(4) 桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査	14
(5) 桐生新町まちづくり事業推進計画	15
(6) 関連計画の状況	16
(7) 関連事業の状況	17
4. 地区の現況	20
(1) 自然的特性	20
(2) 社会的特性	21
(3) 災害・防災の状況	27
(4) 地区の環境の状況	46
(5) 建築物の状況	65
5. 保存地区の現況のまとめ	74
6. 保存地区の現況からみる課題	76
(1) 保存地区の環境、建築物に関する課題	76
(2) 地域コミュニティに関する課題	76
(3) 防災避難活動のための設備等に関する課題	77
(4) 防災に関するその他の課題	77

II章 居住者意向の把握	78
1. 防災アンケートの概要と結果	78
(1) 防災アンケートの概要	78
(2) 集計結果	78
(3) 防災アンケートからみる課題	79
2. 防災ワークショップの概要と結果	80
(1) 基本的な考え方	80
(2) 開催実績	81
(3) 防災ワークショップからみる課題	84
3. 保存地区を取りまく課題のまとめ	86
(1) 火災から保存地区を守るための課題	86
(2) 震災から保存地区を守るための課題	87
(3) 風水害、その他の災害から保存地区を守るための課題	87
(4) 災害に対する地域の取り組みに関する課題	88
III章 防災まちづくり計画	89
1. 基本的方針	89
(1) 防災まちづくりの基本方針とテーマ	89
(2) 防災事業検討の流れ	90
(3) 防災事業の考え方	91
2. 対策の方向性	92
(1) 火災から保存地区を守るための対策	92
(2) 震災から保存地区を守るための対策	112
(3) 風水害、その他の災害から保存地区を守るための対策	122
(4) 災害に対する地域の取り組み	126
□ 防災事業一覧表	135

資料編

■ 防災アンケート調査票	資料編 1
■ 防災アンケート集計結果	資料編 9

序章 はじめに

1. 防災計画の目的

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）には、1591年の町立て以来、約400年間の時代の流れの中で、変遷してきた敷地割に、防火性能の低い木造建築物が密集しており、平成26年8月に発生した火災で特定物件のうちの一棟が焼失するなど、地区（まち）として防火性能の向上が求められている。このような中、歴史的建造物の日常的な維持管理不足や経年劣化、白蟻による被害をはじめ、平成23年に発生した東日本大震災で受けた被害に対する修理が遅れているなど、構造耐力が不足している建築物が多く、今後起こりうる強い地震への対策を含めた耐震性能の向上も必要となっている。さらに、歴史的建造物が狭隘な道路や路地沿いに建ち並んでいる場所では、火災の発見が遅れ、居住者の避難、救助活動や消火活動、そして緊急自動車の進入の妨げとなることが想定され、保存地区及びその周辺も含めた総合的な防災対策が必要となっている。

「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区防災計画」（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づく「桐生市地域防災計画」（P11～13参照）をふまえたうえで、重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」という。）として選定された桐生新町の価値、評価に鑑み、歴史的風致の堅持すべき理念を構築しながら、保存地区に相応しい保存事業の展開を実現するため、防災まちづくりの基本方針、対策、及び事業計画を明らかにすることを目的とする。

2. 防災計画の位置づけ

本計画及び事業は、桐生市地域防災計画をはじめとする本市全体の防災対策をふまえて位置づけ、本市全体で実施している各防災事業に加えて、文化財である保存地区を災害から守るための指針を示すものである。

3. 防災計画の役割

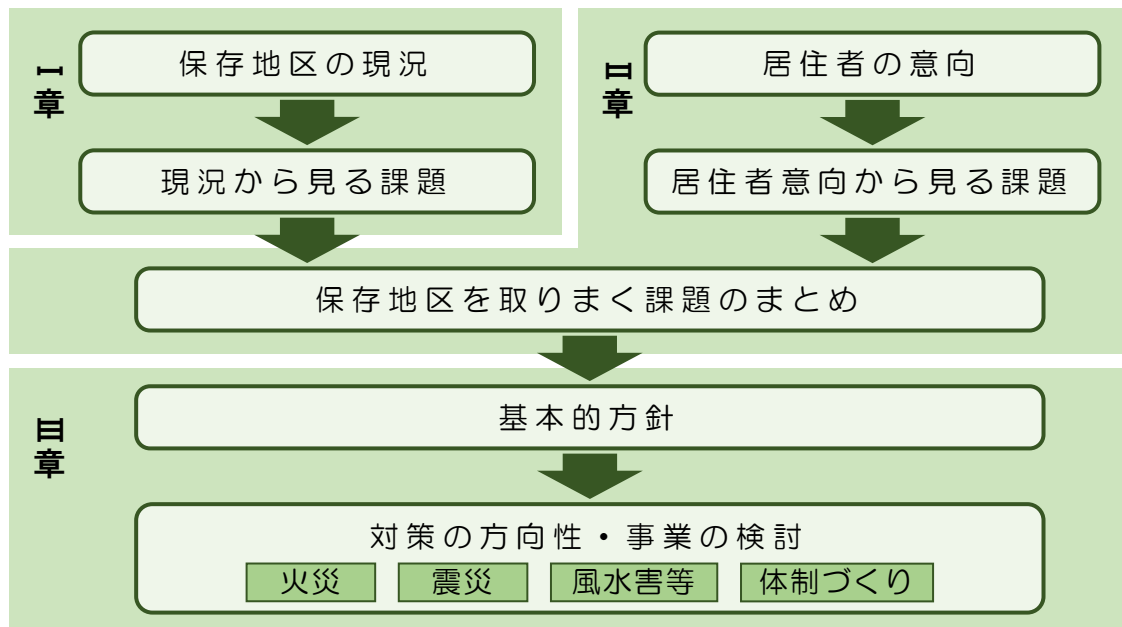
保存地区やその周辺で発生する災害は、災害履歴（P27～33参照）や災害の想定（P34～37参照）や現況調査等から、火災、震災、風水害、その他災害（雪害等）が想定できる。本計画では、各災害に対する対処の目標を設定し、震災、風水害等の災害に配慮しつつも、再生や復旧及び修理を事業の根幹と考える文化財としては、倒壊等に比して焼失が最も致命的被害であることを重視し、火災への対応を中心とした防災事業を検討する。

これを前提として、居住者が主体の防災まちづくりを実現するために必要な防災事業を抽出することを本計画の役割とする。

4. 防災計画の構成

I 章及びII 章で保存地区の現況及び居住者の意向と、そこから抽出した課題を整理する。そのうえで、III 章では、整理した課題への対応策、防災事業の検討を行う。

図 防災計画の構成



※本計画で使用する用語の意味は、以下のとおり定める。(ただし、引用部分は出典元の表現に従う。)

歴史的建築物：特定物件（建築物）と概ね戦前に建てられた建築物の総称。

歴史的建造物：歴史的な建築物と工作物の総称。

歴史的町並み：歴史的な建築物の建ち並び。

歴史的風致：歴史的な建築物の建ち並びに加えて、路地や敷地割りを含めたもの。

桐生新町：保存地区の名称として「桐生新町伝統的建造物群保存地区」という場合を除き、大野八右衛門により町立てされた本町一丁目～六丁目と横山町の範囲。

I 章 桐生新町伝統的建造物群保存地区の現況

1. 桐生市の位置と概要

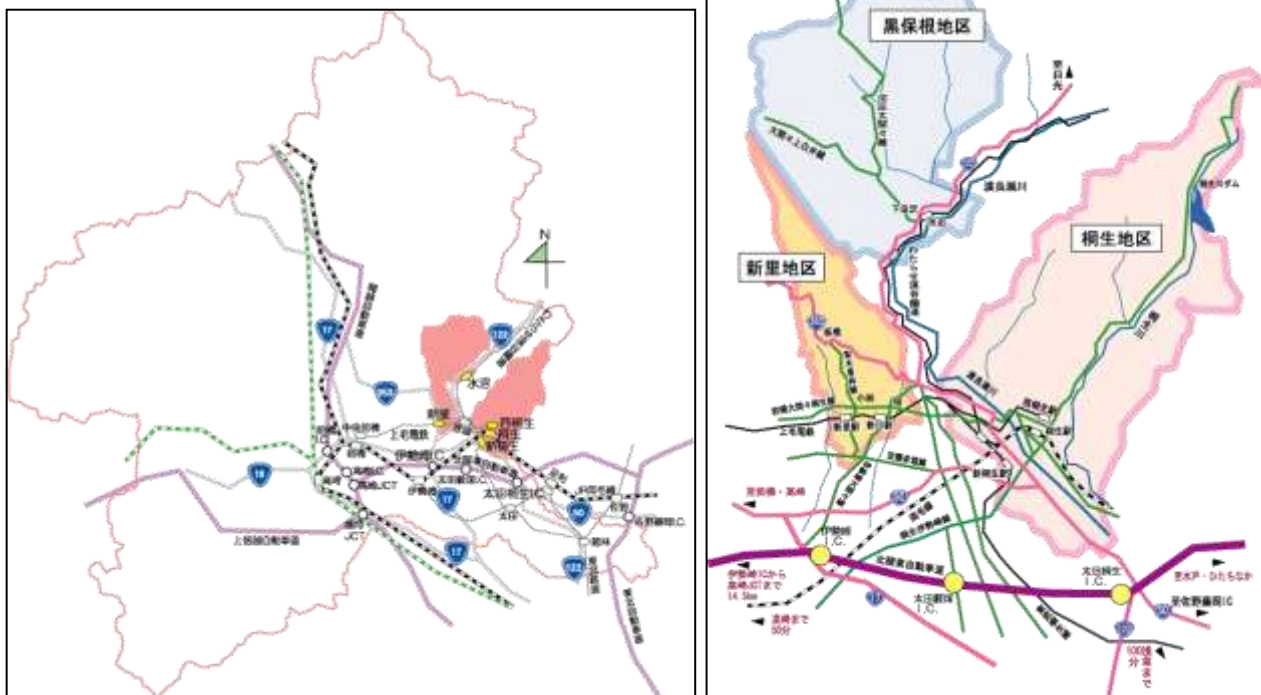
古くから織物のまちとして発展してきた桐生市は、大正10年(1921年)に全国84番目の市として誕生した。幾多の市域の変遷をへて、平成17年6月13日には新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がった。

本市は、群馬県の東南部に位置し、栃木県足利市と接し、西は赤城山まで達する。東京には直線距離で90キロ、車で約2時間、東武鉄道で約1時間40分、J Rで約2時間で結ばれている。市街地には渡良瀬川と桐生川が流れ、山々が屏風状に連なり、水と緑に恵まれた地に歴史と伝統が息づいている。

桐生の歴史は古く、市内からは縄文時代の石器・土器、住居跡が発掘され、なかでも千網谷戸遺跡から出た耳飾りは国の重要文化財に指定されている。また、桐生の織物の起こりは古く、奈良時代のはじめには絹織物を朝廷に献上し、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」とうたわれ、織物の一大産地となった。このため、織物産業の繁栄を今に伝える町並みがいたるところに残り、ノコギリ屋根の織物工場や土蔵造りの店舗等近代化遺産の宝庫となっている。今でも織物の「糸へん」で生きるまちであるが、近年は自動車関連部品やパチンコ台の製造等機械金属産業が基幹産業となっている。

現在は、信頼・責任・積極性をテーマに、「伝統と創造 粋なまち桐生」を将来都市像として、都市基盤の整備や群馬大学理工学部を核とした産学官の連携による新産業の創出、さらに豊かな自然等の資源を生かした施策を推進し、住みよいまちづくりに努めている。

図 桐生市の位置



資料：桐生市ホームページ

2. 桐生新町伝統的建造物群保存地区の概要

(1) 保存地区の概要

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区は平成24年1月に伝統的建造物群保存地区として指定、平成24年5月に重伝建地区としての答申、平成24年7月に重伝建地区として告示された。全国で94番目、関東地方で5番目、県内で2番目の重伝建地区である。

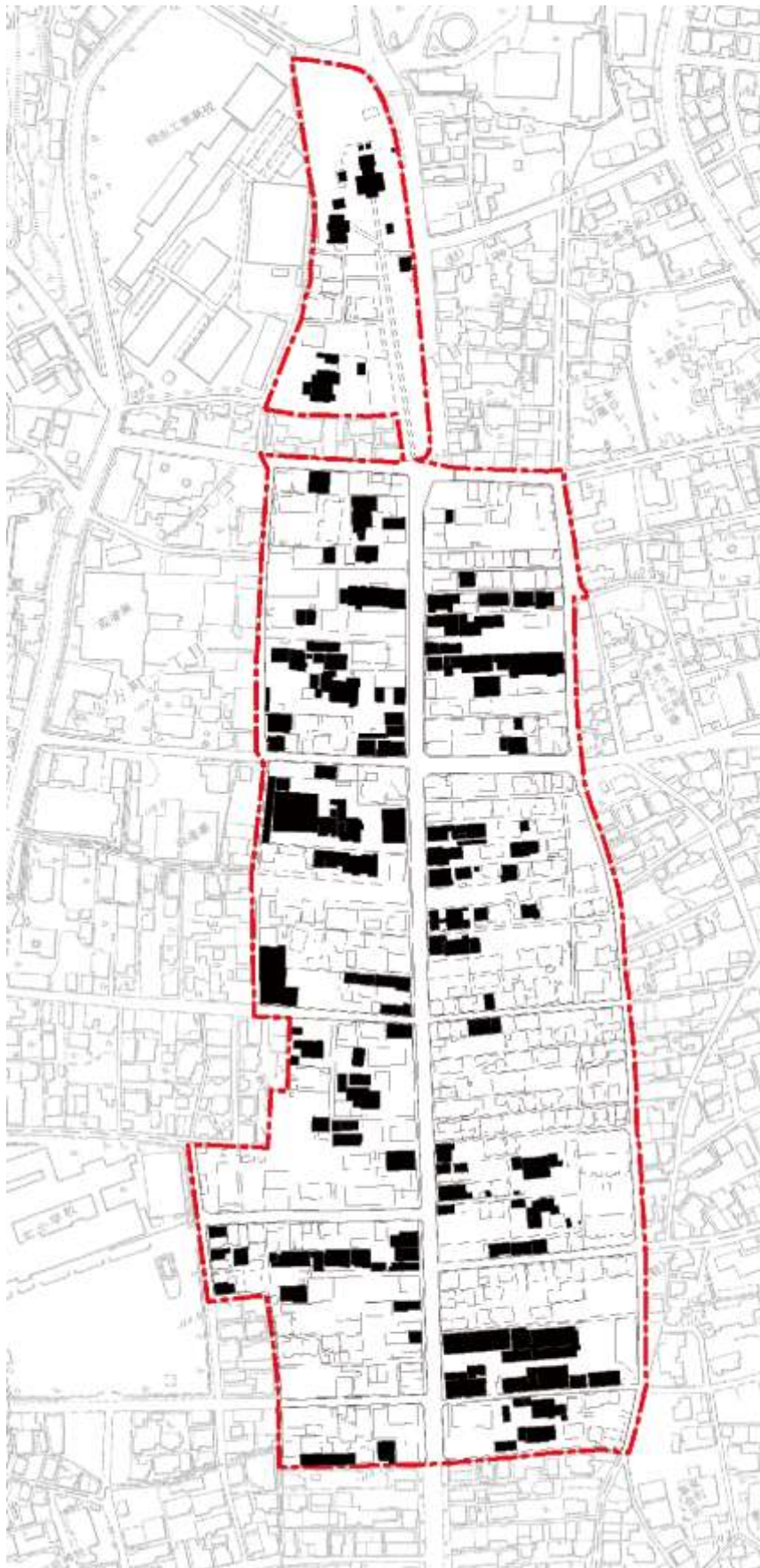
桐生新町は、天正19年(1591年)に徳川家康の命を受け、代官大久保長安の手代大野八右衛門により新たに町立てされ、在郷町として発展してきた。町立て当初からの敷地形態とともに、当時から生産が行われ、近代の桐生を代表する産業である絹織物業を中心に発展した町の形態として、江戸後期から昭和初期に建てられた主屋や土蔵、ノコギリ屋根の工場等、絹織物業に係わる様々な建造物が一体となり、製織町として特色ある歴史的な環境を今日に伝えており、また、絹織物業を中心に発展した町、桐生を示す象徴的な地区でもある。

重伝建選定後の平成25年度より、保存地区として保存整備を適正に推進していくための保存計画に基づき、建造物の修理・修景や防災計画書の作成が行われている。

表 保存地区の状況

保存対策調査	平成5年			
保存対策調査(追加)	平成20年			
伝建条例制定	平成20年9月29日(月)			
伝建地区決定	平成24年1月17日(火) 保存地区都市計画決定、保存計画教育委員会決定			
重伝建地区申出	平成24年3月23日(金)			
重伝建地区現地調査	平成24年4月16日(月)			
重伝建地区答申	平成24年5月18日(金)			
重伝建地区告示	平成24年7月9日(月)			
名称	桐生市が伝建地区決定をした際の名称： 桐生新町伝統的建造物群保存地区 国の重伝建地区に選定をされた後の名称： 桐生新町重要伝統的建造物群保存地区			
面積	13.4ヘクタール(東西約260m、南北約820m)			
所在地	桐生市本町一丁目及び二丁目の全域並びに天神町一丁目の一部			
保存物件	種類	種別	当初の員数	平成26年11月 17日現在の員数
	建築物	主屋 (長屋含む)	88棟	93棟
		蔵	52棟	54棟
		工場	6棟	6棟
		付属屋 (長屋門、井戸屋形など)	16棟	18棟
		社寺	9棟	9棟
		合計	171棟	180棟
	工作物	塀	19件	20件
		門	15件	15件
		祠	40件	42件
		井戸	15件	17件
		灯籠	60件	60件
		石碑	3件	3件
		鳥居	4件	4件
		石橋	4件	4件
		その他(狛犬、水盤など)	8件	8件
		合計	168件	173件
	環境物件	クス	3本	3本
		ケヤキ	4本	4本
		イチョウ	1本	1本
		合計	8本	8本

(2) 保存地区の区域及び特定物件（建築物）の位置



本町一丁目(平田家付近)の町並み



本町二丁目(郵便局付近)の町並み



本町二丁目(有鄰館付近)の町並み



裏通り(本町一丁目)のノコギリ屋根工場



酒屋小路(本町二丁目)の町並み

資料：桐生市

3. 上位計画及び関連計画の概要、関連事業の実施状況

(1) 桐生市新生総合計画（平成25年4月）

桐生市新生総合計画基本構想では、まちづくりの基本テーマ（理念）と将来都市像を次のとおり定めている。

まちづくりの基本テーマ(理念)	信 頼 ・ 責 任 ・ 積 極 性
将来都市像	伝統と創造、 粋なまち桐生

そして、「施策の大綱」の重点施策において、保存地区は次の位置づけがされている。

近代化遺産の活用と人が集うまちづくりの推進
ノコギリ屋根を始めとした歴史的建造物や近代化遺産群を活かした人が集うまちづくりを推進します。
① 本町一・二丁目の伝統的なまち並み保存活動の支援と推進 ② 有隣館や歴史的建造物を核とした「まちなか観光」施設の拠点化 ③ 伝統文化の伝承と近代化遺産の掘り起こし・保存とネットワーク化

このようななか、防災面に関しては、「後期基本計画」における「快適な生活環境の創出」において次のような施策が位置づけられている。

消防・救急体制	施策の体系
1. 火災予防の充実	(1) 住宅用火災警報器の設置率の向上 (2) 高齢者介護施設に対する防災講座の受講と避難訓練の励行の奨励 (3) 少年・少女期からの防災意識の向上
2. 消防体制の充実・強化	(1) 市民による救命率の向上 (2) 消防力の充実・強化 (3) 車両・資器材の整備
3. 消防団の充実・強化	(1) 消防団員の災害対応力の向上に係る教育訓練の実施 (2) 消防団の機械器具や装備品の計画的更新及び充実・強化 (3) 若年層団員の確保対策の検討

防災	施策の体系
1. 自主防災の促進	(1) 自主防災会の組織化の促進と強化 (2) 学・官の協力システムの確立
2. 避難支援体制の強化	(1) 災害時要援護者への支援体制の強化 (2) 土砂災害警戒区域などでの警戒避難体制の強化 (3) 応急用備蓄食糧などの充実
3. 情報通信体制の強化	(1) 災害時の情報伝達手段の研究と整備 (2) 県・関係機関との情報通信体制の整備
4. 災害に強い都市づくり	(1) 市有施設の耐震化の推進 (2) 市民の地震に対する意識の向上 (3) 木造住宅耐震改修促進事業の利用促進 (4) 土砂崩壊などの防止や治水対策の推進

(2) 桐生市都市計画マスタープラン（平成21年10月）

桐生市都市計画マスタープランでは、まちづくりの理念と将来都市像を次のとおり定めている。

まちづくりの理念	豊かな自然環境を保全しつつ、時代に呼応した生活、産業、教育、文化面での高度化を進めながらこれらの調和を図り、誰もが安心して住み続けられる快適なまちづくりを進めるとともに、都市構造、都市環境を適切にデザインし、都市活動などを通じた交流が活発な、活気と魅力あるまちづくりを行う。
まちづくりの将来像	自然と都市環境とが調和し、安心して住み続けられる産業文化都市
まちづくりの目標	○活気と魅力のあふれる核の形成 ○市民の交流を支える一体性のある都市構造の形成 ○歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成 ○自然環境が豊かな潤いのあるまちの形成 ○職住の調和のとれた、安心して住み続けられる快適な市街地の形成 ○地域の特性を活かした産業活動が活発なまちの形成

そして、防災面に関しては、「全体構想」の「都市整備の方針（都市防災の方針）」において次のような「基本的な考え方」と「整備方針（項目のみ抽出）」が位置づけられている。

基本的な考え方	
① 自然的災害の防止	大雨の時には、一部の中小河川の氾濫や土砂の流出、急傾斜地崩壊の恐れのある箇所があるため、これらに災害の防止策を適切に講じます。
② 市街地の防災性の向上	市街地では、非耐火造の建物が密集し、幅員 4 m 未満の道路が多い地区が複数あり、火災時など延焼の危険も高いため、これらの市街地の防災性の向上を図ります。
③ 避難空間の確保	災害時には、安全で速やかに避難するとともに、円滑な救援活動を行えるよう、避難路・避難場所の確保を図ります。
④ 情報基盤の整備	災害時には、阪神・淡路大震災で見られたように、正確な情報を早く伝えることが重要であることから、インターネットやFM電波などを活用した情報基盤の整備を検討していきます。

整備方針	
① 樹林の育成・保全	
② 急傾斜地・土石流に対する安全性の確保	
③ 建物密集市街地の改善・整備	
④ 建築物の耐震性の強化と消防活動空間の確保	
⑤ 主要な道路整備と延焼遮断帯の形成	
⑥ 人が多く集まる地区の安全性の向上	
⑦ 防火地域及び準防火地域の見直し	
⑧ 市街地内の公園、まとまったオープンスペース・避難場所の確保	
⑨ 情報ネットワークの整備	



図 都市防災の方針図

また、「地域別構想」では、保存地区及びその周辺地区は、「中央東地域」として位置づけられており、地域の役割と地域づくりの目標を次のとおり定めている。

地域の将来像	魅力ある商業・文化機能を備え、産業と住環境が共存・調和した、市内外から訪れる人々がすばらしいと思える、歴史と文化の薫るまち。
地域づくりの目標	○本市とその周辺都市における中枢を担う地域にふさわしい各種機能（商業・業務、サービス、文化）の充実 ○群馬大学周辺の研究・文教地域としての整備 ○中心商業地の商業集積による回遊性のあるまち並みの整備 ○地域東側の住工複合地における適切な住み分けの誘導 ○密集市街地の解消などによる定住人口の確保 ○潤いのある市街地環境の形成

そして、防災面に関しては、「地域のまちづくりの方針」において、次のように位置づけられている。

住宅・住環境の方針	・地域東側などに見られる密集住宅市街地については密集住宅市街地整備促進事業や優良建築物等整備事業による敷地の共同化や細街路の拡幅などを進め、住環境整備を促進します。
都市防災の方針	・地域北部の山地では保水機能を有する樹林の育成・保全を図ります。 ・本町通りなどについては、建物の不燃化を更に促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図ります。 ・本町一丁目から二丁目とその周辺については、歴史的まち並みの保全とあわせ、防災対策を図ります。 ・災害時に避難しやすい、ゆとりのある歩行者空間の整備などにより、安全性の向上を図ります。



図 中央東地域まちづくり方針図（関連部分拡大）

(3) 桐生市地域防災計画（平成26年12月修正）

桐生市地域防災計画では、本編第2章 災害予防計画の第1節 水害予防計画ならびに第4節 火災予防計画において、それぞれ以下のとおり定めている。

第1節 水害予防計画

水害予防に関する計画は、次のとおりである。

- 1 治水対策
- 2 治山対策
- 3 砂防対策
- 4 河床低下防止対策
- 5 流木の被害防止対策

1 治水対策

本市においては、渡良瀬川と桐生川が貫流するとともに、梅田、広沢、川内、菱、新里、黒保根の各地区には、それぞれ中小河川が流れ、大雨の時には、はん濫する可能性も否定できないため、改修が遅れている箇所について、計画的に整備を進めるものとする。

現在、桐生川下流の河川改修は、国土交通省により、境野町五丁目、七丁目の濁沼地区において行われているが、広見橋から宿之島橋の左岸については無堤もあり、沿岸には住宅が散在している。

このようなことから、渡良瀬川の護岸整備等について国に対しその促進方を要望し、国においてもこれ等水防上危険率の度合において重点的に整備することになっている。

市民に直接係わる市内中小河川（農業用水路含む）が、宅地化等の社会的変化に伴い、大雨の時には、はん濫することも考慮し、水門等の施設も含め、計画的に整備を進めるものとする。

また、緊急時の水門操作は、所管課と併せ消防対策部で行う。

2 治山対策

荒廃された山林も治山事業の強力な推進により整備されつつあるが、市全体としては、市域の7割以上を占める山林に対する治山事業の重要性を考え、危険度の高い箇所から順次計画的に整備を進めるものとする。

3 砂防対策

本市の山は地形、地質からみて洪水時における土砂の流出はばく大であり、山崩れ、護岸決壊等が懸念されている。この対策としては、是非とも砂防施設の完備を図らなければならない現状である。

よって国、県とタイアップして砂防指定地等についても調査の上強力に砂防の整備を推進する。

4 河床低下防止対策

現在は、砂利採集について規制をしているので、河床の低下は見られないが、洪水時において橋梁護岸の危険箇所等重要な構築物が危険となる場合は、県と連絡を取り対策を講じるものとする。

5 流木の被害防止対策

貯木場等木材を常置する施設、特に梅田地区の施設では、洪水の際、流木による被害は甚大であるので、絶えず増水時を予想し流木の実態を考究し、これに対応するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 山地の木材搬出土場

なるべく流木のおそれのない所を選ぶべきであるが、増水期には、土場の在荷を出来るだけ減ずるとともに、流木の防止柵ワイヤーロープ等を用いて固定する等万全の措置を図るものとする。

(2) 河川に近い貯木場

河川に面した所は避けるとともに、増水期には貯木量を減じ、河川のはん濫に備え流木防止柵を設けるほか、防止杭ワイヤーロープ等により木材の流出を防止するよう措置すること。

その他山崩れ、河岸浸蝕による流出及び廃材等についても十分な措置を施すものとする。

第4節 火災予防計画

市における火災予防計画は、次により実施する。

- 1 組織対策
- 2 施設の整備
- 3 防火思想の普及徹底
- 4 対象物の防火対策の強化

1 組織対策

市の立地条件に即応した消防活動をし、消防思想の普及徹底等予防消防に努めるものとする。

2 施設の整備

消防力の整備指針、消防水利の基準を考慮し、消防施設拡充強化を図るため、消防力の機械化、水利施設の確保促進に努めるとともに、民間協力団体の育成強化により施設の整備を図る。

3 防火思想の普及徹底

市民に対し消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努める。

- (1) 広報車、広報紙等を通じて行う。
- (2) 春秋、年末の3回市内一斉に火災予防運動を実施する。

4 対象物の防火対策の強化

- (1) 消防法の規程に基づき防火管理者の養成に努める。
- (2) 防火対象物毎の消防計画に基づき防火管理を指導する。また火災等の場合、人命損傷防止の指導を強化する。
- (3) 危険物貯蔵所、同取扱所等に対する査察指導を強化し災害を未然に防止する。
- (4) 火薬類、高圧ガス施設等については、県及び関係機関と緊密な連絡のもとに防災の万全を期する。

また、本編第2章 災害予防計画の第6節 文化財災害予防計画において、保存地区の予防対策を次のとおり定めている。

2 保存地区の予防対策

重要伝統的建造物群保存地区については、防火、耐震の措置に係る次の事項を文化庁、県教育委員会、市教育委員会、消防機関、警察機関等と協力して所有者、管理者等を指導し、実施するものとする。

- (1) 総合的な防災計画を策定する。
- (2) 火災の早期発見に努める。
- (3) 初期消火や延焼防止を目的として防災施設等を整備する。
- (4) 避難路を確保する。
- (5) 建造物等の耐震補強等に努める。
- (6) 住民による防災活動を支援する。
- (7) 防災意識の啓発を図る。
- (8) 初期消火体制等の充実に努める。

また、本編とは別に震災対策編があり、1章 総則では次のとおり定めている。

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模な地震に対処するため被害の軽減と応急対策及び復旧対策について総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

市内の地域にかかる防災に関し、一般的な事項は本編の第1章から第4章に定めるところであるが、地震は一般に予知することが困難であり、その被害は突発性、広域性、火災等二次災害の発生といった特徴がある。

このような地震災害の特徴と社会的影響の大きさに鑑み、この計画を「震災対策編」として策定する。

この計画は、市の防災業務の実施すべき事項及び実施責任を明確にし、あわせて、関係機関との緊密な連絡・調整を図るための大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき、処理すべき防災業務について必要な事項を要領等で定め、震災対策の万全かつ円滑な推進に努めるものとする。

第2節 市の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、大規模地震災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関等の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 防災組織の整備
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災設備の整理
- (5) 防災に必要な物資及び資器材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 災害時の水道水の確保と給水対策
- (14) 緊急相互応援協定の締結
- (15) その他の災害応急対策
- (16) 災害時におけるボランティア活動の支援及び推進
- (17) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

(4) 桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査(平成21年3月)

桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査は、本町一・二丁目地区において、地区の特徴や町並みを構成する歴史的な建物等の状況を把握するため平成5年度に実施した「伝統的建造物群保存対策調査」を補足するものとして実施されている。

本調査では、本町一・二丁目地区を保存地区として保存することを考えたとき、建物とそれを取り巻くさまざまな環境を含めたまち全体の保存・継承を検討すべく、地割り、塀や祠、樹木等の環境的な要素についても、状況の確認や歴史的な変遷等を明らかにする必要があるため実施されたものである。

この中で、「第6章町並み保存の考え方と課題」において、防災面に関する現況と課題が次のように抽出されている。

	現況	課題
土地利用	間口が狭く奥行きが長いという本地区の特徴でもあるこの敷地形態は、経年の中でその利用形態に変化が生じてきた。第4章の中でも述べたが、昭和5年頃までは「本町通り」から東西の後ろ側の道路まで一つの敷地として利用されていた形態が多いが、その後、織物業の衰退や生活形態の変化と共に細長い敷地は細分化され現在の状況に至っている。細分化によって生まれた土地の中央部分や、大きな敷地の中で通りに面していない建物については、接道要件を満たすことが難しく、改築などの建築行為が行えない状況にある。	今後、このような状況が伝統的建造物の維持管理に支障をきたす恐れも考えられることから、建築基準法の制限緩和も視野に入れながら検討していく必要がある。
地域防災	本地区の建物の約80%が木造建築物である。特に大正期から昭和初期にかけての建物は、約90%が木造建築物となっている。明治期については大正期などと比べ土蔵造りなどの耐火建築物の占める割合はやや大きくなっている。 本地区特有の狭い路地や家屋が密集している状況を考えると、特に火災などに対して安全な地区であるとは言えない状況である。	地区の歴史的環境の保全を考えた場合、防災施設の整備や住民などで組織する自主防災組織などの対策を検討する必要がある。

このように防災面に関しては、建物が密集していることから火災時における延焼拡大の恐れなど災害の緊急時における対応の検討が必要となり、土地利用や防災面において改善すべき課題も残されているのが現状とされている。

(5) 桐生新町まちづくり事業推進計画（平成22年3月）

桐生新町まちづくり事業推進計画は、「桐生新町まちづくり基本計画（平成19年度）」に基づく、まちづくり方針及び具体的な取り組み活動のうち、特に重要と考えられるものを検討、実施することを目的として作成されたものである。

この中で、「歴史まちづくりにおける防災」の具体的検討がなされており、その概要は次のとおりである。

□歴史的地区の防災について

本町一・二丁目及び天満宮周辺地区	○地区北部の山地では保水機能を有する樹林の育成・保全を図る。 ○本町通り沿線などについては、建物の不燃化を更に促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図る。 ○本町一・二丁目及び天満宮周辺とその周辺については、歴史的まち並みの保全と併せ、防災対策を図る。 ○災害時に避難しやすい、ゆとりのある歩行者空間の整備などにより、安全性の向上を図る。
宮本町、末広町周辺地区	○地区北西部の山地では保水機能を有する樹林の育成・保全を図る。 ○宮本町や堤町など、急傾斜地崩壊の危険性や土石流の恐れのある箇所については、崩壊防止工事などを関係機関に働きかけ、危険な位置にある家屋の安全な場所への移転を推奨する。 ○末広町通りなどについては建物の不燃化をさらに促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図る。 ○消防活動困難地区が見られるため、幹線道路や主な生活道路の整備により、これらの地区の主要な道路網の改善を図る。 ○ゆとりのある歩行者空間の整備・充実などにより、災害時に避難しやすい環境の整備を図る。

□防災対策の方向について

本町一・二丁目及び天満宮周辺自主防災体制の確立とこれと連携できる災害対応技術の導入	
自主防災体制の設立運営	本町一・二丁目及び天満宮周辺の自治会を基盤とした「自主防災会」を設立し、これを中心に防火だけでなく、防犯ネットワークを作る。
災害対策技術の導入	①火事災害への対応 家庭用自動火災報知器と防犯ブザーの連動により、自主防災組織各ブロック内で、該当者だけでなく隣家でも火事や犯罪への情報が伝達され確認できるようなネットワークを設立する。 ②地震災害への対応 桐生新町内の各建物について耐震診断を行い、それに基づく耐震補強を検討、実施する
防災ネットワークのイメージ図	

(6) 関連計画の状況

① 桐生新町まちづくり基本計画（平成20年3月）

保存地区では、地域住民が主体となって「本一・本二まちづくりの会」を設立し、継承されてきた歴史的な建物等の歴史資産の保存・活用並びに継承を目的としたまちづくりに取り組んでおり、平成20年3月に「桐生新町まちづくり基本計画（まちなち再生計画）」を策定した。

桐生新町まちづくり基本計画では、「本一・本二まちづくりの会」が、本町一・二丁目地区のまちづくりに関する考え方を示し、「歴史資産の保存活用」に向けた取り組みの手法の一つとして、重伝建地区の選定を位置付けている。

桐生新町まちづくり基本計画では、「まちづくり活動の目標」を次のとおり定めている。

桐生の絹産業遺産を伝える「歴史的環境」や「まちが育んだものがたり」を守り、活かして、子ども達に伝えながら、

第一には、	「地域住民が安全に、安心して住み続けていけるまち」
第二には、	「地域の人々によって培われた絹産業遺産を含む様々なまちづくり資源を活用し、にぎわいを創造するまち」
第三には、	「来街者にとって住んでみたい、また来たくなるような歴史的な都市空間が生きるまち」

を地域住民が主体性を持ち、一体となってつくり上げる。

また、「まちづくりの方針：将来の10年を見据えたまちづくりの方針」を次のとおり定めている。

生活環境の充実	まちの様々な生活環境を改善し、住民が末永く暮らしていけるような、きずなの深い「安全で安心のまち」をつくること。また、まちの持っている資産を育み将来の子ども達に伝えていくことを目標とするまちづくり活動を進めていく。
にぎわいの創造	多種多様なまちづくり資源や群馬大学工学部、桐生天満宮などの歴史的資源、また本町三丁目などの周辺の商店街活動との連携を図り、まちのにぎわいや活力を創造するまちづくりを進めていく。
歴史的都市空間の保全、活用	絹の産業によって育まれた、全国でも唯一無二の歴史的で貴重な都市空間を守り再生して、次世代に伝えること。また、絹の産業で育まれたまちであるという伝統力、文化力を生かして、絹織物を再生、創造し、体感できるまちづくり活動を進めていく。
新たなまちづくり体制	本一・本二まちづくりの会を核として、地域住民、自治会、市民、そして行政なども参画の新たなまちづくり推進体制を組み、官民や老若との2人3脚の中で、手づくりのまちづくりを進めていく。

そして、防災面に関しては、「生活環境の充実」、「歴史的都市空間の保全、活用」において次のような「具体的な取り組み」が示されている。

生活環境の充実	市民を守る安全安心のしくみづくり（歴史的建造物の耐震・防災とDIGの実施）
新たなまちづくり体制	歴史的な構造をもつ敷地利用や道路などの改善（建築基準法の制限緩和、都市計画の変更）。

(7) 関連事業の状況

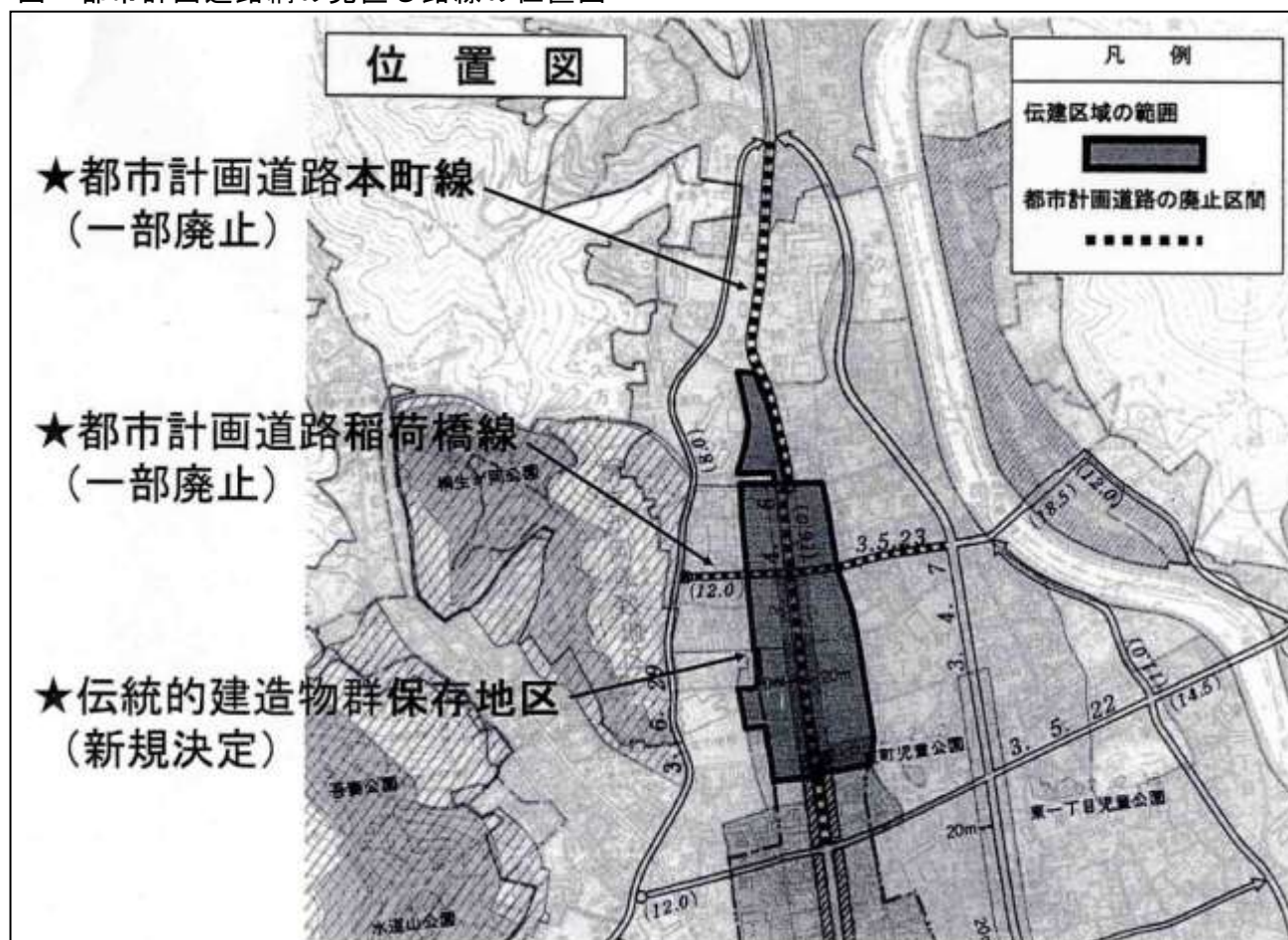
① 都市計画道路網の見直し

保存地区の決定以前は、新桐生駅北口を起点とし、本町通りを通り天神町3丁目が終点として計画されている「本町線」、西久方町の山手通りとの交差点を起点とし、買場通りから稲荷橋を経由して県道小俣桐生線を終点として計画されている「稲荷橋線」の2本の都市計画道路が都市計画決定されていたが、保存地区の都市計画決定にあたり、地区内の歴史的建造物や地割り等を保存するため、都市計画道路の見直しが行われた。

本町線は、保存地区にかかる区間とともに、県道小俣桐生線から北の部分と、天満宮前交差点から中通り・山手通り交差点までの区間の都市計画道路が廃止となった。また、中通り・山手通り交差点より北の区間は中通り線として都市計画道路が存続する。

稲荷橋線は、保存地区にかかる区間とともに、山手通りから中通りまでの区間の都市計画道路が廃止となった。

図 都市計画道路網の見直し路線の位置図



資料：桐生市

② 重要水防箇所

桐生川において、保存地区付近の重要水防箇所は、中里橋付近において、「計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が計画余裕高に満たない箇所」である堤防高B、「橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等の計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所」である工作物Bの水防上重要な区間となっている。

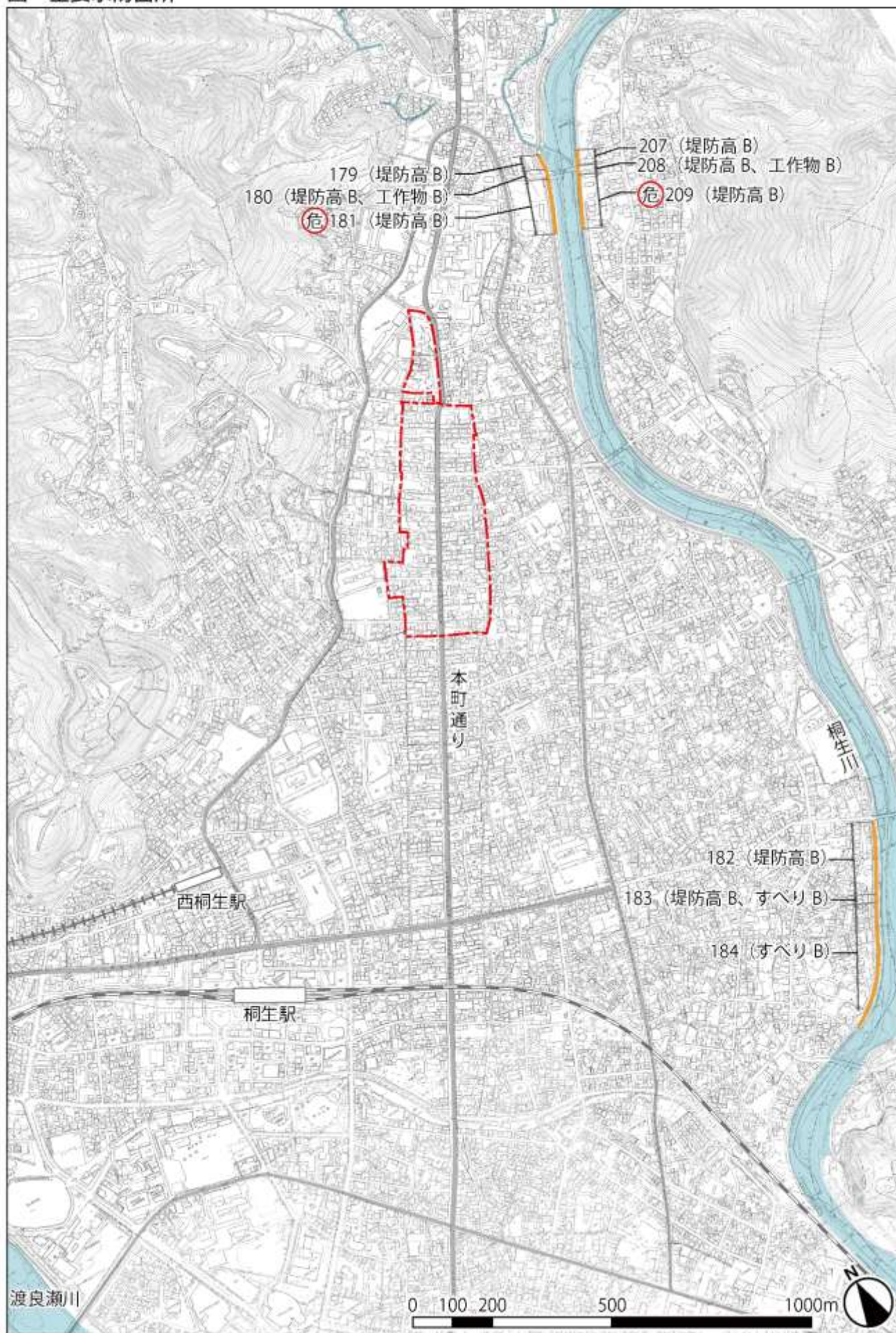


中里橋付近の堤防



中里橋と堤防

図一重要水防箇所



4. 地区の現況

(1) 自然的特性

① 気象

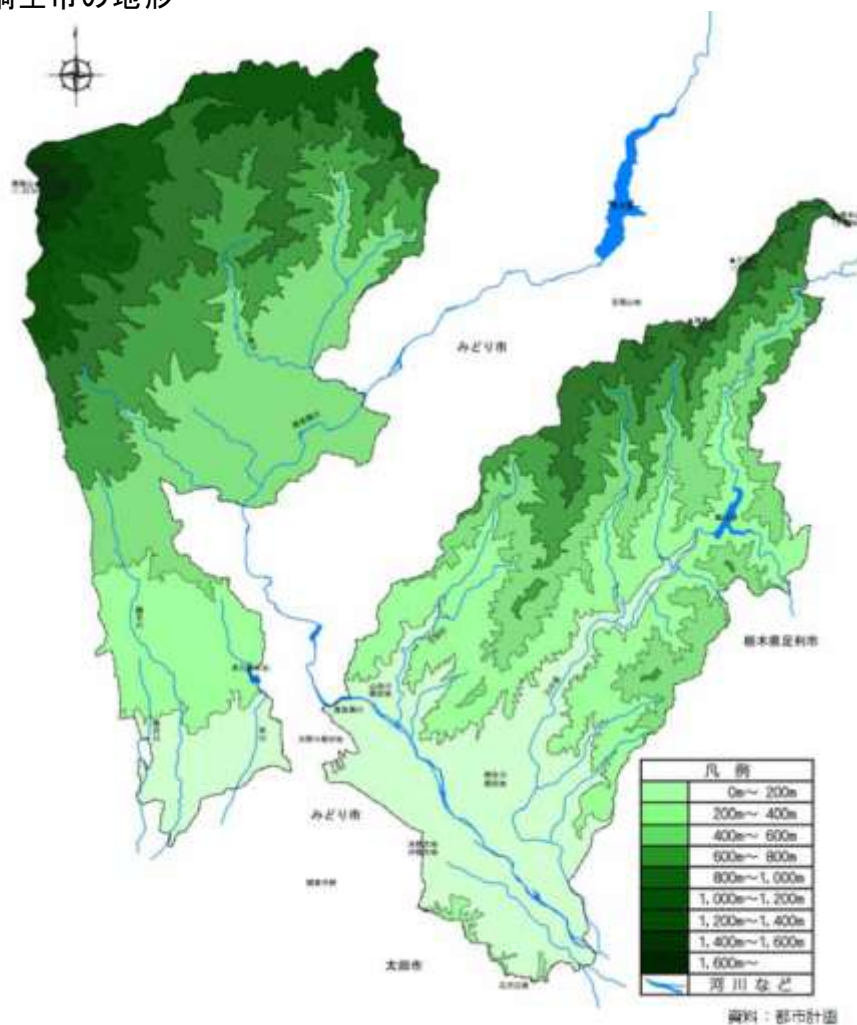
年間平均気温は14℃で、年間での寒暖差の大きい盆地型の気候であり、降雨量は年間1200mm前後である。季節による特性は夏季の雷雨と冬季の北寄りの季節風が特徴的ある。年間で快晴・曇天日数は合わせて約290日であり、雨の日は比較的少ない。

② 地形

桐生地域の北側には足尾山地の急峻な地形が広がり、その南側の渡良瀬川両岸に平野部を持ち、桐生川及び山田川の扇状地が渡良瀬川左岸で平坦地を形成している。

さらに、地域南端の太田市との境には広沢丘陵が広がっており、全体として平坦地は限られる。新里地域は赤城山南麓に位置し、北部から中部にかけては急峻な地形が広がっており、南部はなだらかな起伏を有する平坦地となっている。黒保根地域は多くが足尾山地や赤城山地に囲まれた山間地帯であり、平坦地は南部を流れる渡良瀬川とその支流等、わずかな部分に限られている。

図 桐生市の地形



(資料: 桐生市都市計画マスタープラン)

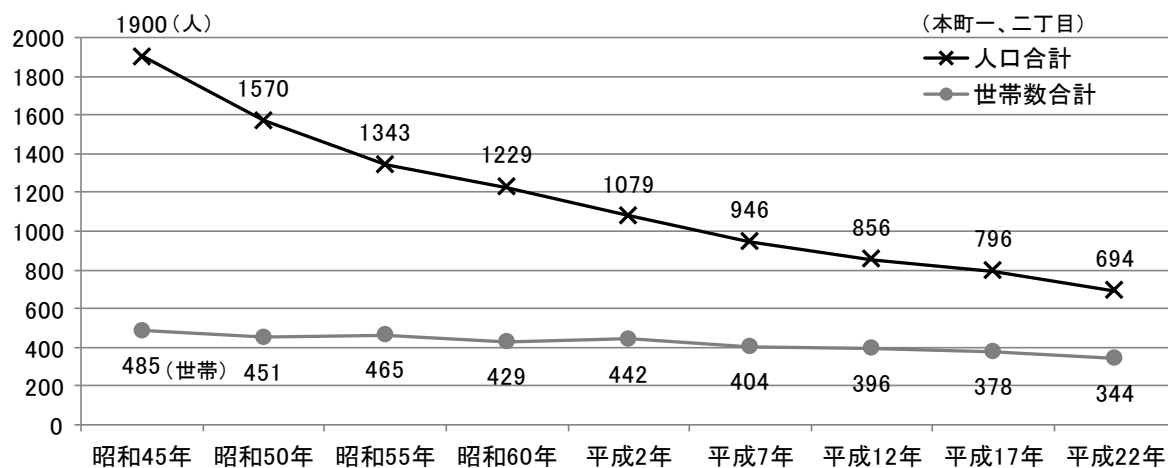
(2) 社会的特性

① 人口・世帯推移

国勢調査による本町一・二丁目の人口は減少傾向にあり、昭和45年から平成22年の40年間で1,900人から694人と、昭和45年に対し約36%に減少している。

一方、世帯数の推移については、微減傾向にあり、同じく40年間で485世帯から344世帯と、昭和45年に対し約70%にとどまり、世帯人員の小規模化がうかがえる。

図 人口・世帯数の推移



② 年齢別人口

本町一・二丁目を含む第1区(本町一～三丁目、横山町)の年齢別人口の推移をみると、平成7年に比べ平成27年の15歳未満人口は4割弱に、15～64歳人口は半数弱に減少し、65歳以上人口は概ね横ばいで推移している。

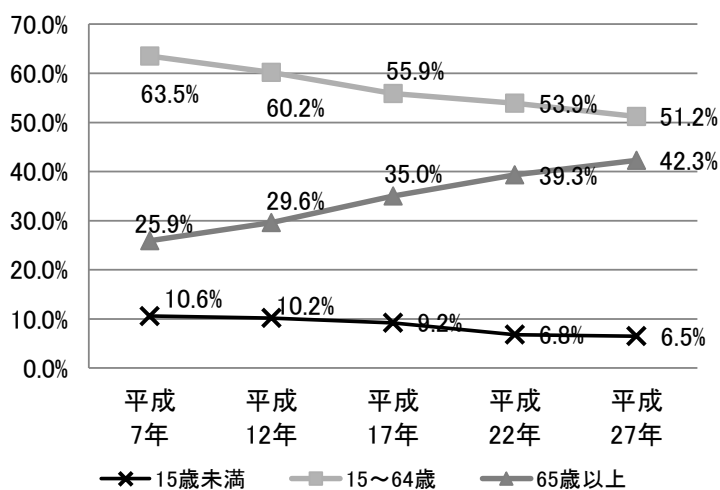
そのため、65歳以上の割合が25.9%から42.3%に増加し、15歳未満の割合は10.6%から6.5%に減少した。桐生市全体の割合(H27年3月末：65歳以上の割合32.5%、15歳未満の割合10.7%)と比較しても、本町一・二丁目を含む第1区では、少高齢化が進展していることがわかる。

表 第1区の年齢別人口の推移

	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
15歳未満	188	163	131	83	70
(割合)	10.6%	10.2%	9.2%	6.8%	6.5%
15～64歳	1,131	965	799	660	555
(割合)	63.5%	60.2%	55.9%	53.9%	51.2%
65歳以上	461	474	500	481	459
(割合)	25.9%	29.6%	35.0%	39.3%	42.3%
合計	1,780	1,602	1,430	1,224	1,084

資料：桐生市の全住民人口統計表(3月末日時点)

図 第1区の年齢別人口割合の推移



③ 地域地区

桐生都市計画区域における用途地域の指定状況をみると、小規模な工場・商店の立地が可能な第一種住居地域が41.0%と最も多くの割合を占めている。

また、混在系用途地域である準工業地域は渡良瀬川左岸の境野町や川内町周辺に多く指定され、39.1%と高い割合を占めている。

保存地区及びその周辺地区は、本町通り沿道が商業地域或いは近隣商業地域に指定されており、その周縁部が準工業地域或いは第一種住居地域に指定されている。

また、本町一・二丁目の大半が準防火地域、本町二丁目の一部が防火地域にそれぞれ指定されている。

図 桐生市都市計画図（保存地区周辺拡大）

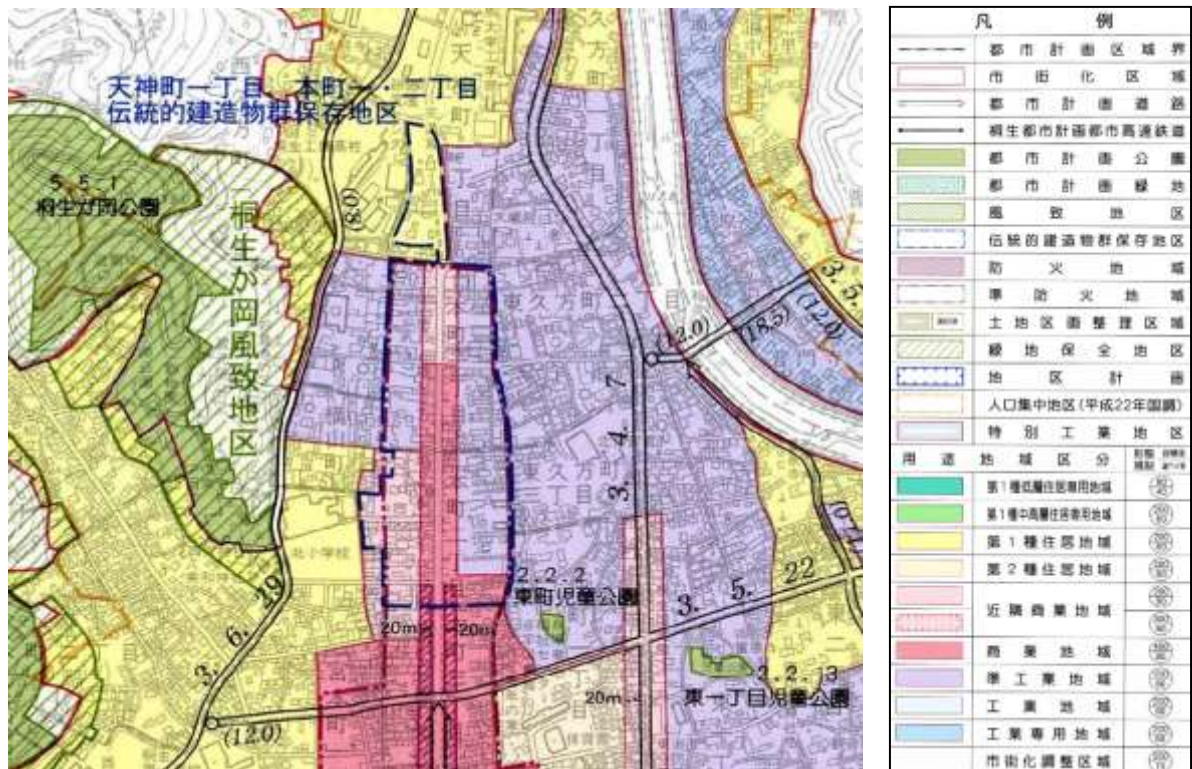


表 都市計画基礎調査区調書による本町一・二丁目の用途地域別面積

	調査区面積 (ha)	用途地域					
		第1位		第2位		第3位	
		地域地区	面積	地域地区	面積	地域地区	面積
本町一丁目	6.5	準工業地域	4.6	近隣商業地域	1.3	商業地域	0.6
本町二丁目	6.9	近隣商業地域	2.6	準工業地域	2.6	商業地域	1.7

(資料:平成 24 年度桐生市都市計画基礎調査)

④ まちづくりの経緯

保存地区周辺の歴史まちづくりは、平成の初め頃に地元住民の危機感から始まり、様々な活動を重ねる中で、行政がその活動を支援するようになり、その相乗効果でまちづくり活動が進められ、既に25年近い積み重ねとなっている。

これらの経緯を見ると、近世以降受け継がれてきた、武家が少なく商人が主体のまちづくりの素地が今も息づいており、住民と行政が連携したまちづくりを展開してきたまちであるといえる。

表 まちづくりの経緯

年	住民活動	景観、町並み整備	調査、施策等の展開	その他
昭和50年代	商店街近代化事業等による街路拡幅工事で、本町三丁目～六丁目の歴史的町並みがなくなり、本町一・二丁目の歴史的町並みだけが残る。			
平成元				
平成2	「蔵活用会議」の開催		「群馬県近代化遺産総合調査」の実施	
平成3	「桐生新町保存会」の発足 「桐生の民家・神社・町づくりフォーラム」の開催			
平成4	「桐生の町づくりフォーラム」の開催		「近代化遺産拠点都市宣言」の決議（桐生市議会）	
平成5			「伝統的建造物群保存対策調査」の実施	
平成6		※「桐生市都市景観条例」の制定		「矢野蔵群（現有鄰館）」の寄付
平成7	「伝建条例制定」の要望（本町一丁目町会）			
平成8	「買場紗綾市」の開催 「まちづくりの北の核」として位置付け（ファッションタウン構想）		「近代化遺産保存対策調査」の実施	
平成9				※「ファッションタウン桐生推進協議会」の設立
平成10				※「全国近代化遺産活用連絡協議会」の設立（桐生市で総会開催）
平成11	「伝建同意収集活動（第一次）」の実施（206世帯、60%）			
平成12	「本一・本二まちづくりの会」の発足			

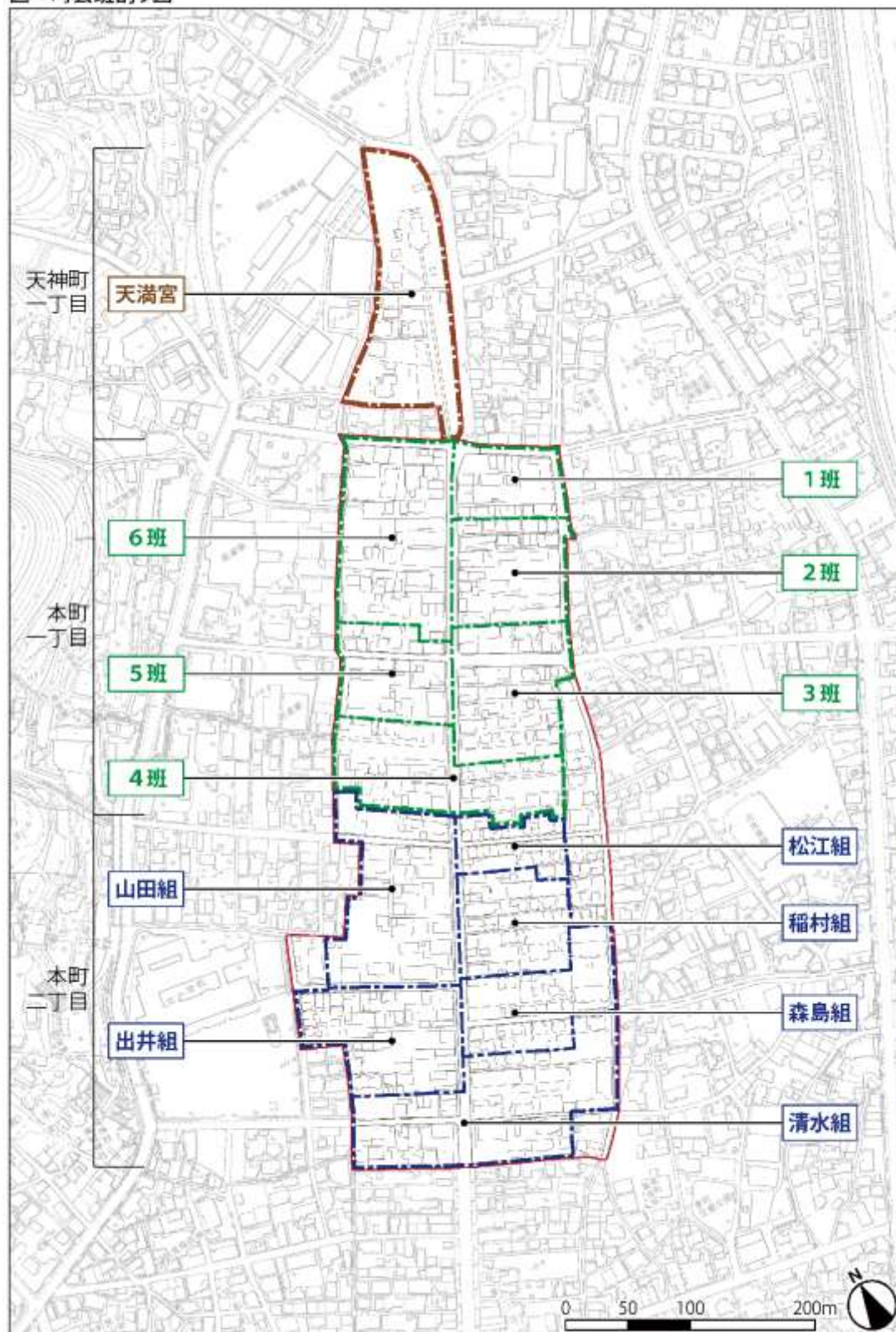
年	住民活動	景観、町並み整備	調査、施策等の展開	その他
平成13	まちうち再生総合支援事業による「まちうちウォッチング」の実施		「まちうち再生総合支援事業」の導入（県費補助事業）平成18年度まで	「桐生市第4次総合計画」の策定
平成14	まちうち再生総合支援事業による「寄合所しんまちさろん」の開設（まちづくりの拠点）、「まち歩きマップ」の作成	「買場通り改修工事社会実験」の実施		
平成15	まちうち再生総合支援事業による「まちづくり住民意識実態調査」の実施			
平成16	まちうち再生総合支援事業による「桐生新町まち並み現況調査」の実施		「桐生新町道路検討委員会」の開催	
平成17	まちうち再生総合支援事業による「桐生新町まち並みデザイン集」の作成、「桐生新町まちづくり構想(案)」の検討			
平成18	まちうち再生総合支援事業による「桐生新町重要建造物」の指定、「桐生新町まちづくり構想」の作成			※「富岡製糸場と絹産業遺産群」が暫定リストに登録
平成19	まちうち再生総合支援事業による「桐生新町まちづくり基本計画」の作成		「桐生新町まちづくり基本計画」の作成支援	
平成20	「伝建同意収集活動（第二次）」の実施（361名、76%）		保存対策調査の実施 保存条例の制定	防災について考える住民懇談会
平成21	桐生新町町立400年祭 NPO法人本一・本二まちづくりの会	本町通り道路検討会 本町通り交通社会実験	桐生の元気再生事業	
平成22				
平成23				まちづくりシンポジウムin桐生新町
平成24	桐生新町まちなみ委員会の設立		重伝建地区選定	
平成25			防災対策調査の実施	防災まちづくり講演会
平成26				

⑤ 本町一・二丁目及び天神町一丁目の町会

本町一・二丁目及び天神町一丁目の町会及びそれを構成する「班」「組」は図のとおりである。

本町一丁目、本町二丁目はそれぞれ6つの班、組で構成されており、本町一・二丁目は合わせて12班または組で構成されている。また、本町一・二丁目の一部や天神町一丁目は第10区等別の町会に属している。

図一町会班割り図



(3) 災害・防災の状況

① 災害履歴

7. 火災

桐生新町における火災被害の状況は、以下のとおりである。特に、明治8年のあかまや火事において大きな被害を受けており、本町一丁目（当時新町一丁目）のほぼ全域にわたる火災であったとされている。

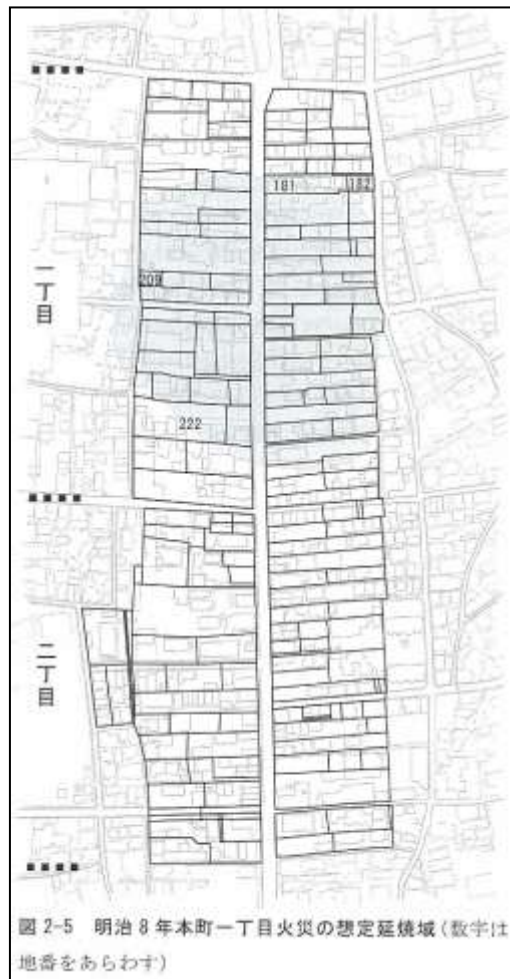
また、平成26年8月には、保存地区内で火災が発生し、特定物件1棟が焼失した。

表 桐生新町における火災

表 2-1 桐生新町における火災（※印は一・二丁目）
『桐生消防史』より抜粋

和暦	西暦	場所	焼失件数
元文5年4月	1740	新町四丁目	5
延享3年	1746	新町二丁目 ※	20
寛延元年11月	1748	新町二丁目 ※	7
安永3年12月	1774	新町	—
天明8年11月	1788	新町三丁目	18
寛政4年4月	1792	新町二丁目・今泉村 ※	68
寛政5年6月	1793	新町	—
寛政5年11月	1793	新町	7
寛政8年11月	1796	新町四丁目	32
寛政9年2月	1797	新町六丁目	31
寛政9年3月	1797	新町四丁目	3
寛政10年1月	1798	新町二丁目 ※	30
寛政11年12月	1799	新町一丁目 ※	—
享和3年10月	1803	新町三丁目	5
文政7年11月	1824	新町五丁目	73
弘化3年2月	1847	新町六丁目	7
嘉永元年1月	1848	新町六丁目	2
嘉永元年1月	1848	新町四丁目	—
嘉永4年12月	1851	新町五丁目	78
文久2年4月	1862	新町四丁目	5
元治元年11月	1864	新町四丁目	350
慶応2年10月	1866	新町六丁目	1
明治元年1月	1868	新町五丁目	—
明治8年4月	1875	新町一丁目 ※	117
明治13年2月	1880	新町三丁目	70
明治31年5月	1898	桐生町三丁目	—
明治35年5月	1902	桐生町一丁目 ※	50
明治39年5月	1906	桐生町四丁目	13
明治44年2月	1911	桐生町二丁目 ※	—

図 明治8年の火災による想定延焼域



資料：桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査

また、近年の火災の状況は以下のとおりである。桐生市内の火災の発生件数は、近年は年間60件前後で推移しており、うち約半数を建物火災が占めている。

桐生市及びみどり市内の出火要因では、各年とも放火・放火の疑いが最多となっている年が多く、その他、たばこ、コンロ、たき火等が上位を占める傾向がみられる。

表 火災発生件数の推移

単位：件

	桐生市	うち			
		(車両)	(建物)	(林野)	(その他)
H15年	42	3	29	0	10
H16年	54	2	31	6	15
H17年	60	5	37	3	15
H18年	67	6	42	2	17
H19年	61	8	44	6	26
H20年	69	7	36	3	23
H21年	64	3	37	3	21
H22年	64	5	30	2	27
H23年	47	6	19	2	20
H24年	61	3	35	1	22
H25年	55	7	22	6	20
H26年	48	6	20	3	19

※平成17年6月13日、桐生市と新里、黒保根町が合併したため桐生市の件数に含む。

資料：桐生市消防本部

表 出火要因の推移（桐生市・みどり市）

単位：件

	たき火	たばこ	火遊び	コンロ	放火 放火の 疑い	ストーブ	マッチ ライター	煙突 煙道	電灯等 配線	不明 調査中	その他
H15年	9	7	5	11	17	2	2	2	1	7	11
H16年	13	15	7	12	20	5	4	0	2	12	13
H17年	9	10	3	13	4	4	1	1	6	10	13
H18年	7	15	6	12	8	2	1	0	1	5	11
H19年	4	13	6	8	11	2	1	0	1	5	11
H20年	11	7	5	11	14	6	2	0	2	15	8
H21年	6	8	9	9	19	3	0	0	1	15	10
H22年	7	8	3	6	28	3	2	1	2	6	17
H23年	12	10	1	8	17	3	1	0	2	3	7
H24年	6	20	3	11	11	1	0	1	1	8	15
H25年	6	8	2	6	9	2	0	0	3	13	7
H26年	8	12	0	6	8	1	1	0	3	17	10

資料：桐生市消防本部

1. 自然災害の履歴

桐生市における明治以降の主な自然災害の記録は次の表のとおりである。保存地区やその周辺に被害が及んだものは少ないが、昭和22年のカスリーン台風、平成23年の東日本大震災、平成26年の大雪等の被害を受けている。

表 過去の主な災害

月 日	降雨量	災 害 種 別	摘 要
明治 2. 7. 13		大 風 雨	渡良瀬川洪水
3. 7. 18		大 洪 水	渡良瀬川堤防破壊赤岩より新川分流
5. 9. 9		大 雷 雨	渡良瀬川洪水 須永村で三名押流される
9. 6. 23			渡良瀬川洪水
11. 6			〃
13. 7			〃
18.			〃
21. 7. 15			渡良瀬川洪水 桐生川洪水
21. 7. 25		強 雷 雨	桐生川保井堤流失 今泉辺床上浸水 渡良瀬川洪水
22. 7			渡良瀬川洪水
23. 7. 23			新宿沿岸堤防決壊
23. 8. 23			一本木村堤防決壊 新川はん濫
24. 7		大 嵐 大 雨	渡良瀬川洪水
27. 8			新川架設水桶橋流失 織物会社西裏堤防決壊浸水
29. 9. 9			毛里田村待堰入口埋没 大字一本木地先堤防流失
30. 9. 8			渡良瀬川、桐生川洪水
31. 9/6・7			大字一本木地先堤防破壊
35. 9. 25		暴 風 雨	境野村三ツ堀辺床上浸水
39. 7. 19			渡良瀬川、桐生川増水
40. 8. 25			広沢村三唐川用水路破壊
42. 7. 13			山田橋流失
43. 8. 2			渡良瀬川洪水 被害激甚
大正 3. 8. 13			新田堀入口付近河身転変
5. 7. 29			渡良瀬川洪水
11. 8. 25			〃
13. 8. 13		強 い 風 雨	〃
昭和 5. 7. 30		大 暴 風 雨	〃
13. 9. 1	112.5		桐生川沿岸被害激甚
22. 9. 15	225	カスリーン台風	渡良瀬川、桐生川大洪水 新川沿岸、境野方面被害激甚
23. 9. 16			間の島堤防決壊
24. 9. 1	100	キ テ イ 台 風	大字如来堂渡良瀬川堤防決壊
平成23. 3. 11		東北地方太平洋沖地震	桐生市 震度6弱を観測
25. 9. 16		台風第18号	竜巻の発生に伴う被害
26. 2. 14		大 雪	低気圧と上空の寒気の影響により大雪
26. 4. 15		林野火災	菱町二丁目一色地内 黒川ダム付近

資料：桐生市地域防災計画

○ 震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により、桐生市では震度6弱の揺れを観測した。本町一、二丁目の全棟を対象に被害状況を調査したところ、本町一丁目は77棟、二丁目は56棟の計133棟が被害を受けた。また、損壊の程度では、表面損傷50%未満の損壊①が最も多く、83棟であるが、軸部損傷の評価④も8棟ある。

表 保存地区における東日本大震災の被災状況

	被害箇所				総体	屋根及び外壁	損傷箇所の程度(※)				蔵	蔵以外
	屋根	外壁	基礎	構造			①	②	③	④		
一丁目	50	60	14	3	77	35	48	5	20	4	20	57
二丁目	44	30	10	3	56	20	35	4	12	4	12	44
計	94	90	24	6	133	55	83	9	32	8	32	101

※損壊箇所の程度

評価①：表面損傷50%未満

評価②：表面損傷50%以上

評価③：下地損傷

評価④：軸部損傷

資料：桐生市

表 東日本大震災の被災状況（市全体）

【平成23年3月】 東北地方太平洋沖地震 被害状況

人的被害	死 者	0人	住家等被害	全壊	0件
	行方不明者	0人		半壊	2件
	重傷者	0人		一部破損	3,168件
	軽傷者	1人		ブロック塀の破損	37件
自主避難による避難者		8人	自主避難による避難所開設		2か所
桐生市災害対策本部設置					

資料：桐生市地域防災計画

写真 保存地区における震災被害の様子



○ 風水害

過去に被害を受けた自然災害の多くが風水害であり、特に、昭和22年9月のカスリーン台風により大きな被害を受けている。本市内では、死者113名、重軽傷者167名、り災者58,075名、床上浸水4,920戸、桐生新町では、負傷者1名、り災者4,674名、家屋の流出3戸、半壊が1戸、床上浸水30戸、床下浸水950戸の被害を受けている。

また、保存地区東側の桐生川の堤防は、昭和13年9月に1箇所、カスリーン台風で2箇所の計3箇所で破堤している。

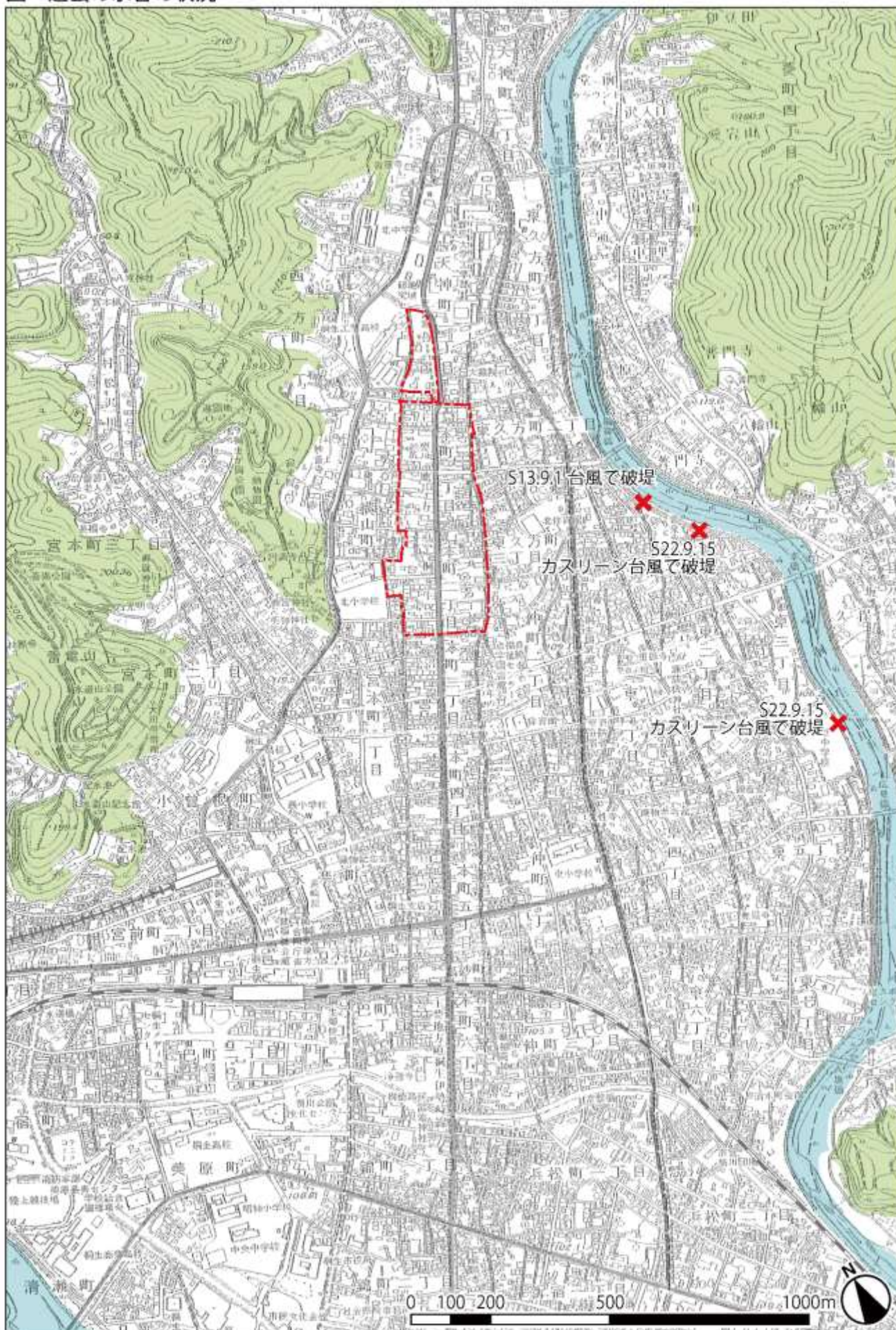
表 カスリーン台風の被害状況（市全体）

[昭和22年9月] カスリーン台風 被害状況

死	者	113人	家	床上浸水	4,920戸		そ	菜	42町6反
				床下浸水	6,614戸		そ	の	13町7反
重	軽	傷	者	167人					
り	災	者	58,075人						
家									
畜	馬	2頭							
家	豚	1頭							
家	鶏・うさぎ	17匹							
屋	流失	213戸							
	全壊家屋	139戸							
	半流失	461戸							

資料：桐生市地域防災計画

図一過去の水害の状況



○ 大雪

平成26年2月14日の大雪により、保存地区内の建築物を含む建築物被害が発生し、特定物件では60件、特定物件以外では59件の計119件の被害を受けた。

表 保存地区における大雪の被害状況

		特定物件	特定物件以外	計
屋根・庇	屋根歪み	3	5	8
	瓦ズレ・落下	20	8	28
	軒損傷	1	0	1
	庇損傷	9	4	13
	樋損傷	13	21	34
外壁	外壁落下	1	0	1
その他	天窓損傷等	13	10	23
工作物	カーポート等	－	11	11
計		60	59	119

※1件で被害が重複している場合は、被害の大きい方を採用している。

資料：桐生市

写真 保存地区における大雪被害の様子



② 災害の想定

7. 浸水想定区域及び急傾斜地崩壊危険区域

国土交通省指定（平成17年3月）、群馬県指定（平成21年6月）の浸水想定区域等を基に「桐生市洪水ハザードマップ」では、桐生川が約100年に1回あるかないかの大雨により増水し、市内で堤防が決壊した場合に想定される浸水の状況を想定しており、本町一丁目の一部と二丁目が浸水深が1m未満の区域となっている。

また、群馬県が平成15年度にまとめた調査によると、保存地区より北西の斜面や桐生川を挟んで東側の斜面に急傾斜地崩壊危険箇所がみられ、急傾斜地崩壊対策工事は一部の急傾斜地において行われている。



桐生川



急傾斜地崩壊危険箇所（対策工事済）

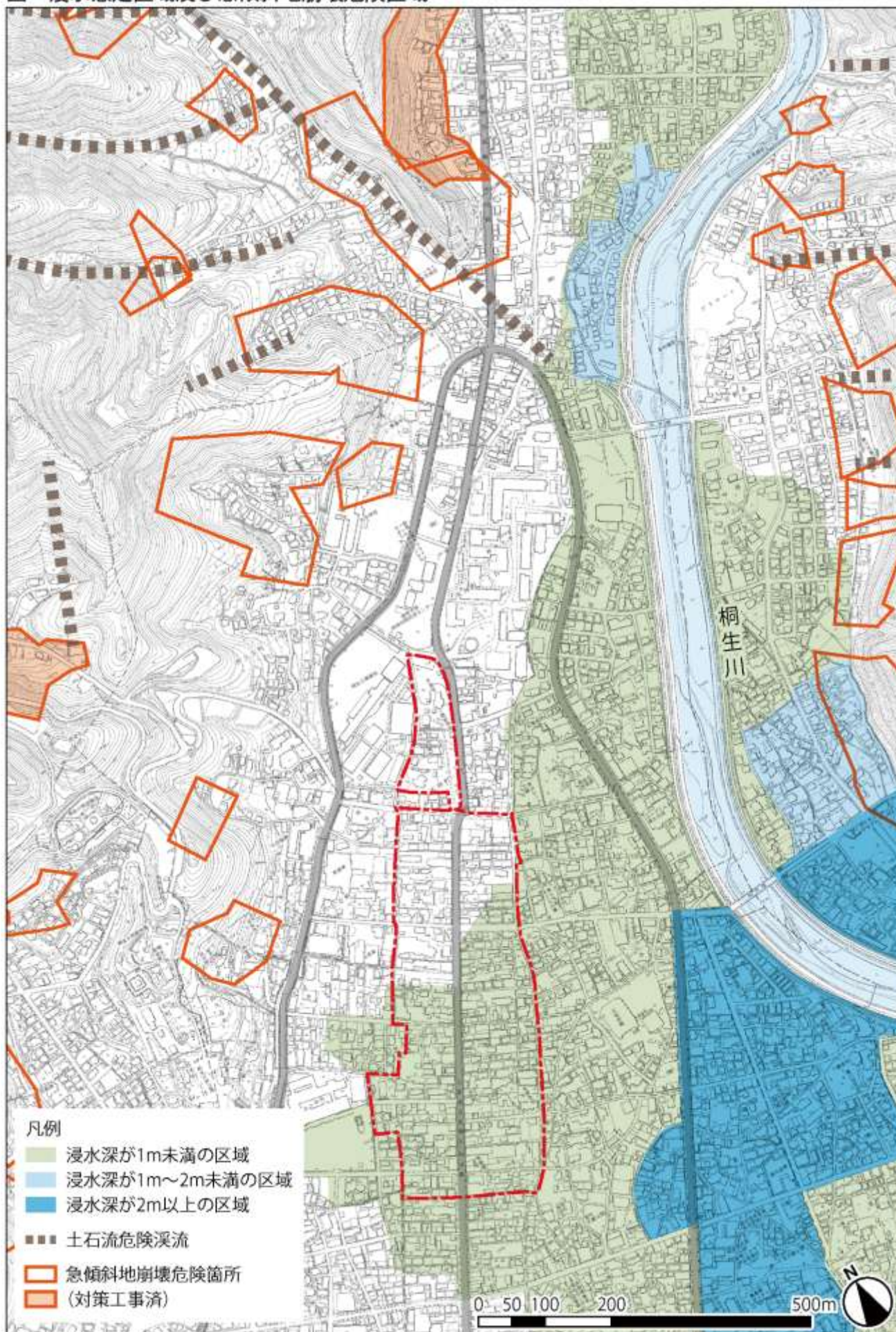


急傾斜地崩壊危険箇所



急傾斜地崩壊危険箇所

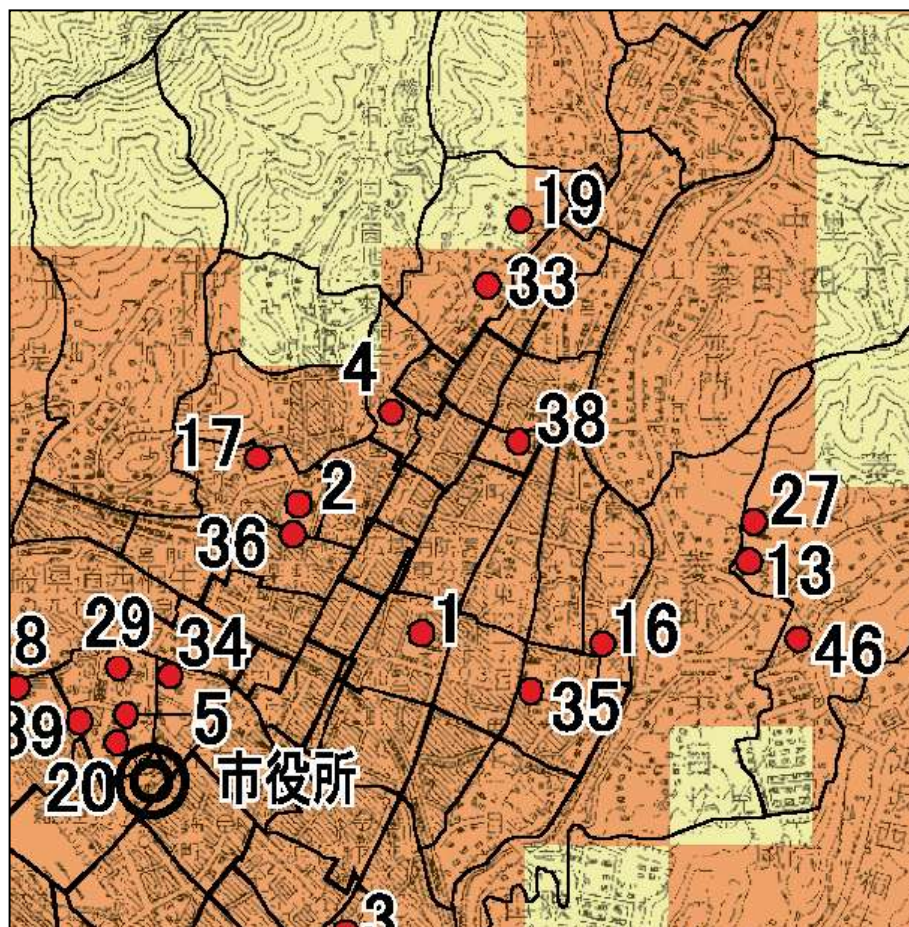
図一 浸水想定区域及び急傾斜地崩壊危険区域



資料：急傾斜地崩壊危険箇所（群馬県、平成 15 年度）／桐生市洪水ハザードマップ

1. 桐生市揺れやすさマップ

桐生市に最も大きな被害をもたらす想定地震である、「群馬県南東部地震」が発生した場合、本町一・二丁目、天神町一丁目やその周辺の各町は、いずれも震度6弱の揺れが想定されている。



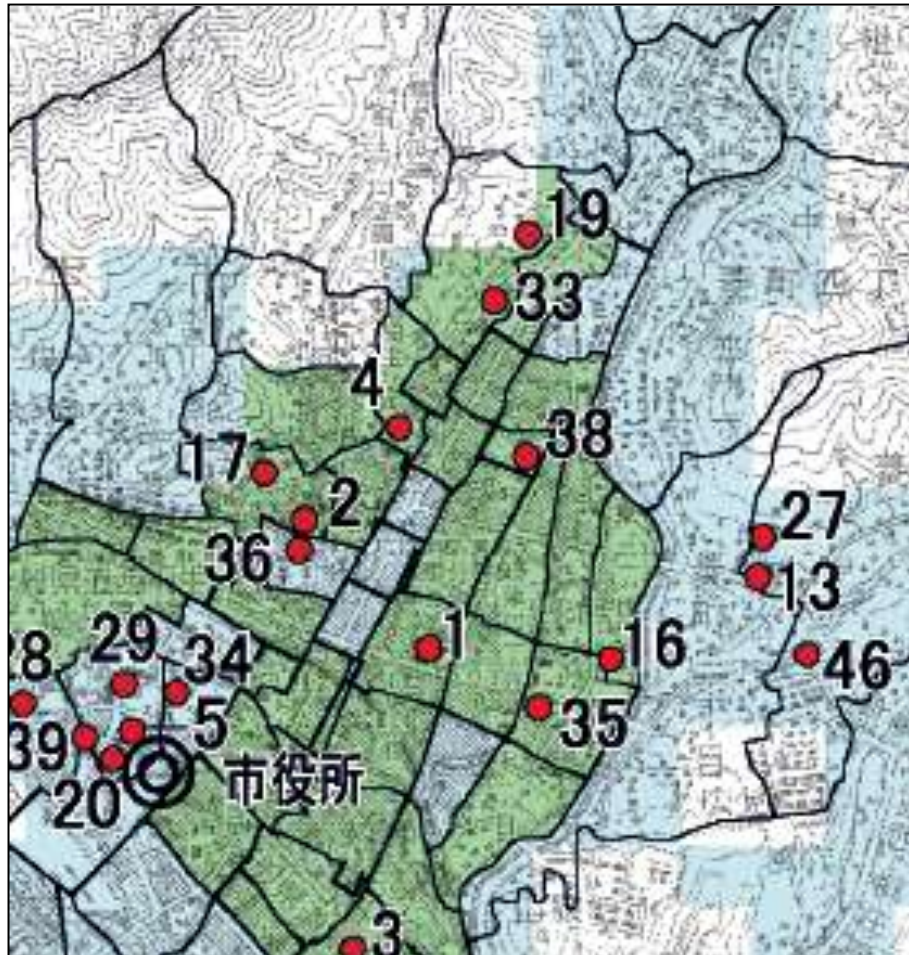
※保存地区周辺を拡大／図中数字は避難施設を示す

震度の解説				
震度階級 計測震度	震度7 6.5~	震度6強 6.0~6.4	震度6弱 5.5~5.9	震度5強 5.0~5.4
人間	揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。	立っていることができず、はわないと動くことができない。	立っていることが、困難になる。	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。
屋内の状況	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	棚にある食器類、書籍の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸が外れる。
屋外の状況	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。

資料：桐生市揺れやすさマップ(平成 20 年1月発行)

9. 桐生市危険度マップ

揺れやすさマップに建築物の構造（木造・非木造）と築年次を重ね合わせ、全壊する建築物の割合を危険度として表示した「桐生市危険度マップ」では、地域内の建築物の中で全壊する建築物の割合が、本町一・二丁目、天神町一丁目では0.5%以上～1%未満、周辺の各町は0.5%以上～1%未満または0.1%以上～0.5%未満が想定されている。



※保存地区周辺を拡大／図中数字は避難施設を示す

凡 例		
危険度		地域内の建物の中で全壊する建物の割合
低い 高い		0%もしくは建物がない
		0.1%以上～0.5%未満
		0.5%以上～1%未満
		1%以上～3%未満
		3%以上～5%未満
		5%以上～7%未満
		7%以上～10%未満
		10%以上～12%未満
		12%以上

資料：桐生市危険度マップ（平成 20 年1月発行）

③ 指定緊急避難場所及び指定避難所分布

保存地区に指定緊急避難場所・指定避難所はなく、保存地区周辺の北小学校、北公民館、桐生工業高校が指定緊急避難場所ならびに指定避難所、東町児童公園、旧北幼稚園、群馬大学理工学部体育館・工学部会館・駐車場・テニスコートが指定緊急避難場所となっている。

※ 指定緊急避難場所、指定避難所は災害対策基本法により以下の通り定められている。

指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。

指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に居られなくなった住民等を滞在させるための施設。



北小学校



北公民館



東町児童公園

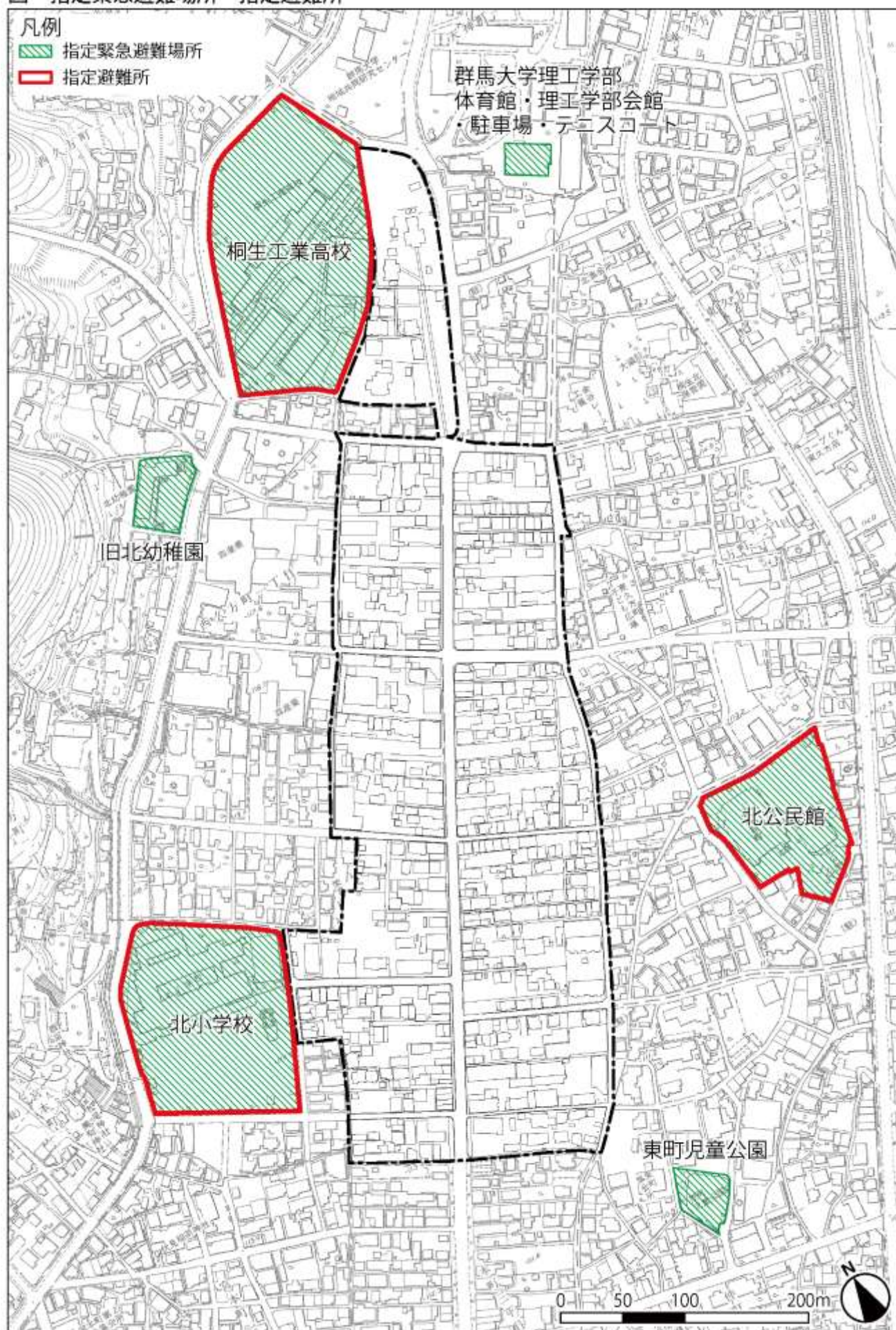


桐生工業高校

表 保存地区周辺の指定緊急避難場所及び指定避難所の状況

施設・場所名	所在地	指定緊急避難場所 (災害種別ごとに適否)					指定避難所
		洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
東町児童公園	仲町1丁目832	—	○	○	—	—	—
桐生工業高等学校	西久方町1丁目1-41	○	○	○	○	○	○
旧北幼稚園	西久方町1丁目4-9	○	○	—	—	○	—
北小学校	西久方町2丁目1-5	○	○	○	○	○	○
群馬大学理工学部体育館・工学部会館・駐車場・テニスコート	天神町1丁目5-1	○	○	—	○	○	—
北公民館	東久方町3丁目3-26	○	○	—	—	○	○

図一指定緊急避難場所・指定避難所



資料：桐生市

④ 消防設備等分布

7. 消防水利

消防水利は「消火栓」「防火水槽」「河川・溝等」「濠・池等」などの種類があり、総務省消防庁による「消防水利の基準」によって、防火対象物から消防水利までの距離が定められている。なお、桐生市の年間平均風速は4 m/s未満であることから、商業地域、近隣商業地域では100m以下、第一種住居地域、準工業地域では120m以下となっている。

保存地区及びその周辺地区の消防水利は、消火栓（埋設式）、防火水槽があり、消火栓については、サインとともに設置されている消火栓は1箇所であるものの、原則として黄色の塗料が蓋のまわりに塗られている。また、防火水槽は全てサインとともに設置されている。

なお、保存地区内の消防水利は、「消防水利の基準」に基づいて適正な間隔で設置されており、消火栓については、本町一丁目の西側で最大約170m程度離れている箇所があるが、それ以外では概ね100m程度の間隔で設置されている。保存地区内の地形は平坦であることから、消防水利から最大で200m程度までホースの延長が可能である。そのため、保存地区内のいずれの場所においても、本町通り沿いに設置されている消火栓に加えて、それに並行する南北方向の市道に沿って設置されている消火栓からホースが延長可能であるため、複数の消火栓によりカバーされている。

また、消火のために必要な水量については、消火栓が接続されている水道管が直径150mm以上のものであれば、複数の消火栓の同時使用が可能であるが、直径100mmまたは75mmの水道管の場合は複数の消火栓を同時に使用した場合に水量が足りなくなるおそれがある。

保存地区の西側に設置されている消火栓は概ね直径150mm以上の水道管に接続されている一方で、東側では直径100mmの水道管に接続されている消火栓が多い。そのため、保存地区東側で火災が発生した場合、消火栓を同時に使用することで水量が足りなくなるおそれがあるものの、東側には市営住宅岡城団地、北体育館北側、東久方町こども広場等複数の耐震性防火水槽が設置されており、最大200mまでホースを延長できることから、それらのエリアは、防火水槽によりカバーされている。

なお、保存地区及び周辺の防火水槽は、いずれも一般的な戸建て住宅一棟の消火に必要とされる水量である40立方メートルのものが設置されている。

このことから、保存地区やその周辺において、本格消防に使用するための消防水利は概ね十分な設備が整っていると言える。

表 保存地区及び周辺地区の防火水槽

設置場所	容量	耐震	設置年月日
市営住宅岡城団地	40m ³	○	昭和58年4月1日
妙音寺駐車場内	40m ³	○	昭和61年9月30日
北体育館北側	40m ³	○	昭和53年10月11日
北公民館	40m ³	○	昭和54年9月19日
東久方町こども広場	40m ³	○	昭和50年3月3日
桐生天満宮	40m ³	○	昭和61年10月7日
桐生工業高校内(県)	40m ³	—	

1. 指定文化財の消防設備

保存地区内の指定文化財は、天満宮社殿と天満宮末社春日社、矢野本店店舗及び店蔵、旧矢野蔵群（有鄰館）であり、天満宮社殿については文化財として火災から保護するため、桐生市消防本部資料によると、桐生天満宮の保有設備は消火器、自動火災報知設備となっている。また、矢野本店店舗及び店蔵、旧矢野蔵群には一号消火栓が整備されている。



消火栓遠景(四角型)



消火栓近景(四角型)



消火栓遠景(丸型)



消火栓近景(丸型)



桐生天満宮内消火栓



防火水槽サイン遠景



防火水槽近景



消火栓サイン

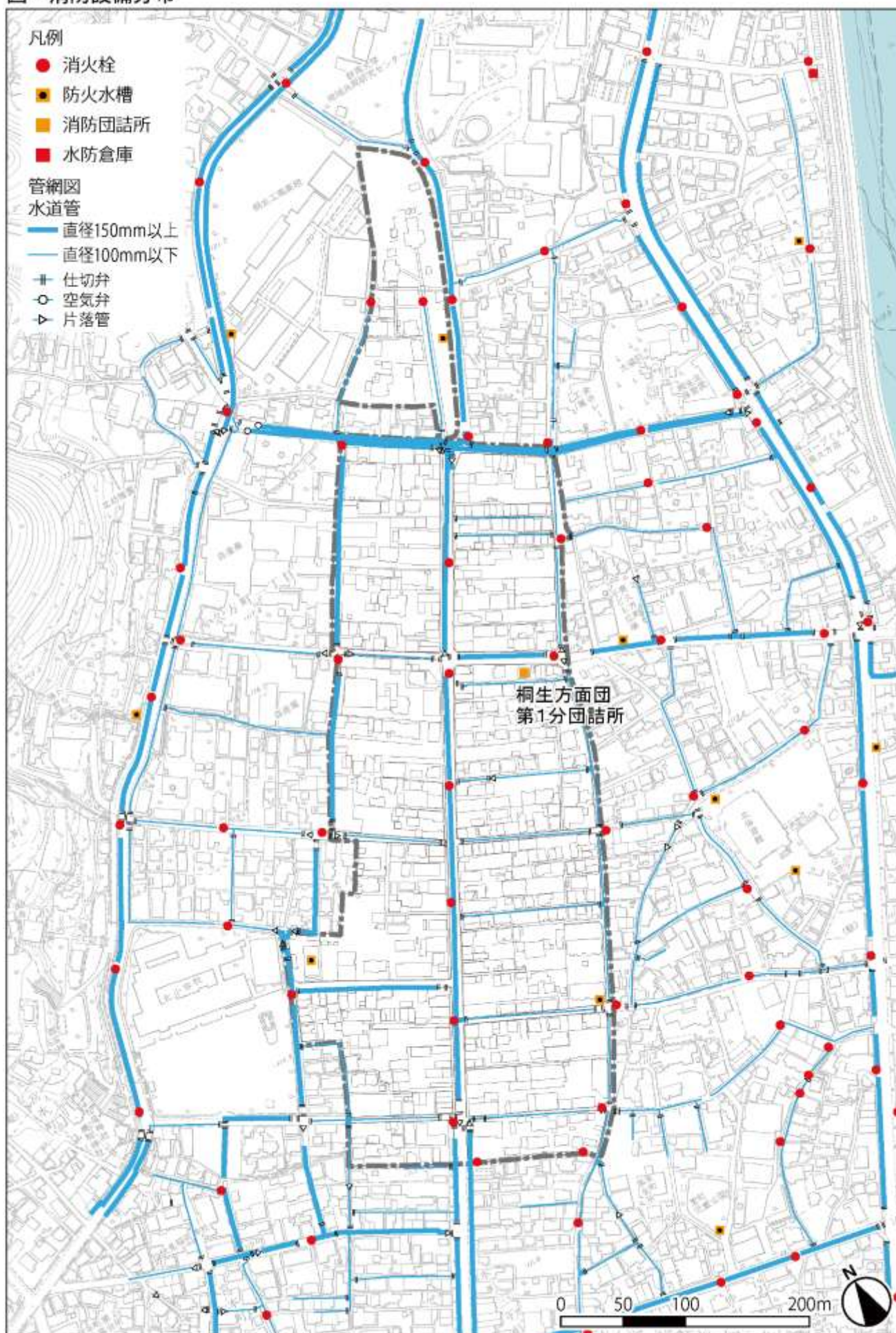


消防水利サイン



防火水槽(北小学校プール)

図一 消防設備分布



資料：桐生市消防本部／桐生市管網図

⑤ 防災避難の組織、体制

7. 桐生市消防本部

保存地区や周辺地区は、桐生市消防本部・桐生消防署東分署の管轄区域となっている。桐生消防署ならびに桐生消防署東分署の状況は以下の表のとおりである。



桐生市消防本部
桐生消防署



桐生市消防本部
桐生消防署東分署

表 桐生市消防本部の状況

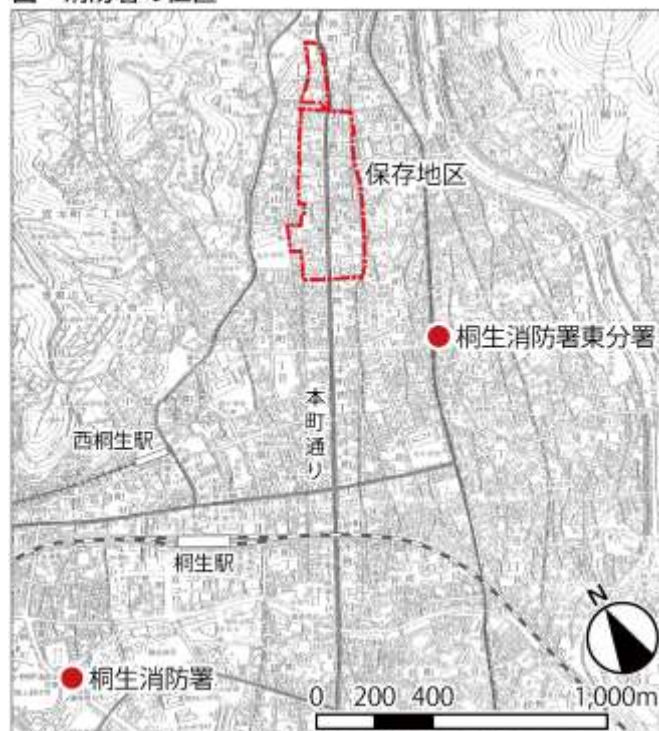
桐生市消防本部 桐生消防署 (所在地：元宿町)	水槽付消防ポンプ自動車	13 (2) 台
	化学消防自動車	1 (1) 台
	救急自動車	8 (2) 台
	指揮自動車	2 (2) 台
	救助工作車	1 (1) 台
	人員 (総数)	220 (61) 名

※ () 内は、桐生消防署庁舎内の車両台数

桐生市消防本部 桐生消防署東分署 (所在地：東一丁目)	水槽付消防ポンプ自動車	3台
	救急自動車	1台
	広報車	1台
	人員 (総数)	21名

資料：桐生市消防本部

図一 消防署の位置



1. 消防団

桐生市の消防団は、桐生方面団と新里方面団、黒保根方面団により構成されている。本町一・二丁目では、桐生方面団のうち第1分団が組織され、その詰所が保存地区内（所在地：本町一丁目）に設置されている。詰所には、タンク車1台の駐車場の他、火の見櫓がある。また、天神町一丁目は桐生方面団第10分団の構成地区に属している。



桐生市消防団桐生方面団第1分団詰所

表 保存地区周辺の消防団の状況

分団		構成地区	車両台数	人員		
					幹部	団員
桐生方面団	第1分団	本町一丁目、二丁目、三丁目、横山町	タンク車1台	17名	5名	12名
	第10分団	東久方町一丁目、二丁目、三丁目、西久方町一丁目、二丁目、天神町一丁目、二丁目、三丁目、平井町	タンク車1台	16名	5名	11名

資料：桐生市消防本部

リ. 自主防災会

桐生市内の自主防災会は22組織あり、保存地区やその周辺では、本町一丁目、本町二丁目、第10区（東久方町一～三丁目、西久方町一～二丁目、天神町一～三丁目、平井町）の3組織がある。自主防災会の規約については、おのおので定めている。

各自主防災会は、夜回りの実施、D I G（災害図上訓練）の開催、防災備蓄品の配備等独自の活動を行っている。また、本町二丁目自主防災会では一時的な避難場所として駐車場等の11箇所を、地権者の承諾を得たうえで「ちょいにげ広場」として選定している。



ちょいにげ広場（サイン）



ちょいにげ広場

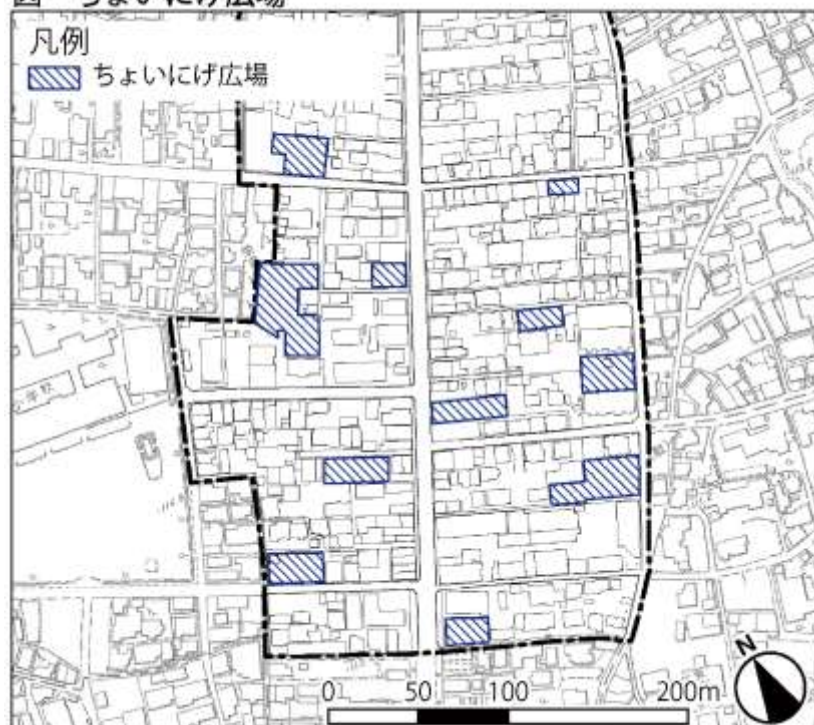


防災備蓄品の例



防災備蓄品の例

図ーちょいにげ広場



(4) 地区の環境の状況

① 道路等

保存地区及びその周辺地区には、本市の幹線道路である本町通り（写真①）、山手通り（写真②）、中通り（写真③）がほぼ南北に走っている。

保存地区では、本町通りやこれに交差する幅員約4～6m程度の生活道路等があり、それらの一部には桐生新町の町立ての頃からのものもある。

本町通りと並行する幹線道路に挟まれた市街地内を、南北に生活道路（写真⑤、⑩）が通り、東西では本町一・二丁目の丁界と町内のほぼ中央に生活道路（写真⑦）が通っている。

これらの幹線道路及び生活道路以外の道路は、4m未満の市道（二項道路等）や通路（民地）が多く、中には2m未満のものもある。

災害時における消防車や緊急車両の保存地区や周辺への進入路は、基本的に幹線道路である山手通り、本町通り、中通りの3つのルートである。



①本町通り



②山手通り



③中通り



④横山町、西久方町の東西方向の生活道路



⑤南北方向の生活道路（二項道路）



⑤同左



⑥横山町の狭隘な道路



⑦保存地区の東西方向の生活道路



⑧本町一丁目の路地（民地・駐車場として利用）



⑨本町一丁目の路地（民地）



⑩同左、本町通り側



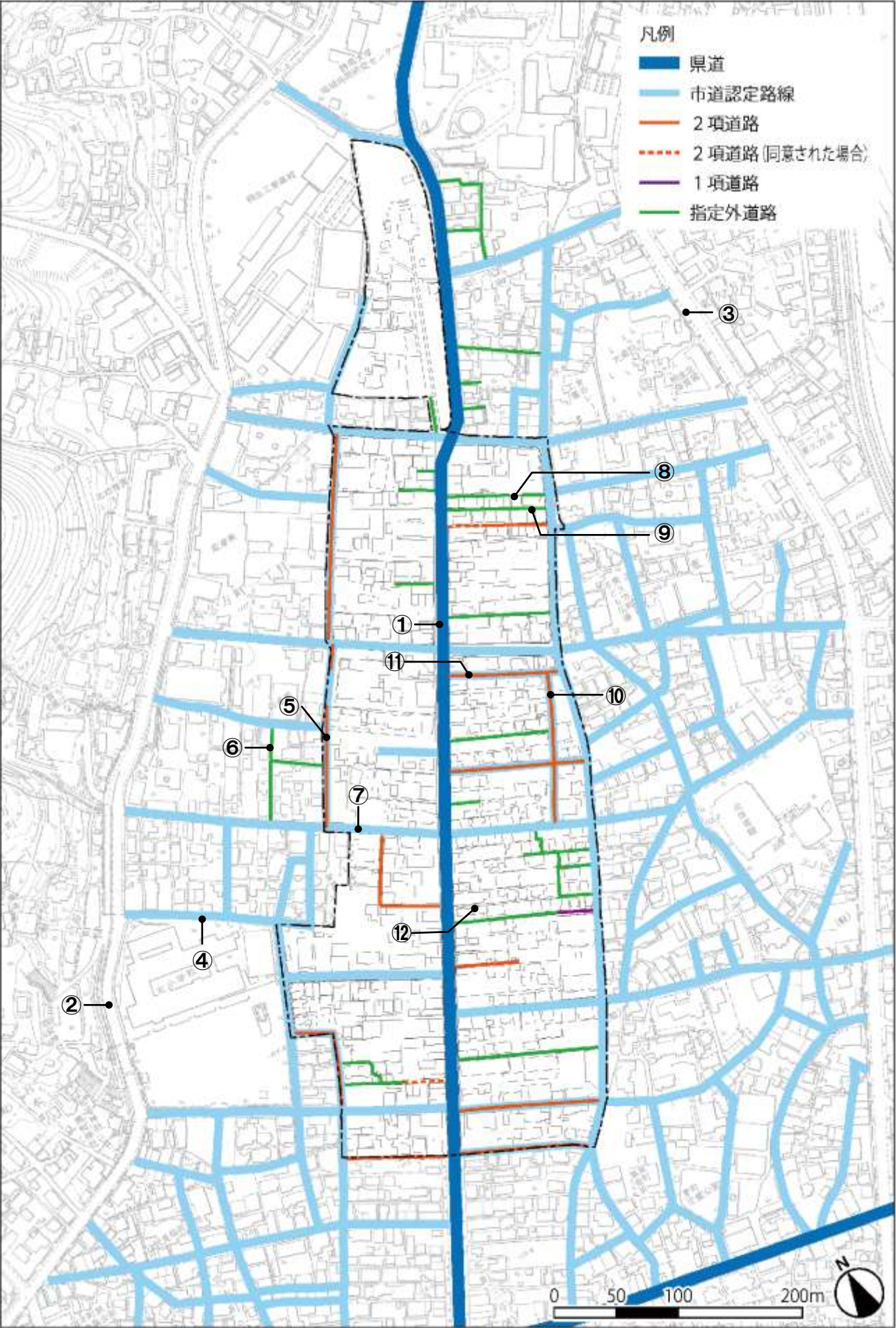
⑪本町一丁目の二項道路



⑫本町二丁目の路地（民地）



図一道路等の状況



資料：桐生市ほか

② 市有地

保存地区及びその周辺地区には、有鄰館（写真①）、市営住宅岡城団地（写真②）、商進会駐車場・本町一丁目集会所（写真③）、本町二丁目集会所（写真④）、消防団桐生方面団第1分団詰所（写真⑤）、北小学校（写真⑥）、北公民館・北体育館（写真⑦）等の敷地が市有地となっている。



①有鄰館



②市営住宅岡城団地



③商進会駐車場・本町一丁目集会所



④本町二丁目集会所



⑤桐生市消防団桐生方面団第1分団詰所



⑥北小学校



⑦北小学校プール



⑧北公民館



⑨東久方町子ども広場



⑩北地域包括支援センター



⑪北集会所



⑫東町児童公園

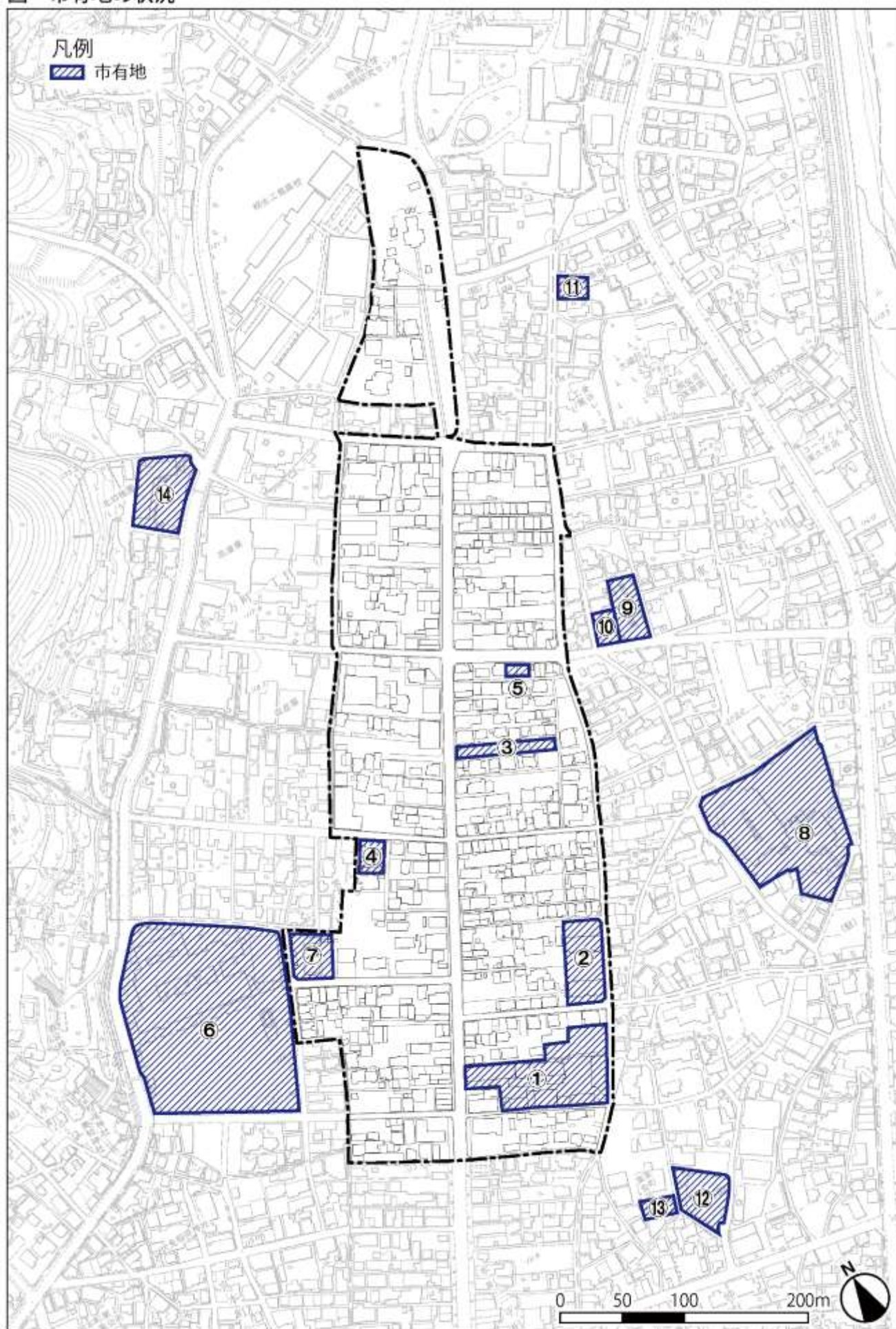


⑬東町集会所



⑭旧北幼稚園

図一 市有地の状況



資料：桐生市都市計画基礎調査ほか

③ 文化財等

保存地区には、群馬県指定重要文化財（有形文化財）が1件（「天満宮社殿（本殿・幣殿・拝殿）」）、桐生市指定重要文化財（有形文化財）が3件（「天満宮末社春日社」「矢野本店店舗及び店蔵」「旧矢野蔵群」）、及び国登録文化財（建造物）6箇所計21件（「森合資会社事務所他2棟」「無鄰館（旧北川織物工場主屋）他4棟」等）があり、保存地区周辺には国登録有形文化財（建造物）2箇所計5件のほか、山手通り沿いには寺社が分布している。



①県指定 天満宮社殿



②市指定 矢野本店店舗及び店蔵



③市指定 旧矢野蔵群



④市指定 天満宮末社春日社



⑤国登録 森合資会社事務所他2棟



⑥国登録 無鄰館(旧北川織物工場主屋)他4棟



⑦国登録 中村弥市商店店舗他6棟



⑧国登録 旧曾我織物工場(佐啓産業本町工場)



⑨国登録 曾我家住宅主屋他4棟



⑩国登録 平田家住宅旧店舗他3棟

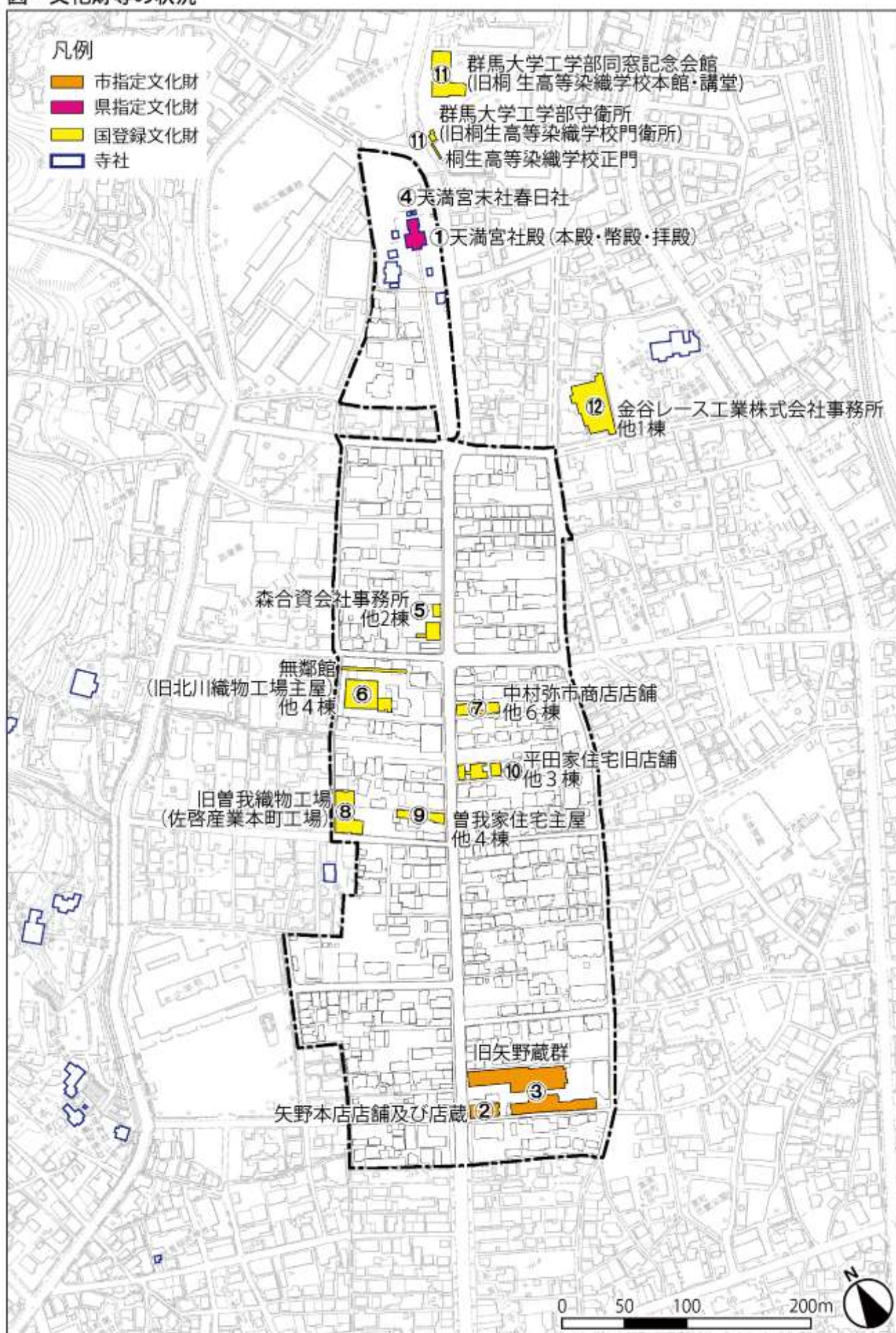


⑪国登録 群馬大学工学部同窓記念会館(旧桐生高等染織学校本館・講堂)他2棟



⑫国登録 金谷レース工業株式会社事務所他1棟

図一文化財等の状況



資料：桐生市ほか

④ 公共公益施設

保存地区内の公共公益施設は、有鄰館、伝建まちなか交流館、市営住宅岡城団地等があり、保存地区周辺には北公民館、北小学校、桐生工業高校、群馬大学理工学部等が立地している。



①有鄰館



②市営住宅岡城団地



③商進会駐車場・本町一丁目集会所



④本町二丁目集会所



⑤伝建まちなか交流館



⑥桐生市消防団桐生方面団第1分団詰所



⑦北小学校



⑧北公民館



⑨桐生工業高校



⑩群馬大学理工学部



⑪東久方町子ども広場



⑫北地域包括支援センター



⑬北集会所



⑭東町児童公園



⑮東町集会所



⑯本町二丁目郵便局

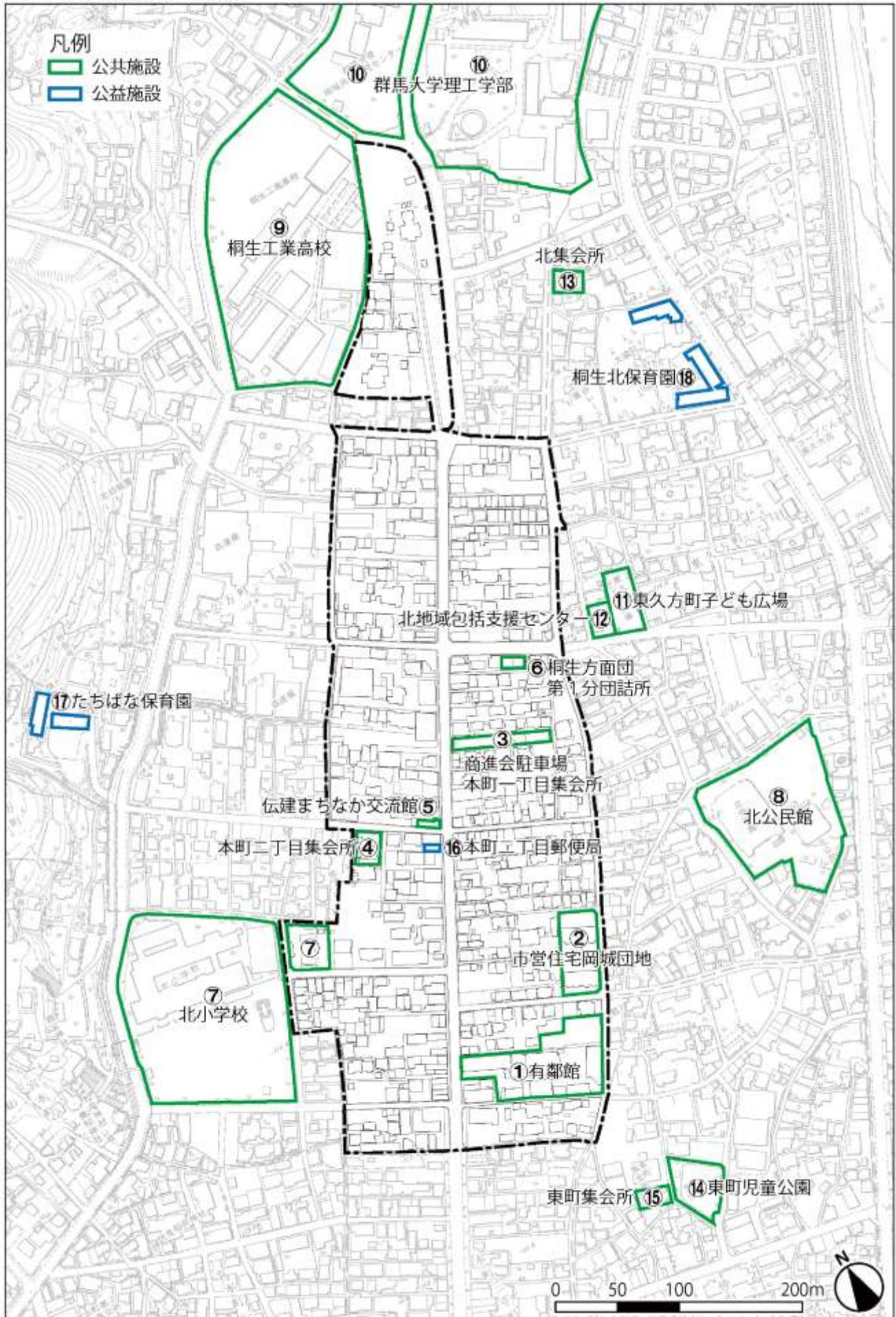


⑰たちばな保育園



⑱桐生北保育園

図一 公共公益施設の状況



資料：桐生市都市計画基礎調査ほか

⑤ 空地・駐車場等

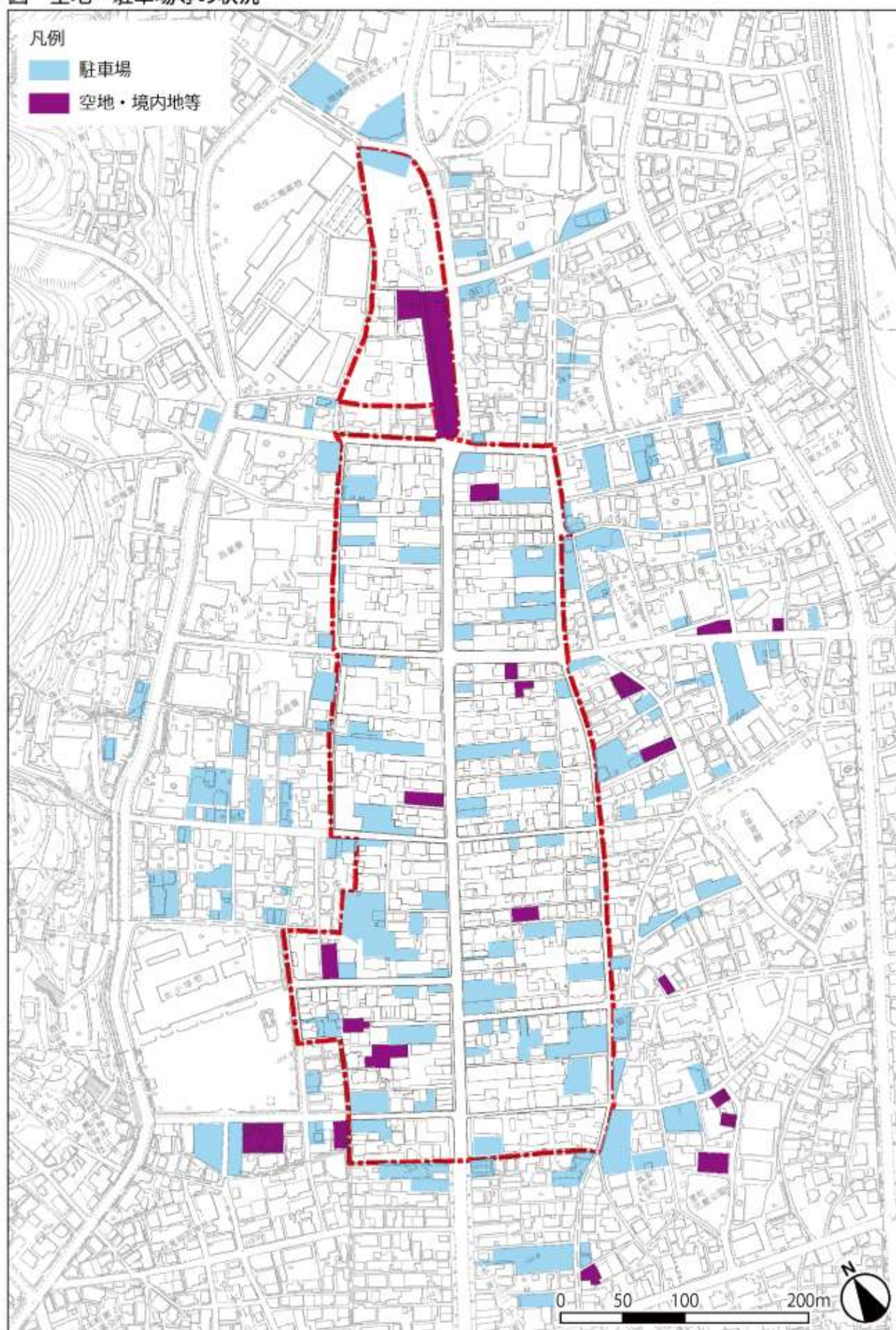
保存地区には、歴史的風致である敷地割が残っている。奥行き約40間の長い敷地が狭隘な道路や路地に接する敷地として細分化され、住宅等の建築物が建てられている一方で、庭や駐車場になっているものもあり、これらの空地、庭や駐車場は、災害時の一時避難場所、また南北方向の避難経路として利用できる可能性もある。

白図、都市計画基礎調査（土地利用現況図）等の既存資料を参考に、現地にて空地の分布を調査した結果、空地、駐車場は、幅が約5～10m（3間～6間）程度で奥行きの長い短冊型のものが多く、概ね満遍なく分布している。本町一丁目では南北方向の市道沿いに分布し、本町二丁目では「ちょいにげ広場」と重なるものが多い。

写真 空地・駐車場等の例

空地・境内地等			
駐車場			
（一時避難場所）			

図一空地・駐車場等の状況



⑥ 敷地境界線沿いの塀等

敷地境界部のフェンス等は、居住者の避難を妨げるおそれがある。

多くはブロック塀、コンクリート塀、金属製の塀であり、また、高さは1.2m以上のものが多く、避難の視点から考えると、これらの塀により隣地、隣家の状況（視覚的情報）が分かりづらいものとなっている。

さらに、地震時にはブロック塀が倒壊し避難を妨げるおそれがあり、奥行き約40間の敷地を細分化した街区中央部分で、ブロック塀等により囲まれている敷地からは隣地等への避難が困難になるおそれがある。

なお、調査の基準は以下の表のとおりである。

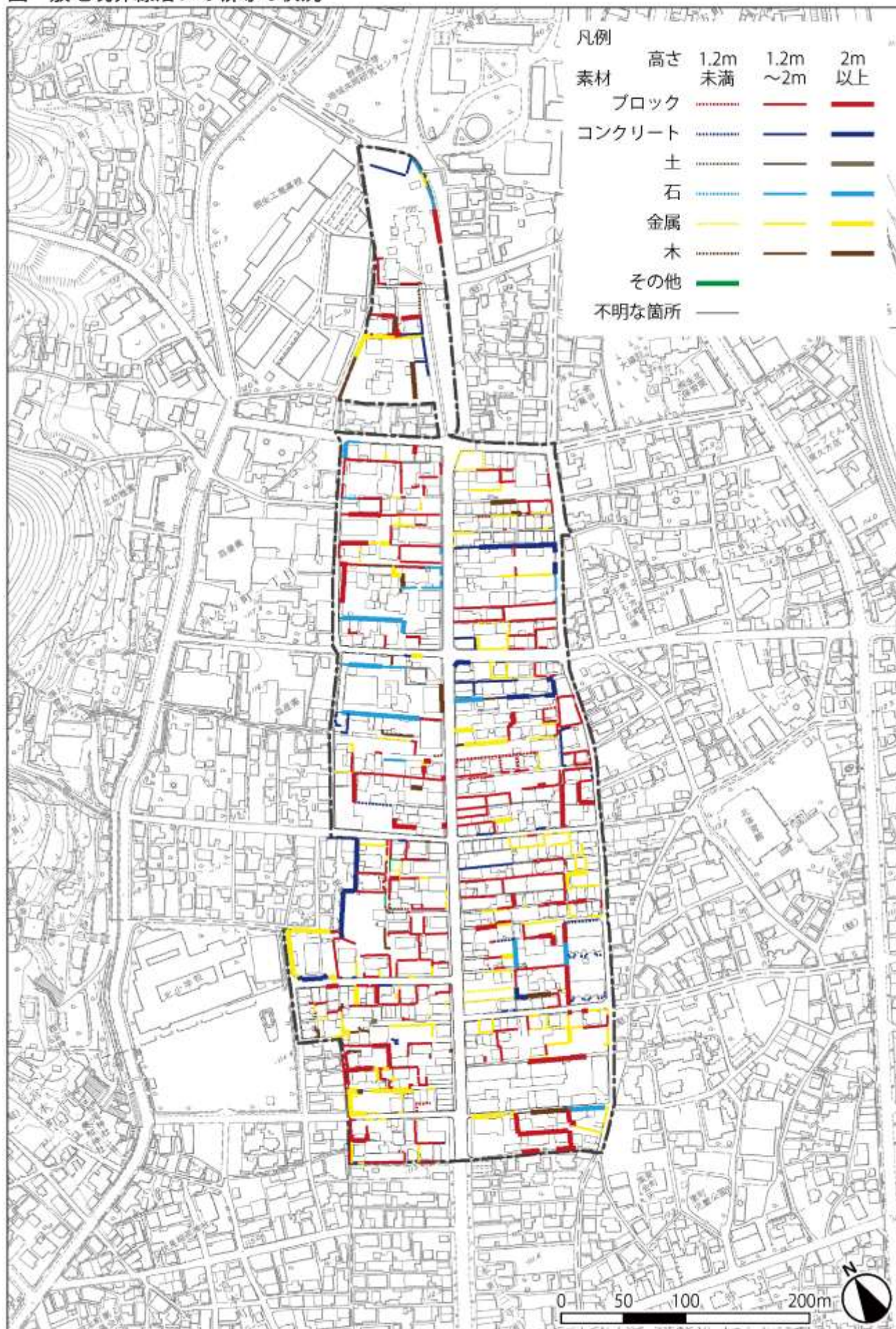
表 調査の基準

材質	ブロック塀、コンクリート塀、土塀、石積塀、金属塀・フェンス(トタン等)、木質塀
規模、高さ	メジャーによる計測、ブロックの積み上げられた個数による推測等により高さを次の3段階で判断 ・0～1.2m未満：建築建基法の手すり高さ。跨げる高さ ・1.2m～2.0m未満：脚立や梯子で越えられる高さ ・2.0m以上：脚立や梯子等を利用して越えづらい高さのもの。また、建築基準法62条では、高さ2m以上の木質塀に対する規定を定めている。
長さ	隣地境界沿いの総延長：目視と建築物配置の関係から位置を特定

写真 道路、敷地境界線沿いの塀等の例

	高さ1.2m未満	高さ1.2m以上2m未満	高さ2m以上
ブロック塀等			
木質塀			
金属塀・フェンス			

図一敷地境界線沿いの塀等の状況



⑦ 敷地単位の避難経路

これまでは敷地割りに沿った1方向（東西方向）の避難を検討をしているため、居住者の「1方向への避難」の意識は高いと考えられる。

しかしながら、街区中央（あんこ）部分の敷地は東西方向への避難が困難になるおそれがあるため、本町通りや幅員4m以上の市道への避難には、他の経路を検討する必要がある。また、南北の敷地境界上にはブロック塀等の塀があり、南北方向への避難の障害となることが想定される。このため、避難の原則である、2（複数）方向への避難経路の可能性を把握することを目的として、各敷地からの避難経路に関して調査を行った。

本町通りや幅員4m以上の市道に直接面した敷地は、基本的に二方向への避難経路を確保できるが、隣地境界が塀で囲まれた敷地は敷地裏側への避難経路が成立していない。

一方、奥行き約40間の敷地を細分化した街区中央部分の敷地には、出入りのための通路が設けられているが、これらの通路は4m未満の狭隘な二項道路や、指定外道路等の路地、民地となっている。さらに、「⑥敷地境界線沿いの塀等の状況」で把握した塀や建築物の倒壊により避難経路が確保できなくなるおそれがあるほか、特に南北方向の隣地との境界部に塀等が建てられている場合は、南北方向への避難経路の確保は難しい。また、場所によっては未舗装で高齢者や障がい者には移動が難しい非バリアフリーの避難経路となっている。なお、隣地境界部の塀には潜り戸が設けられている場合があり、これらの潜り戸は避難経路として利用できる可能性がある。

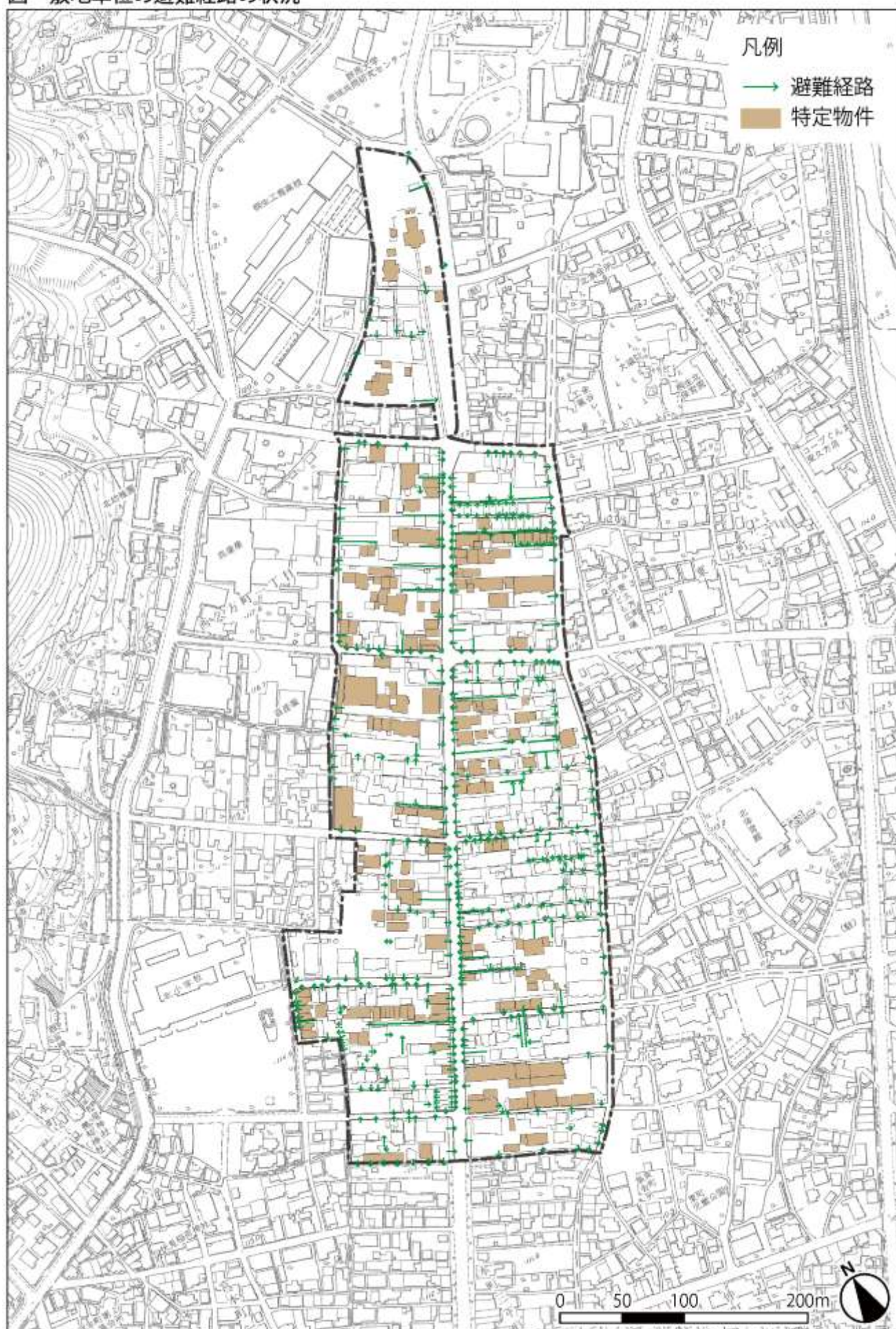
写真 敷地からの二方向避難に関する例



写真 避難経路として利用できる可能性のある開口部等



図一敷地単位の避難経路の状況



⑧ 不燃領域率

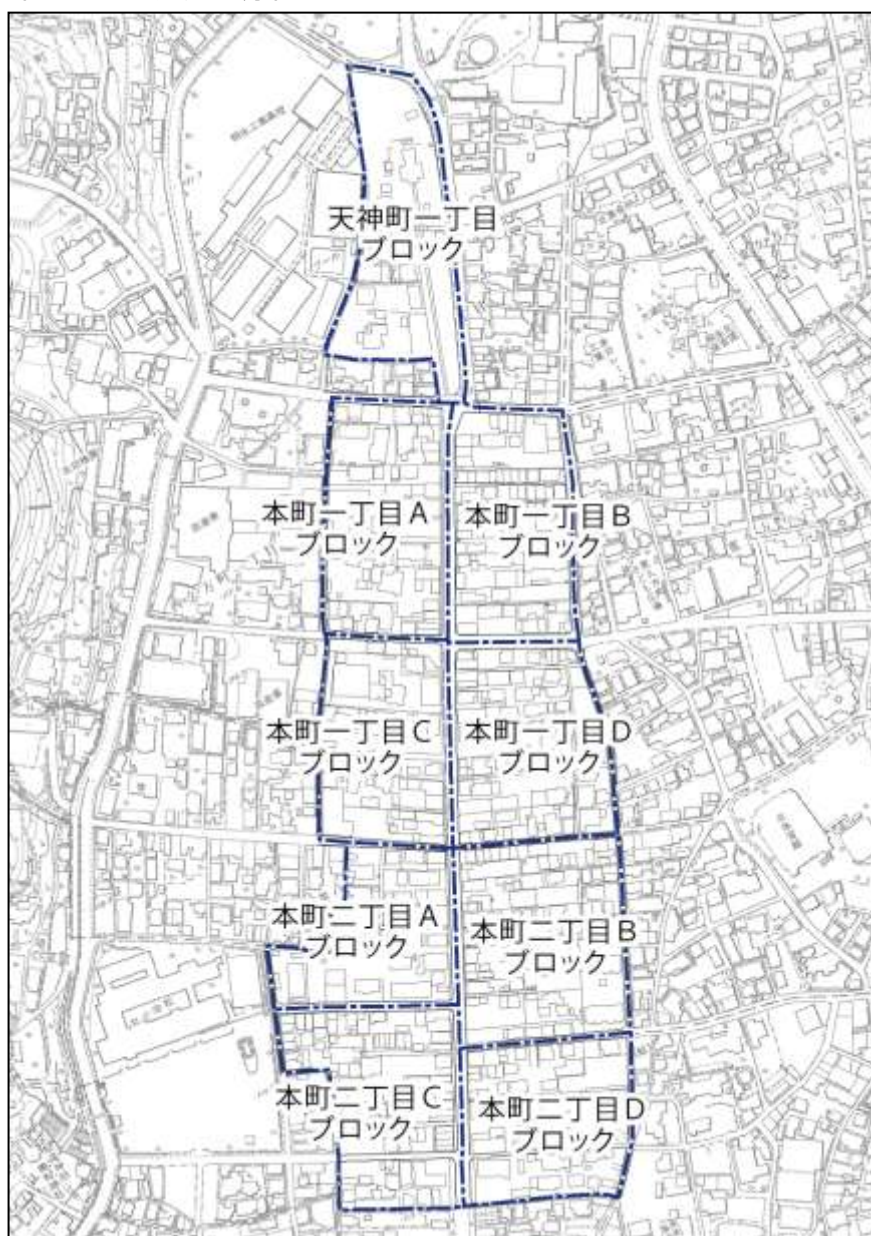
7. 調査の目的と方法

保存地区は重点密集市街地ではないものの、木造密集市街地であることから、火災が起こった場合の延焼の危険性について、まちの燃えにくさを判定する不燃領域率を用いて把握する。

保存地区を9ブロック（本町一丁目4区分、本町二丁目4区分、天神町1区分）に区分して、各ブロックの不燃領域率等を把握する。なお、算定にあたり対象となるブロックは、幅員6 m以上の道路の中心線で分割している。

また、地区内の建築物の構造等は現況調査の成果を活用し、空地や建築物の面積は図上計算としている。

図 ブロック区分図



1.基準算定式

算定式については下表のとおり、国方式より空地条件が地方都市の実情をふまえており、加えて最も厳しく安全側の算定式となっている東京都基準算定式（正式には、東京都、大阪市や川崎市で活用されている方式）を採用した。

密集市街地で火災の危険性を考える目安である不燃領域率は数値が高いほど燃えにくい市街地であり、下図のとおり焼失率が急激に低下する不燃領域率40%以上が安全に避難できる水準であるとされている。

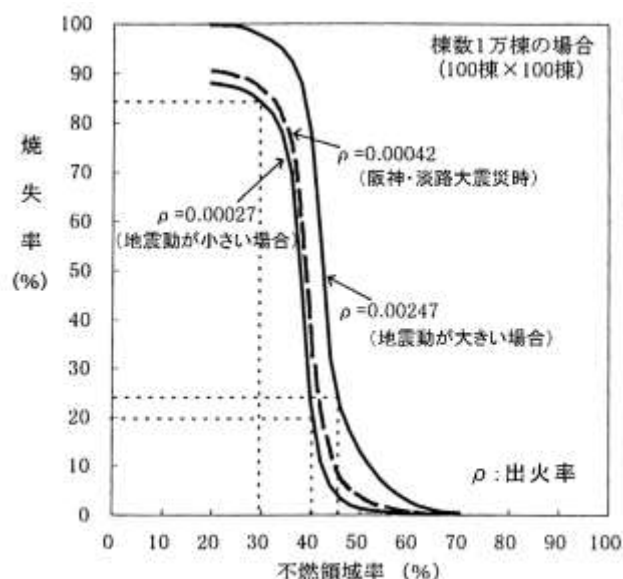
表 基準算定式

算定式	整備水準	必要データ	調査資料
不燃領域率 $= \text{空地率} + \{1 - \text{空地率} / 100\} \times \text{不燃化率}$ （または簡便式） $\text{※空地率} = \text{空地面積} / \text{地区面積} \times 100$ $\text{※空地面積} = (\text{短辺又は直径10m以上で、かつ、面積が100m}^2\text{以上の水面、鉄道敷、公園、運動場、学校、一団地の施設などの面積} + \text{幅員6m以上の道路面積})$ $\text{※不燃化率} = \{(\text{耐火造等建物建築面積} + \text{準耐火建築物建築面積}) \times 0.8\} / \text{全建築面積} \times 100$	40%以上	・耐火造建築面積（場合によっては準耐火造建築面積も必要）及び全建物建築面積 ・地区面積 ・一定規模以上の公園等の面積及び道路面積（空地率算出用）	・地区面積、道路面積、建築物面積は図上球積

〈参考〉重点密集市街地の整備指標及び水準

整備指標		整備水準
国の基準	①不燃領域率 ※旧建設省方式	40%以上
	②木防率	2/3未満
独自方式の不燃領域率	③不燃領域率 ※東京都方式等	40%以上

図 不燃領域率と焼失率の関係



（出典：建設省 総合技術開発プロジェクト「都市防火対策手法の開発」）

リ. 調査の結果

保存地区内の各ブロックの不燃領域率は、次ページ以降のとおりである。

保存地区全体では34.7%となっており、安全に避難できる水準の40%を下回っている。

また、不燃領域率の最も高いブロックが本町二丁目Aブロックで44.3%、次いで本町一丁目Dブロックで43.1%で、最も低いブロックが本町一丁目Bブロックで25.0%である。

算出ができない天神町一丁目を除く8つのブロックのうち、不燃領域率40%の水準を超えているのは、本町二丁目A、本町一丁目D、本町一丁目Aの3つのブロックにとどまっている。

I. 算定にあたっての留意点

不燃領域率の算定にあたり、空地面積は「短辺又は直径10m以上で、かつ、面積が100㎡以上の水面、鉄道敷、公園、運動場、学校、一団地の施設などの面積」と「幅員6m以上の道路面積」の合計となっていることから、保存地区内の公有地、またはそれに準じる未利用地等であり、将来開発や建築行為が行われる可能性のある「民地」は空地としていない。

天神町一丁目ブロックは、算定基準で定める「空地」は無く（天満宮の境内は民地である）、加えて耐火、準耐火建築物が無いことから、不燃領域率を算定することができず空欄とした。

また、本町一丁目Cブロックは、算定された不燃領域率が「28.8%」と、現地の印象と比べると違和感が生じる結果となっているが、これは当ブロック内の空地はほとんどが民地であることに起因する。

表 不燃領域率

天神町 一丁目	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	—	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	—	—
		地区面積		:D		—
				:E=C/D		—
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	—	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	—	—
				:I=H× 0.8		—
		全棟数面積		:J		—
				:K=I/J		—
		不燃領域率		:Σ1=E+(1-E/100)×K		—
本町 一丁目 【A】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	5100.0㎡	5100.0㎡
		地区面積		:D		18124.8㎡
				:E=C/D		28.1%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	892.7㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	412.4㎡	1305.1㎡
				:I=H× 0.8		1044.1㎡
		全棟数面積		:J		6059.8㎡
				:K=I/J		17.2%
		不燃領域率		:Σ2=E+(1-E/100)×K		40.5%
本町 一丁目 【B】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	3251.4㎡	3251.4㎡
		地区面積		:D		15109.8㎡
				:E=C/D		21.5%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	0.0㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	356.5㎡	356.5㎡
				:I=H× 0.8		285.2㎡
		全棟数面積		:J		6434.4㎡
				:K=I/J		4.4%
		不燃領域率		:Σ3=E+(1-E/100)×K		25.0%
本町 一丁目 【C】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	3885.6㎡	3885.6㎡
		地区面積		:D		15991.3㎡
				:E=C/D		24.3%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	64.4㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	291.4㎡	355.8㎡
				:I=H× 0.8		284.6㎡
		全棟数面積		:J		4808.0㎡
				:K=I/J		5.9%
		不燃領域率		:Σ4=E+(1-E/100)×K		28.8%
本町 一丁目 【D】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	8383.8㎡	8383.8㎡
		地区面積		:D		21678.2㎡
				:E=C/D		38.7%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	83.3㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	516.8㎡	600.1㎡
				:I=H× 0.8		480.1㎡
		全棟数面積		:J		6681.4㎡
				:K=I/J		7.2%
		不燃領域率		:Σ5=E+(1-E/100)×K		43.1%

本町 二丁目 【A】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	3237.4㎡	3237.4㎡
		地区面積		:D		13452.5㎡
				:E=C/D		24.1%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	622.4㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	532.3㎡	1154.7㎡
				:I=H×0.8		923.8㎡
		全棟数面積		:J		3458.3㎡
	不燃領域率			:K=I/J		26.7%
				:Σ6=E+(1-E/100)×K		44.3%
本町 二丁目 【B】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	3572.8㎡	3572.8㎡
		地区面積		:D		18382.4㎡
				:E=C/D		19.4%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	980.2㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	145.6㎡	1125.8㎡
				:I=H×0.8		900.6㎡
		全棟数面積		:J		6805.3㎡
	不燃領域率			:K=I/J		13.2%
				:Σ7=E+(1-E/100)×K		30.1%
本町 二丁目 【C】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	3140.4㎡	3140.4㎡
		地区面積		:D		15844.1㎡
				:E=C/D		19.8%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	613.1㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	186.1㎡	799.2㎡
				:I=H×0.8		639.4㎡
		全棟数面積		:J		6159.5㎡
	不燃領域率			:K=I/J		10.4%
				:Σ8=E+(1-E/100)×K		28.1%
本町 二丁目 【D】	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	4271.0㎡	4271.0㎡
		地区面積		:D		16270.3㎡
				:E=C/D		26.3%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	284.9㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	791.3㎡	1076.2㎡
				:I=H×0.8		861.0㎡
		全棟数面積		:J		5106.8㎡
	不燃領域率			:K=I/J		16.9%
				:Σ9=E+(1-E/100)×K		38.7%
地区合計	空地率	空地面積	一定規模の水面、公園など	:A	0.0㎡	:C=A+B
			幅員6m以上の道路	:B	34842.4㎡	34842.4㎡
		地区面積		:D		134853.4㎡
				:E=C/D		25.8%
	不燃化率	耐火建築物面積		:F	3541.0㎡	:H=F+G
		準耐火建築物面積		:G	3232.4㎡	6773.4㎡
				:I=H×0.8		5418.7㎡
		全棟数面積		:J		45513.5㎡
	不燃領域率合計			:K=I/J		11.9%
				:Σ(1~9)=E+(1-E/100)×K		34.7%

(5) 建築物の状況

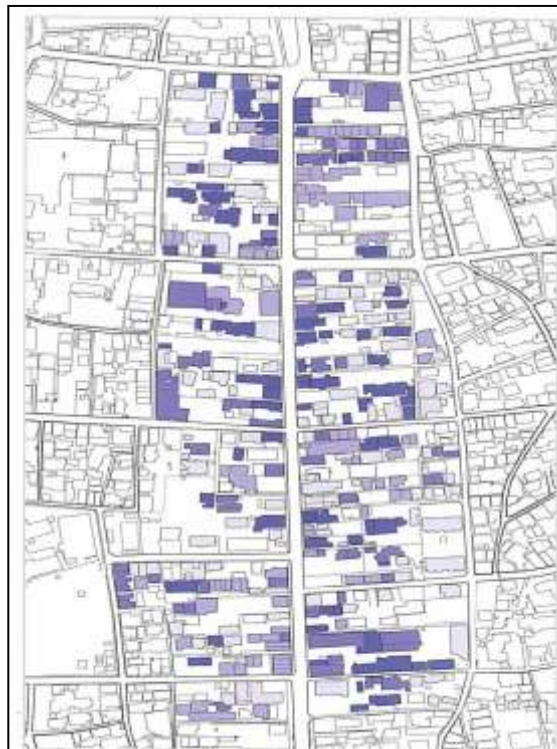
① 建築年代別分布

建築年代は、江戸期0.3%、明治期23.1%、大正期16.5%、昭和20年以前18.0%、昭和20年以降28.6%、平成期13.5%となっており、地区内の建築物の約60%近くが昭和20年以前の建築物となっている。

桐生市史によると明治8年(1875)、明治35年(1902)、明治44年(1911)と、この地区でも焼失戸数が50戸を超える大きな火災があったことが記されており、建築物の北側の壁を漆喰や煉瓦壁とするなど、この地方特有の冬季に見られる北風による延焼拡大に対する対策が施されている建築物も見ることができる。



図 建築年代別分布

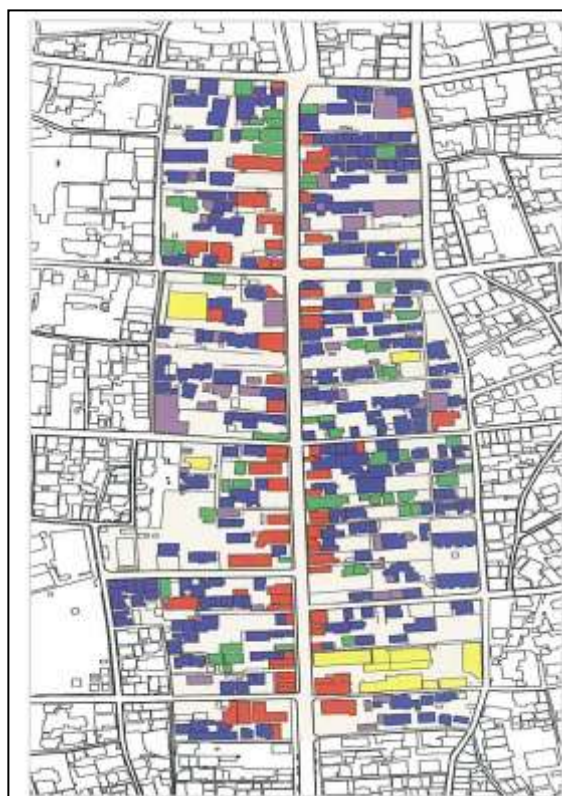


② 用途別分布

本地区の建築物利用形態の構成は、住居として使用されている建築物が57%、店舗として使用されている建築物が16%、蔵を含む倉庫等に使用されている建築物が13%、空き家が12%、集会所、イベント施設、工房等のその他の利用形態が見られる建築物が2%となっている。これらの分布から、本町通りを中心に店舗が建ち並び、その裏側に住居が広がっていることが分かり、本町通りを中心にまちが形成され、この通りを中心にまちの生活が営まれていることがうかがえる。



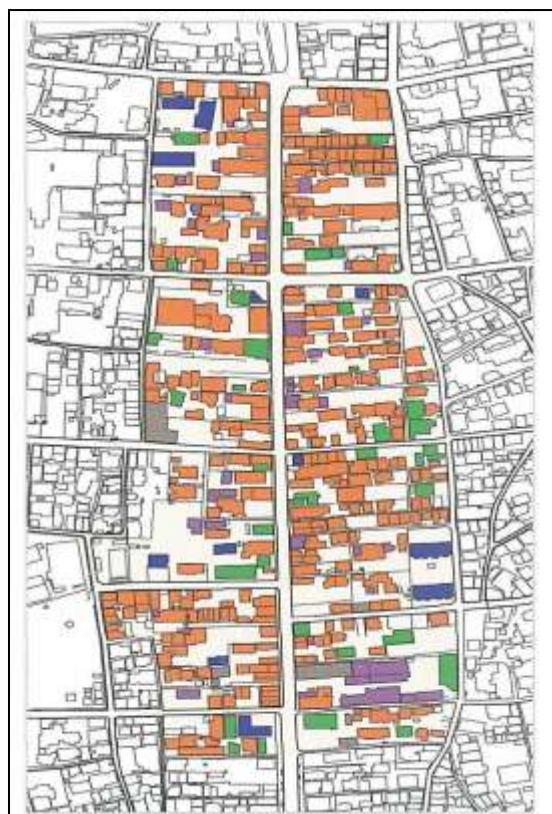
図 用途別分布



③ 構造別分布

本地区の建築物の約80%が木造建築物である。特に大正期から昭和初期にかけての建築物は、約90%が木造建築物となっている。明治期については大正期等と比べ土蔵造り等の耐火建築物の占める割合はやや大きくなっている。

図 構造別分布



(①～③資料: 桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目
地区伝統的建造物群保存対策調査(平成20年度))

④ 伝統的建造物群保存地区保存修理事業

伝統的建造物群保存地区保存修理事業は平成25年度より実施されており、平成25年度は7件、平成26年度は8件実施された。また、平成27年度は3件実施される。

表 保存修理事業の実績

年度	種別	修理箇所	事業区分
平成25年度	蔵	屋根修理、外壁修理、柱腐食部分差し替え	災害
	主屋	屋根修理、漆喰一部塗りなおし	災害
	主屋	屋根修理、外壁修理、柱腐食部分補修	災害
	主屋	屋根修理、外壁修理	災害
	蔵	屋根修理、外壁補修	災害
	蔵	屋根修理、外壁修理、下屋補修	災害
	主屋	屋根修理、庇修理、外壁修理、柱腐食部分差し替え、建具調整	災害 一般
平成26年度	主屋	外壁修理、パラペット取り外し、下屋復原	災害 一般
	蔵	屋根修理	災害
	工場	屋根修理、外壁修理、耐震補強	災害 一般
	塀	塀修理	災害
	主屋	屋根下地・瓦修理	災害
	主屋	屋根修理	一般
	主屋	屋根修理、耐震補強	一般
	主屋	屋根修理	一般
平成27年度	主屋	屋根修理	一般
	主屋	屋根修理、パラペット看板の撤去及び撤去に伴う構造体復原、外壁・建具復原	一般
	付属屋	付属屋の新築修景	修景

⑤ 不適格建築物

保存計画に基づいて特定物件等の保存整備を推進するにあたり、保存地区としての歴史的風致の維持に対し、建築基準法の制限に対する不適格が生じることが懸念されるため、保存地区内の特定物件を対象として、建築基準法第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第28条、第43条、第44条、第52条、第53条、第56条、第61条、第62条、第63条、第64条における制限に対する不適格調査を行った。調査対象は、現地調査実施時点（平成26年8月から9月）の特定物件177棟のうち焼失した1棟を除く176棟と、一棟制の考え方に基づいて特定物件と同一棟となる建築物である。なお、複数の特定物件やその他の建築物が同一棟となる場合があるため、実際の調査対象建築物数は100棟である。ただし、指定文化財については、天満宮社殿、旧矢野蔵群（有鄰館）の2棟が建築審査会の同意により既に建築基準法の適用外となっており、他の天満宮末社春日社、矢野本店店舗及び店蔵の2棟についても同様の扱いとなることが想定されるため、これらの4棟は集計の対象外とした。

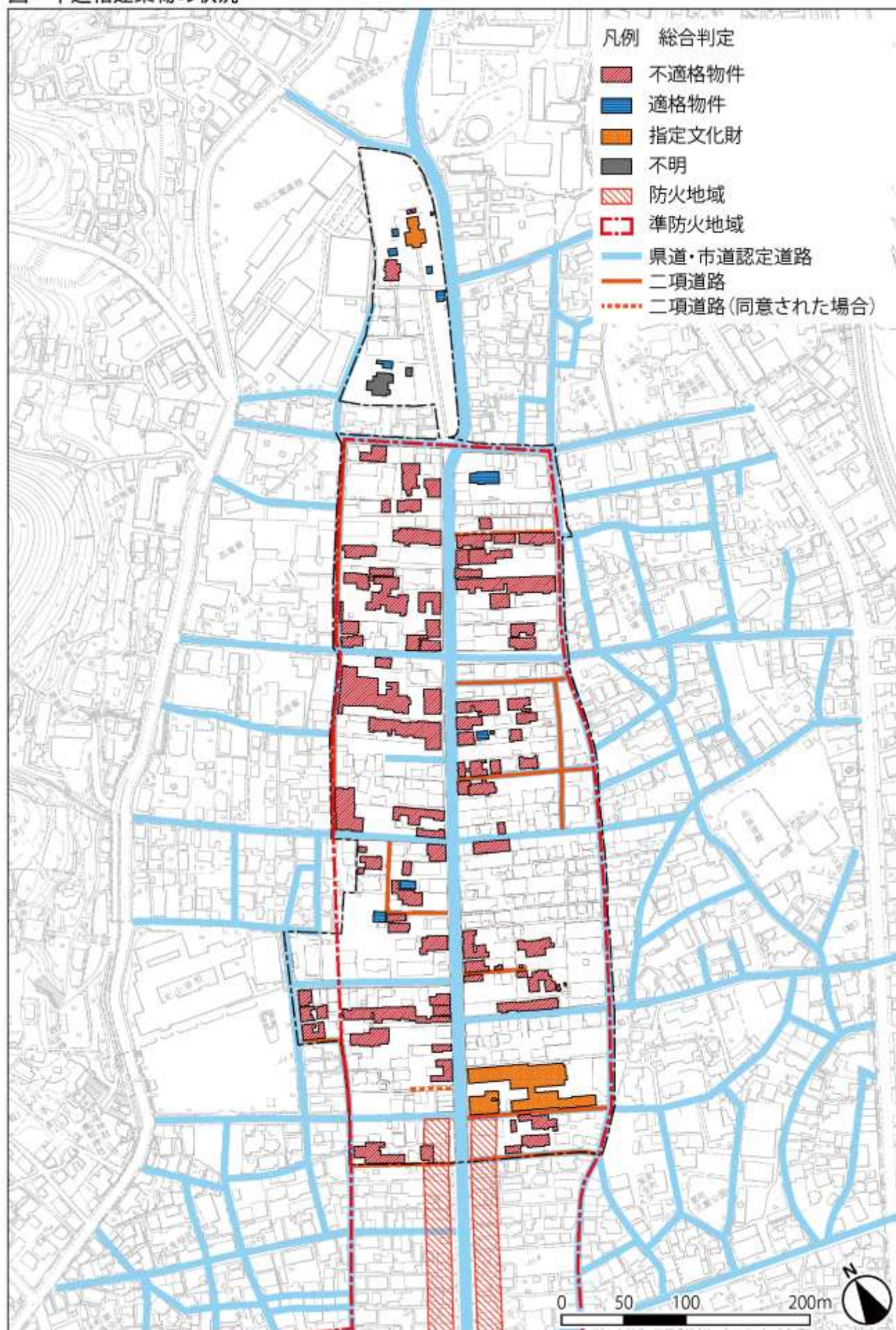
調査の結果、83棟（86.5%）が建築基準法第22条、第23条、第28条、第43条、第44条、第53条、第56条、第61条、第62条、第63条、第64条いずれかの条項に対して不適格となっている。なお、第21条、第24条、第25条が適用される建築物はなく、第52条は全て適格となっている。

表 条項別不適格建築物の状況

条 項	適 格		不 適 格		適 用 外		不 明	
	棟数	(割合)	棟数	(割合)	棟数	(割合)	棟数	(割合)
第21条	大規模の建築物の主要構造部	0 (0.0%)	0 (0.0%)	96 (100.0%)	0 (0.0%)			
第22条	屋根(22条区域)	11 (11.5%)	3 (3.1%)	82 (85.4%)	0 (0.0%)			
第23条	外壁(22条区域)	8 (8.3%)	6 (6.3%)	82 (85.4%)	0 (0.0%)			
第24条	木造の特殊建築物の外壁等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	96 (100.0%)	0 (0.0%)			
第25条	大規模の木造建築物の外壁等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	96 (100.0%)	0 (0.0%)			
第28条	居室の採光及び換気	24 (25.0%)	14 (14.6%)	31 (32.3%)	27 (28.1%)			
第43条	敷地等と道路との関係	95 (99.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
第44条	道路内の建築制限	50 (52.1%)	46 (47.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
第52条	延べ床面積の敷地面積に対する割合(容積率)	52 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
第53条	建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)	48 (92.3%)	4 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
第56条	建築物の各部分の高さ	94 (97.9%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
第61条	防火地域内の建築物	0 (0.0%)	1 (1.0%)	95 (99.0%)	0 (0.0%)			
第62条	準防火地域内の建築物	11 (11.5%)	68 (70.8%)	16 (16.7%)	1 (1.0%)			
第63条	屋根	47 (49.0%)	32 (33.3%)	14 (14.6%)	3 (3.1%)			
第64条	開口部の防火戸	8 (8.3%)	73 (76.0%)	14 (14.6%)	1 (1.0%)			
総合判定		10 (10.4%)	83 (86.5%)	0 (0.0%)	3 (3.1%)			

※第52条、第53条は敷地単位で集計しているため、全52敷地となる。

図一 不適格建築物の状況



⑥ 延焼のおそれのある部分

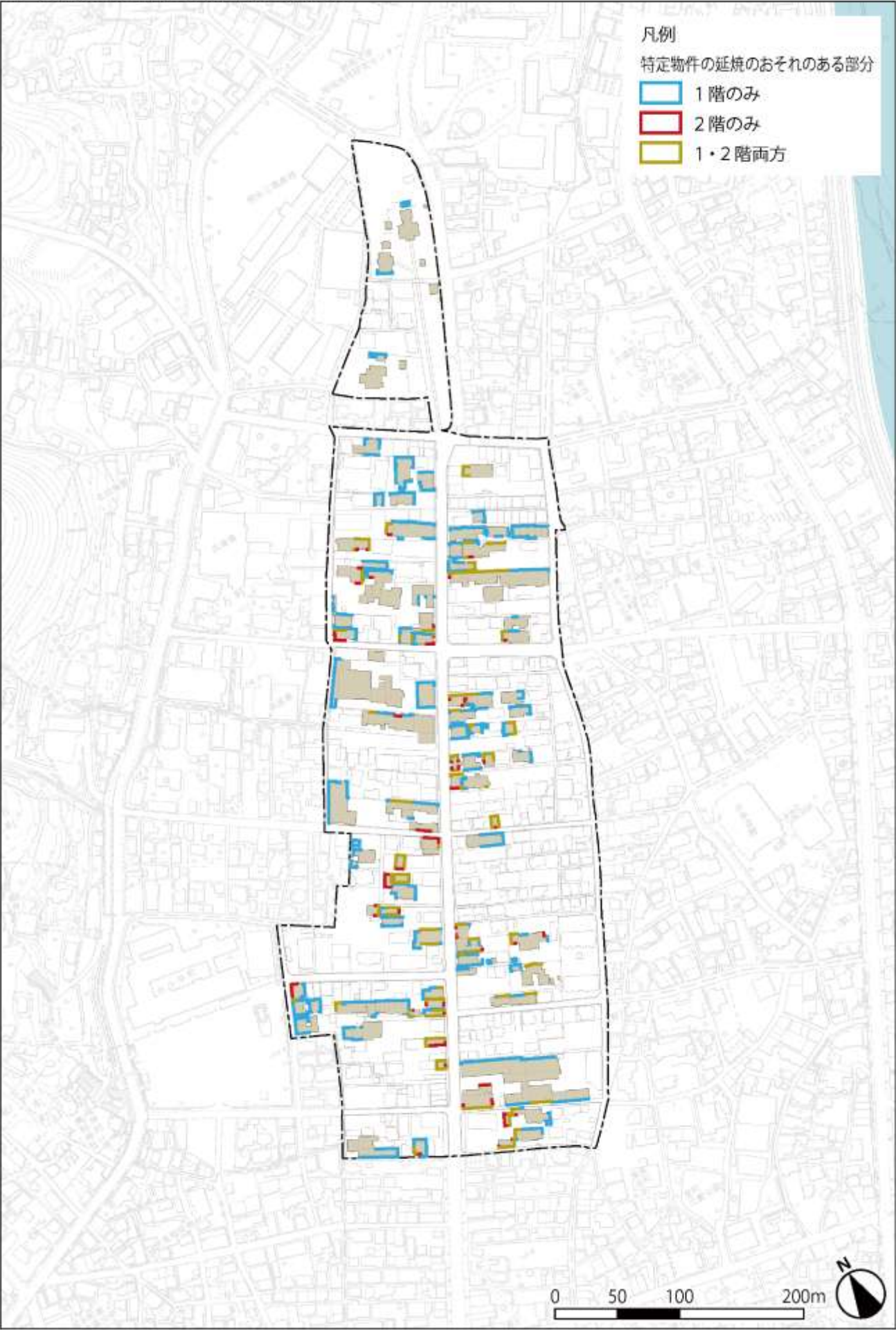
保存地区は、本町二丁目の一部が防火地域、本町一丁目の全域と二丁目の大部分が準防火地域、本町二丁目の一部と天神町一丁目が法22条区域となっている。（P23参照）

準防火地域では、建築基準法第62条に基づき、2階以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、外壁・軒裏で延焼のおそれのある部分について、防火構造とすることが定められており、これに附属する高さ2mを超える門又は塀は、延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又は覆う必要がある。また、22条区域では、屋根を不燃材料で葺くとともに、延焼のおそれのある部分を準防火性能とすることが定められている。

建築基準法の制限に対する不適格調査を行った特定物件及び特定物件と同一棟の建築物100棟の延焼のおそれのある部分を調査した結果、100棟中91棟であった。なお、調査は現況に基づいて確認した。

また、延焼のおそれのある部分に関する建築基準法の規定について、第23条は8棟、第62条は68棟、第64条は73棟が不適格となっている。（P68参照）

図一延焼のおそれのある部分の状況



⑦ 道路や広場から望見しにくい建築物

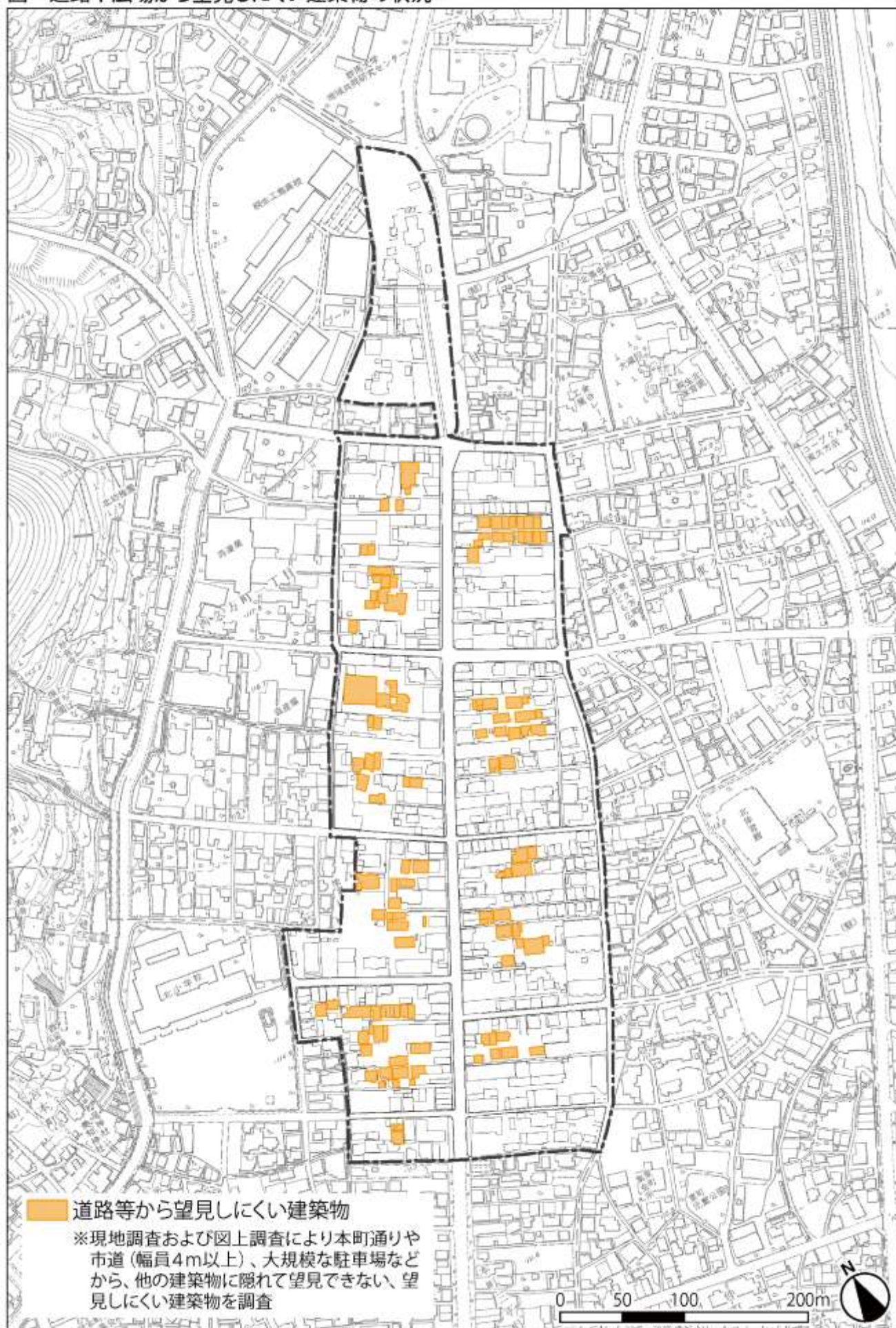
保存地区には、奥行き約40間という歴史的な敷地割の関係から、街区中央部分に道路や広場から望見しにくい敷地、建築物があり、火災の場合、発見が遅れ初期消火への対応が遅れる可能性がある。このため、本町通りや幅員4 m以上の市道、大規模な駐車場等から、他の建築物に隠れて望見できない、望見しにくい建築物の分布状況について調査を行った。

調査の結果、各街区の中央部に望見しにくい建築物が集中しており、その多くは非耐火、非防火構造の建築物である。

写真 道路や広場から望見しにくい建築物の例



図一道路や広場から望見しにくい建築物の状況



5. 保存地区の現況のまとめ

次ページの図は前節までの現況についてまとめ、重ね合わせたものである。

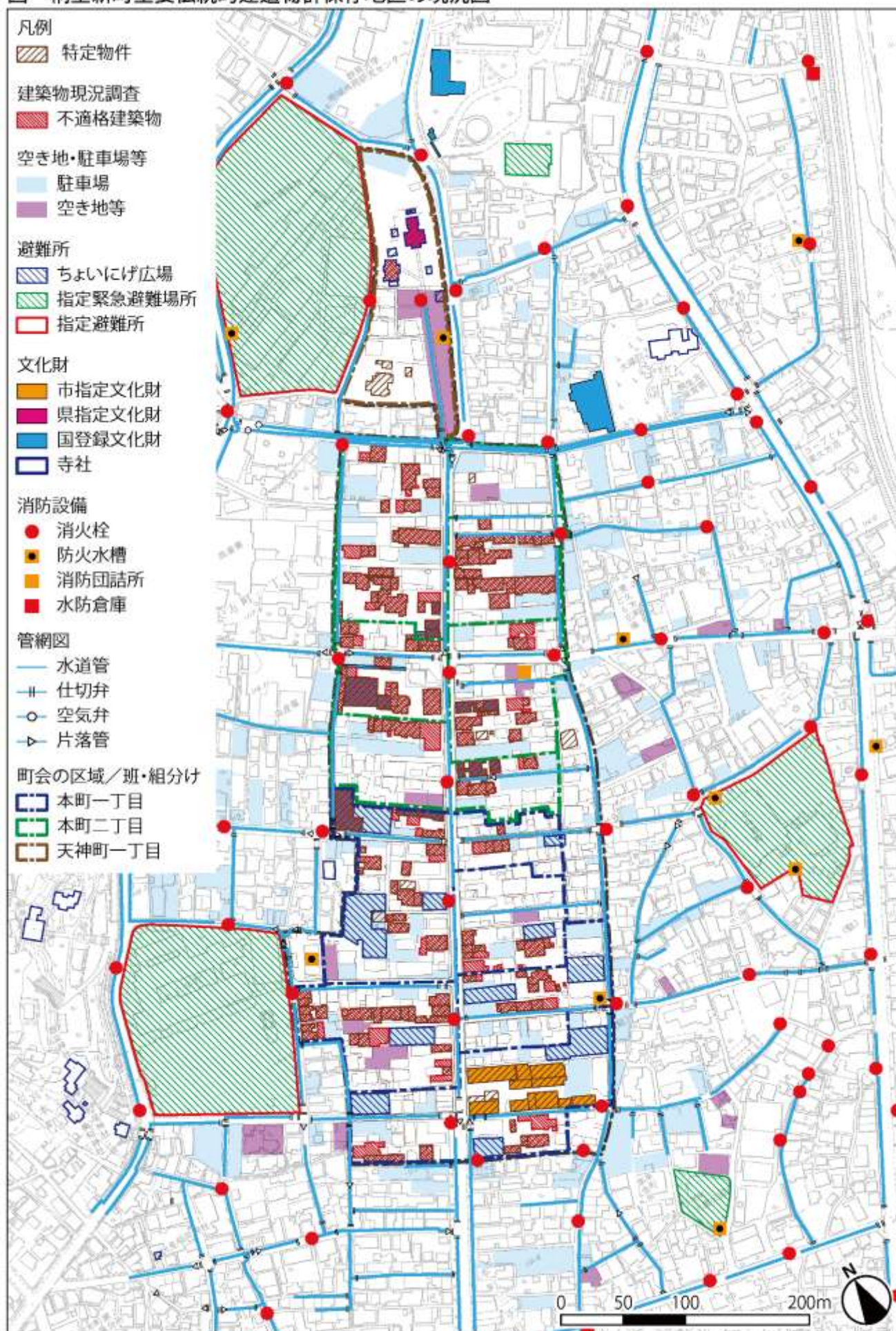
緊急時の避難場所としては、保存地区周辺の北小学校、北公民館、桐生工業高校が指定緊急避難場所ならびに指定避難所となっているほか、東町児童公園、旧北幼稚園等が指定緊急避難所として指定されている。（P38～39参照）その他、本町二丁目自主防災会では一時的な避難場所としての「ちょいにげ広場」を選定している。（P45参照）

保存地区内の消防水利については、「消防水利の基準」に基づいて適正な間隔で設置されている。（P40～42参照）

特定物件は建築基準法の制限に対して不適格の部分があり、建築基準法の制限の緩和等の検討が必要となっている。（P68～69参照）また、敷地は歴史的な経緯から奥行き約40間の長い敷地が狭隘な道路や路地に接する敷地として細分化され、庭や駐車場等の空地となっている場合も多い。（P54～55参照）

これらの現況をふまえ、現況から抽出される課題を次節に整理する。

図一 桐生新町重要伝統的建造物群保存地区の現況図



6. 保存地区の現況からみる課題

(1) 保存地区の環境、建築物に関する課題

① 災害に強い建造物づくりと歴史的建築物の類型化

保存地区の建築物の多くは現行の耐震基準を満たしておらず、加えて、老朽化している。このため、保存地区の歴史的建築物をはじめとする建造物を、地震や火災等の災害から守るためには、日頃の修繕や設備の更新や耐震補強工事等の対策が必要である。また、建築物の用途や形態にあわせた災害への対処が必要である。

② 建築基準法上の規定と歴史的風致の保護の両立

保存地区の大部分は防火地域や準防火地域に指定されており、今後、歴史的建築物の修理・修景を実施するにあたって、歴史的風致の維持、保全に配慮しようとする、建築基準法に適合させることが困難である。

③ 延焼を止めるための方策の検討

保存地区には、防火性能の低い木造建築物が多く、密集しているため、火災発生時に延焼するおそれがあることから、既存の蔵や敷地北側の防火壁等を利用した火災の広がりをも最低限に留める都市空間が必要である。

(2) 地域コミュニティに関する課題

① 少子化、高齢化による防災活動の担い手不足

少子化、高齢化が進行するなか、防災、避難活動の担い手となる世代の居住者の減少が予想されることから、今後の人口や居住者の年齢構成の動向をふまえ、町会、自主防災会の関わり方を検討する必要がある。

② 自主防災会の活動と町相互の連携

保存地区を災害から守るためには、居住者間の連携が重要であり、保存地区やその周辺地区の自主防災会の体制をふまえて、各町独自の活動とともに、町相互や第10区等周辺の町、組織との連携体制の強化、活動の継続が必要である。

③ 早期発見、早期通報、初期消火

火災を大きなものとしなないためには、早期発見、早期通報とともに、居住者自らが自主的に消火活動を行うなど、消防車の到着までの火が小さいうちに初期消火をすることが必要である。

④ 要配慮者等への対応

共助の取り組みでは、災害に対して弱い立場である高齢者、障がい者や子ども達等の要配慮者等への対応策を講じる必要がある。

また、避難経路、避難所等の防災に関する情報をもたない地区外からの来訪者に対する情報提供や誘導方策等が必要である。

(3) 防災避難活動のための設備等に関する課題

① 安全な避難経路、避難場所の確保

路地や狭隘な道路が閉塞した場合に備え、庭、空地、駐車場等を利用した安全な避難経路を確保する必要がある。また、災害の種類に応じた安全な避難場所が必要である。

② 早期発見、早期通報のための設備

火災を早期発見し、周囲に知らせるためのシステムを構築する必要がある。

③ 自衛消防のための設備の拡充と体制の強化

居住者による自衛防災活動のための消防水利の整備や体制づくりが必要である。

④ 歴史的建築物の状況に応じた設備の検討、整備

歴史的建築物の規模や利用状況、用途及び経済性をふまえて、減災のための改修や整備を行う必要がある。

(4) 防災に関するその他の課題

① 保存地区の特性に応じた対策の検討

防災計画を作成し、それを実現するためには、保存地区の特性に応じた対策を実施する必要がある。

② 防災対策のための経済的負担

消火設備をはじめとする防災のための施設や設備の整備、建築物の防災性向上のための改修工事等に大きな事業費がかかることが予想される。

③ 災害の種類にあわせた対応

避難の方法は災害の種類、その時の状況に応じた対応が必要である。また、近年の環境、気候の変化に伴い、落雷、雹、大雪等多岐にわたる災害が懸念される。

II章 居住者意向の把握

1. 防災アンケートの概要と結果

(1) 防災アンケートの概要

① 防災アンケートの考え方

保存地区の現状を把握し、災害への対策を計画するため、保存地区やその周辺の居住者を対象として、災害や避難に関して不安に思っていること、災害への対策や避難方法、東日本大震災のこと等に関するアンケート調査を実施した。

② 対象者

- 保存地区：全ての世帯
- 保存地区周辺：無作為に抽出した世帯
計500世帯

③ 実施期間

- 保存地区：平成25年11月12日(火)～24日(日)
- 保存地区周辺：平成25年11月14日(木)～30日(土)

④ 配布数・回答者数と回答率

配布数	500票	有効回答数	269票
回収数	269票	無効票	0票
回収率	53.8%	有効回答率	53.8%

⑤ 設問の構成

- 設問1～設問7：住まい（家屋）の状況
- 設問8～設問13：災害時に関すること
- 設問14～設問17：東日本大震災について
- 設問18：自由意見

(2) 集計結果

※資料編参照

(3) 防災アンケートからみる課題

① 地区の特性

保存地区やその周辺では、計約 7 割の世帯に高齢者が居住しており、高齢化が進んでいる。特に、歴史的建築物（特定物件に未同意を含む）に居住する世帯は高齢者がいる割合が高い。

保存地区やその周辺には狭隘な道路や通路（民地）が多く、約 2 割の世帯で自動車の通行できない市道または通路（民地）のみに接しているか、道に面していない。また、これらの敷地の居住者は避難に対する不安も高い傾向にある。

② 家屋について

特定物件として同意している家屋では、屋根瓦、外壁、開口部等の修繕を実施している割合が高いものの、一方で特定の相談があったが同意していない世帯は、費用面の課題を抱えているなど、修繕されていない傾向が高い。

家屋の対策としては、住宅用火災警報器の設置は約 3 分の 2 の家屋で実施されているが、防火性能を高める改修工事や耐震改修工事等の対策はほとんど行われていない。また、必要だと思う災害への対策として、住宅の性能を向上させるための対策は最も重要度が低くなっている。

③ 災害への意識

災害が起きた際に避難する場所として、いずれの災害においても、最も多いのは市指定避難場所の北小学校であるが、次いで、避難せず自宅にとどまるという人も多い。

災害に対して不安に思う事では、建築物の密集や木造であることによる火災への不安、震災時に火災が発生することなど、特に火災に対して不安が高いほか、地震による自宅の倒壊や、倒壊した建築物が避難経路をふさぐこと、竜巻で瓦等が飛ばされること、自宅の雨漏り等に対する不安が比較的高くなっている。

一方、対策していることでは、火の元の点検はほぼ全員が行っており、また、物を置かずに避難経路を確保することや住宅用火災警報器の設置等は、比較的多くの人が行っているが、それ以外の対策はあまり行われていない。

④ 地域での取り組み

地域の体制づくりや災害訓練の実施等、地域で取り組む防災活動が必要であると考えている人が多く、特に地域の体制づくりが最も必要であると考えている人が半数近くにのぼっている。しかしながら、実際に地域での活動に参加している人は少ない。

2. 防災ワークショップの概要と結果

(1) 基本的な考え方

① 目的

官民が連携しながら、より保存地区の実情にあわせて居住者の視点にたった防災計画を策定し、さらに各自主防災会を中心とした自助や共助の体制をより強化して、初期消火や避難行動等居住者の防災力を向上することを目的として、本町一丁目、本町二丁目及び周辺地区の居住者が参加する防災ワークショップを開催した。

② テーマ

防災ワークショップの協議テーマや協議内容は、地域の現状や居住者の意見を、より把握するため、各町会、自主防災会と協議のうえで定めており、平成25年度は「災害時の避難」、平成26年度は「火災への対応」をそれぞれ主なテーマとした。

③ 実施概要

ア. 平成25年度

主に「災害時の避難」をテーマとした平成25年度は、本町一丁目ではDIG（災害図上訓練）を実施した。一方、本町二丁目では、前年度に自主防災会主体でDIGを開催していることから、その成果をより発展させるため、災害時の避難経路や支援体制等について協議した。

イ. 平成26年度

主に「火災への対応」をテーマとした平成26年度は、本町一丁目、二丁目それぞれ2回の防災ワークショップを開催した。

1回目は、火災についての知識、理解の向上を目的とした消防本部による講習会や水消火器体験会、火災についての実態の把握と防災力の向上を目的とした意識調査を行った。また、2回目は、これまでの防災対策事業に基づく調査や、自主防災会の協力の下で事前に行った現地調査の結果を参考資料としたうえで、地域の課題のある場所を参加者が挙げ、消火栓の整備等防災事業の実施に関する協議や、地元の防災への取り組みの検討を行った。

なお、これとは別に平成26年12月7日(日)には、本町一丁目、本町二丁目等の居住者の代表が参加して、群馬県主催のHUG（避難所運営ゲーム）が開催され、避難所が開設された場合に想定される事項への対処について模擬体験を行っている。

(2) 開催実績

① 平成25年度防災ワークショップ

	本町一丁目	本町二丁目
日時	平成26年 2 月 2 日 (日) 午前10時～正午	平成26年 2 月 16 日 (日) 午前10時～正午
場所	本町一丁目集会所	本町二丁目集会所
目的	【本町一丁目防災全体訓練(DIG)】 ○ 消防署の指導のもと、防災及び避難に関する机上検討を行った。	【災害時の避難経路、避難体制の検討】 ○ 自主防災会が主体となって、消防署の指導のもとDIGを実施しており、また、一時避難場所としての「ちょいにげ広場」の設定や「まちの安全みまわり隊」等具体的な防災活動を実施していることから、それらの活動をふまえ、避難経路の検討や避難体制等についての検討を行った。
内容	1. 本町一丁目防災全体訓練(DIG) ○ まず、DIGの説明及び阪神大震災の被害状況に関するビデオの上映を行った。 ○ 各班のリーダーを決めた後、道路や公園、河川・プールや火災を止めるRC造の建築物、公共施設や地域防災に役立つ施設、要配慮者のいる世帯等地域の現況を確認し、それぞれ図上に着色した。 ○ 群馬県南部を震源とする地震により震度6強を観測したという想定のもと、リーダーの家から最寄りの避難所までの避難経路、避難所から二次避難所までの避難経路、要配慮者の避難の支援方法について検討した。 ○ その後、地震による火災が発生したという想定のもと、避難の方法を検討した。	1. 平成24年度活動(DIG)の検証 ○ スライドを用いて平成24年度に実施したDIGの成果等の振り返りを行った。 2. 避難方法、避難体制の検討 ○ 本町二丁目の二方向への避難経路探しとして、基本的な避難経路の確認と、その経路が使えない場合の避難方法(ルート)の検討を行った。 ○ その後、災害時のサポートに関する検討として、居住者同士の連絡網、近所の人の手助け、リーダーがいない時の対応等について検討を行った。

② 平成26年度第1回防災ワークショップ

	本町一丁目	本町二丁目
日時	平成26年10月13日（月・祝） 午前10時～正午	平成26年10月19日（日） 午前10時～正午
場所	本町一丁目集会所	本町二丁目集会所
目的	【火災についての知識、理解の向上】 ○ 居住者の火災に対する理解を深め、火災の予防につなげるとともに、いざという時に早期通報や初期消火ができるようにするため、桐生消防による火災に関する講習会を行った。 【火災についての実態の把握と防災意識の向上】 ○ 居住者の災害に対する意識や日頃の備えについての実態を把握し、防災計画や地域の取り組みを通じて、今後、対策を講じていく必要がある項目を把握するため、アンケート形式で意識調査を行った。また、アンケートの質問に関連する設備や全国事例を紹介することで、前半の項目とあわせて防災意識の向上を図った。	
内容	1. 水消火器の体験会 ○ 屋外にて、消防士の指導のもと、消火器の使用方法的講習及び水消火器を利用した消火活動の体験や、火災発見時に大声を出して周囲に知らせる訓練を行った。 2. 火災に関する講習 ○ 桐生消防よりスライドを用いて「火災の発生状況について」「火災の早期発見・早期通報・初期消火について」「消火器について」「119番通報について」「住宅用火災警報器について」「防災製品の燃焼実験」「消火活動について」など火災に関する講習を行った。 ○ 本町二丁目では、上記の内容に加えて火災発生時の119番通報の疑似体験を行った。 3. 火災の体験談 ○ 火災をより身近なものとしてとらえるため、居住者より、過去に実際に体験した火災について、初期消火活動ができたのかなど、火災発生時の状況についての体験談を語って頂いた。 4. 防災に関する意識調査 ○ 火災等の災害に対する居住者の意識や日頃行っている備えについて、「はい」「いいえ」の2択で意識調査を行った。質問の内容は以下のとおり。 【火災に対する不安について】：火災が起こらないか不安に感じるか、自宅が木造で燃えやすいので不安かなど 【火災への対策について】：コンセント周り等を点検しているか、燃えやすいものを外に置いていないかなど 【防火設備や消火器具等について】：消火器を用意し、期限になったら交換しているか、住宅用火災警報器の認知度、自宅に設置しているか、点検や維持管理をしているか、その他の設備の認知度など 【地域の防災について】：自主防災会の認知度、火災発生時に通報や初期消火ができるか ○ 各問の回答者数をその場で集計したうえで、平成25年度に実施した防災アンケートの類似質問の結果との比較を行い、防災意識の喚起を行うとともに、質問項目に関連する設備や全国事例について紹介した。	

③ 平成26年度第2回防災ワークショップ

	本町一丁目	本町二丁目
日時	平成27年 2 月 4 日（水） 午後 7 時～ 9 時	平成27年 1 月 25 日（日） 午前10時～正午
場所	本町一丁目集会所	本町二丁目集会所
目的	【消火栓の整備等防災事業の実施に関する協議】 ○ 今後、防災計画に基づく防災事業の一環として、民地に私設消火栓を整備する予定であり、実際の整備を想定して設置場所等の協議を行った。なお、設置場所には、居住者による初期消火活動のために使いやすい位置となるよう検討した。また、あわせて消火栓以外の設備等の検討を行った。 【居住者による消火体制等、地元の防災への取り組みの検討】 ○ 整備された消火栓は、火災が発生した際に、居住者が初期消火に使用するための設備であり、そして、日常的に居住者が参加する訓練や維持管理を行う必要があることから、地域としてできる活動を検討した。あわせて、居住者による自助や共助の体制を検討した。	
内容	1. 地域の課題の把握 ○ まず協議に先立ち、保存地区やその周辺の消火栓や防火水槽等の消防に関する設備や水道管の位置等の現況、平成25年度の調査の成果として通りから見えにくい建築物の分布、平成26年 8 月に発生した火災時の消火活動の体制等に関するデータを事前に説明した。 ○ 各グループの参加者が居住する地域にある「空き家」「昼間は留守がちな住宅」「災害時等に手助けが必要な方の住宅」などの分布を地図上で確認し、着彩した。 ○ そして、「住宅密集地」「火災が発見しにくい所」「消火活動や避難の妨げになりそうな所」など火災等で課題となる場所を抽出した。また、その理由を付せんに記入した。 2. 地域の消火設備等の検討 ○ 各グループのエリアを対象に、特に前項で挙げた課題のある場所を火災から守るための設備の検討を行った。 ○ 【消火栓設置場所の検討】：「易操作性 1 号消火栓」「2 号消火栓」等居住者が操作できる消火栓について、全国の重伝建地区の設置事例を紹介したうえで、具体的な設置候補地を検討した。 消火栓の設置場所については、公設水道管沿いの民地という条件の下、特に「1. 地域の課題の把握」で挙げた場所をカバーできる設置場所を検討した。消火栓設置場所の検討にあたっては、縮尺500分の1の図上に、一般的に 2 号消火栓等の届く範囲とされている40mに相当する円形のシートや、ホースの長さ60mに相当するモールを当てて、実際に届くのか検証しながら協議した。また、その設置場所を選んだ理由について検討し、模造紙に記入した。 ○ あわせて、万が一火災が発生した場合の、消火栓を使った居住者による初期消火活動について、どのような協力ができるのか検討した。 ○ 【消火栓のホースの届かない場所の検討】：次に、奥行きがある敷地形態のためにホースが届かない場所での対策として、消火器や街かど消火栓等の事例を紹介しながら、自分で準備・協力できることや地域で準備・協力できることなど、初期消火のための設備や取り組みなどについて検討した。 ○ 【火災発生時の通報設備の検討】：連動式の住宅用火災警報器を実際に鳴らして、連動することを確認する実験を行うとともに、それを応用して隣家等に火災発生を知らせるシステムを導入している事例を紹介した。そして、空き家や留守宅、動けない方の自宅で火災があった場合、どのような方法で伝達するのが良いか検討した。	

(3) 防災ワークショップからみる課題

① 平成25年度防災ワークショップ：本町一丁目

平成25年度に、消防署の指導のもと避難経路や避難場所を想定した防災訓練としてDIGを実施した。その結果、日常の生活で実感している視点や東日本大震災での体験からの課題が意見として挙げられた。主な課題は以下のとおりである。

- 路地裏で火災が発生した場合には火が回りやすい危険がある。
- ブロック塀が多く、倒れやすいものもあるので、そこを避けた避難経路を検討しなければならない。
- 住宅が密集している場所は火災が延焼するおそれがあるので、風向き等の状況に応じた避難経路を検討する必要がある。
- 介助が必要な高齢者や障がい者の避難を支援する必要がある。
- 道路の陥没等により車いすの高齢者や障がい者が避難できなくなるおそれがあるため、支援が必要である。
- 一時避難場所を決め、さらに、そこでの安否確認のルールを決める必要がある。
- 井戸が活用できる可能性がある。

② 平成25年度防災ワークショップ：本町二丁目

平成24年度に自主防災会が主体となって、消防署の指導のもとDIGを実施しており、また、一時避難場所としての「ちょいにげ広場」の設定や「まちの安全みまわり隊」など具体的な防災活動を実施している。

平成25年度は、平成24年度に課題として抽出された消防に関する設備の確認、(一時)避難場所、塀、二方向への避難経路、災害時のサポートについて検討を行った。主な課題は以下のとおりである。

- 高齢者や子どもの避難の支援の仕組みをどうするのか検討が必要である。
- 庭（民地）や路地を活用し、いざという時には塀やフェンスを壊して逃げるなど避難方法の検討が必要である。
- ちょいにげ広場等の避難場所や避難所での安否確認方法等、避難時のルールを決めておく必要がある。
- 災害時のリーダーの役割と、誰がリーダーになるのかを決めておく必要がある。

③ 平成26年度第1回防災ワークショップ

平成26年度第1回では、アンケート形式の意識調査を行うことにより、居住者の災害に対する意識や日頃の備えに対する実態を把握した。主な課題は以下のとおりである。

- 消火器を用意している参加者は約6割いるものの、使用期限を過ぎても交換していない人が多い。
- 参加者のおよそ4分の3が住宅用火災警報器を設置しているものの、定期的な作動確認や電池の交換等の維持管理はほとんど行われていない。
- 火の元の点検、コンセントの周りにほこりがたまっていないかの点検、建築物の周りに燃えやすいものを置かないようにしているなど、火災予防のための日々の点検等の対策は多く実施されている。
- 火災を発見した際の119番通報や周囲の人等への伝達や、初期消火活動は消防署による講習を通じて、参加者へ周知された。

④ 平成26年度第2回防災ワークショップ

平成26年度第2回では、消火栓の整備等防災事業の実施に関する協議とともに、これらの設備を災害時に居住者が利用できるようにするための体制、取り組みの検討を行った。主な課題は以下のとおりである。

- 本町一丁目、二丁目ともに空家が集まっているエリアがあり、また、街区の内側にある空家で火災が発生した場合、発見が遅れるおそれがある。
- 空家の周辺にゴミや枯れ木等燃えやすいものが放置されている場合もあるため、たばこの火が燃え移ったり、火災発生時に燃え広がるおそれ、放火の原因となるおそれがある。
- 本町一丁目、二丁目ともに、保存地区外に通勤するなど昼間は留守がちになる家があり、不在時間帯に火災が発生した場合は、空家と同様発見の遅れにつながるおそれがある。また、災害時の共助の担い手不足となるおそれもある。

3. 保存地区を取りまく課題のまとめ

I 章で抽出した「保存地区の現況からみる課題」及びII章で抽出した「居住者意向からみる課題」を、各災害から保存地区を守るための課題と災害に対する地域の取り組みの視点で、保存地区を取り巻く課題として以下のとおりまとめる。各災害における目標については、基本方針（P89参照）に示すとおりである。

なお、個別の課題の○印は保存地区の現況から抽出された課題、◎印は居住者意向から抽出された課題、または現況と居住者意向の両方から抽出された課題である。

(1) 火災から保存地区を守るための課題

	個別の課題	課題のまとめ
出火の防止	◎ 空家や街区の内側で道路から望見しにくい建築物等は、火災の発見や通報、初期消火が遅れるおそれがある。 ○ 建築物の用途、形態に応じた防火、消火設備や方策が必要である。 ◎ 電気設備や住宅用火災警報器、消火器等の設備や器具の維持管理が行われていない場合が多い。	⇒出火を予防・防止するための設備の検討や更新を行うとともに、日常的な建築物や設備の維持管理に対する検討が必要である。
早期発見・早期通報	◎ 空き家や街区の内側で道路から望見しにくい建築物等は、火災の発見や通報、初期消火が遅れるおそれがある。（再掲） ◎ 住宅用火災警報器、消火器等の消防設備や器具を設置していない場合がある。	⇒火災の早期発見に繋がる設備や、発見してから速やかに消防に通報するための設備の検討、導入が必要である。
初期消火・本格消防	○ 建築物の用途、形態に応じた防火、消火設備や方策が必要である。（再掲） ◎ 住宅用火災警報器、消火器等の消防設備や器具を設置していない場合がある。（再掲） ◎ 初期消火体制の確立や方法の周知が必要である。 ◎ 消火のための用水の確保を検討する必要がある。	⇒火災の初期消火を行うための設備等の検討、初期消火から本格消防への速やかな移行、消火用水の確保等の検討が必要である。
延焼防止	◎ 防火性能の低い木造建築物が多く、密集しているため、火災発生時に延焼するおそれがある。 ○ 防火性能を向上させるための工事により、歴史的建築物の外観や歴史的風致の継承が妨げられるおそれがある。	⇒各建築物の防火性能に対する検討、保存地区としての防火性能の確保に対する検討、建築物の延焼に対する検討が必要である。
避難・まちづくり・防災	○ 避難の方法は災害の種類、その時の状況に応じた対応が必要である。 ◎ 初期消火体制の確立や方法の周知が必要である。（再掲）	⇒火災時の避難及び初期消火等の体制づくりが必要である。

(2) 震災から保存地区を守るための課題

	個別の課題	課題のまとめ
構造補強	◎ 保存地区の建築物の多くは旧耐震基準によるものであり、老朽化している。	⇒構造補強に対する検討、老朽化の改善に対する検討、日常の維持管理に対する検討、虫害等に対する検討、被災後の復旧に対する検討等が必要である。
二次防災止害	◎ 地震に伴い火災が発生するおそれがある。	⇒震災後の二次災害としての火災の発生への対策が必要である。
避難・まちづくり・防く災	◎ 地震発生時の避難経路や、救助、復旧作業等のための緊急車両の進入経路が確保されていない場合や、地震発生時に建築物やブロック塀の倒壊で避難経路がふさがれるおそれがある。 ◎ 地震発生時に適切に避難し、安全が確保できる避難場所を確保する必要がある。	⇒地震発生後の避難経路の検討や、自主防災会を主体とした防災まちづくりが必要である。

(3) 風水害、その他の災害から保存地区を守るための課題

	個別の課題	課題のまとめ
浸防水止	◎ 大雨等による洪水により家屋が浸水するおそれがある。	⇒家屋の浸水・排水への対策が必要である。
建築物の維持管理	○ 竜巻や突風等により、建築物の瓦や壁が飛ばされるなどの被害を受けるおそれがある。 ○ 大雪による建築物の被害等、近年の環境の変化に伴う想定外の気象による被害を受けるおそれがある。	⇒建築物の防災力の向上や、被災後の応急修理や復旧についての検討が必要である。
避難・まちづくり・防く災	○ 風水害時に適切に避難し、安全が確保できる避難の方法を検討する必要がある。	⇒被害が起こる前の早期避難の体制づくり、情報の伝達等の検討が必要である。

(4) 災害に対する地域の取り組みに関する課題

	個別の課題	課題のまとめ
避難	◎ 保存地区やその周辺において、災害発生時の一時避難場所が必要である。 ◎ 保存地区やその周辺に「ちょいにげ広場」や「市指定緊急避難場所・市指定避難所」が指定されているが、具体的な利用方法等が明確になっていない。 ◎ 市道や路地を利用した避難経路の確保が困難となるおそれがある。 ◎ 保存地区やその周辺では、居住者の高齢化が進んでおり、災害時に支援が必要な方が増加している。また、狭隘な路地や通路（民地）沿いの居住者は避難に対して不安を感じている割合が高く、避難経路を確保する必要がある。 ○ 避難の方法は災害の種類、その時の状況に応じた対応が必要となる。 ○ 地区外からの来訪者にとっては防災に関する情報が不足しがちである。	⇒災害の種類に応じた避難場所、避難方法等の検討が必要である。また、居住者や来訪者の状況に応じた避難等の支援が必要である。
自助・共助・公助	◎ 地域の体制づくりや訓練の実施等地域で取り組む防災活動が必要であると考えている人が多いものの、実際に活動に参加している人は少ない。また、今後は居住者の高齢化に伴い防災、避難活動の担い手の減少も予想される。 ◎ 火災時の消火用水、震災時の生活用水の確保が必要である。 ◎ 災害時には食料品や生活用品等の物資が必要である。 ◎ 各家庭や地域でそれぞれ防災対策を実施する必要がある。 ◎ 避難経路、避難所等の防災に関する情報を居住者に対して正しく周知する必要がある。 ◎ 保存地区外に通勤する居住者も多く、災害が発生した時間帯によっては、共助の担い手が不足する可能性がある。	⇒防災活動の担い手の育成、自助・共助に関する体制づくり、防災に関する情報の周知等、地区で行う防災まちづくりについて検討する必要がある。

III章 防災まちづくり計画

1. 基本的方針

(1) 防災まちづくりの基本方針とテーマ

伝統的建造物群としての文化財の価値を失うことなく将来にわたって保存地区を保全していくにあたり、保存地区全体としての防災避難機能の充実とともに、地区住民の防災避難への更なる意識の向上と防災まちづくり体制の実現化を目標として、基本方針を①～③のとおり定める。なお、防災力向上のための各災害における防災の目標及び主要検討事項については以下のとおりである。

- 火 災： 火災による焼失を防ぐため、火災を起こさない、拡げないことを目標とし、出火防止、早期発見・早期通報、初期消火・本格消防、延焼の防止についての整備・検討を行う。
- 震 災： 地震の揺れによる倒壊を防ぐこと、地震後の二次的な被害を防ぐことを目標とし、構造補強及び二次災害防止についての整備・検討を行う。
- 風水害等： 建築物への浸水等防ぐこと、日常的な維持管理や減災の対策を行うことにより被害を最小限に抑えることを目標とし、浸水防止及び建築物の維持管理についての検討を行う。

① 災害の種類にあわせた対応による防災力向上

保存地区の歴史的風致、歴史的町並みを継承するため、地区で想定されるさまざまな災害に対応できるよう防災力の向上を目指す。

② 建築物、都市の防災力向上

建築物の改修工事や維持管理等により防災に対する性能の向上を目指すとともに、保存地区内の角地の駐車場等や既存の耐火建築物、蔵や敷地北側の防火壁等を活用した延焼の緩和、一時避難場所や避難経路の確保など、保存地区としての総合的な防災力の向上を目指す。

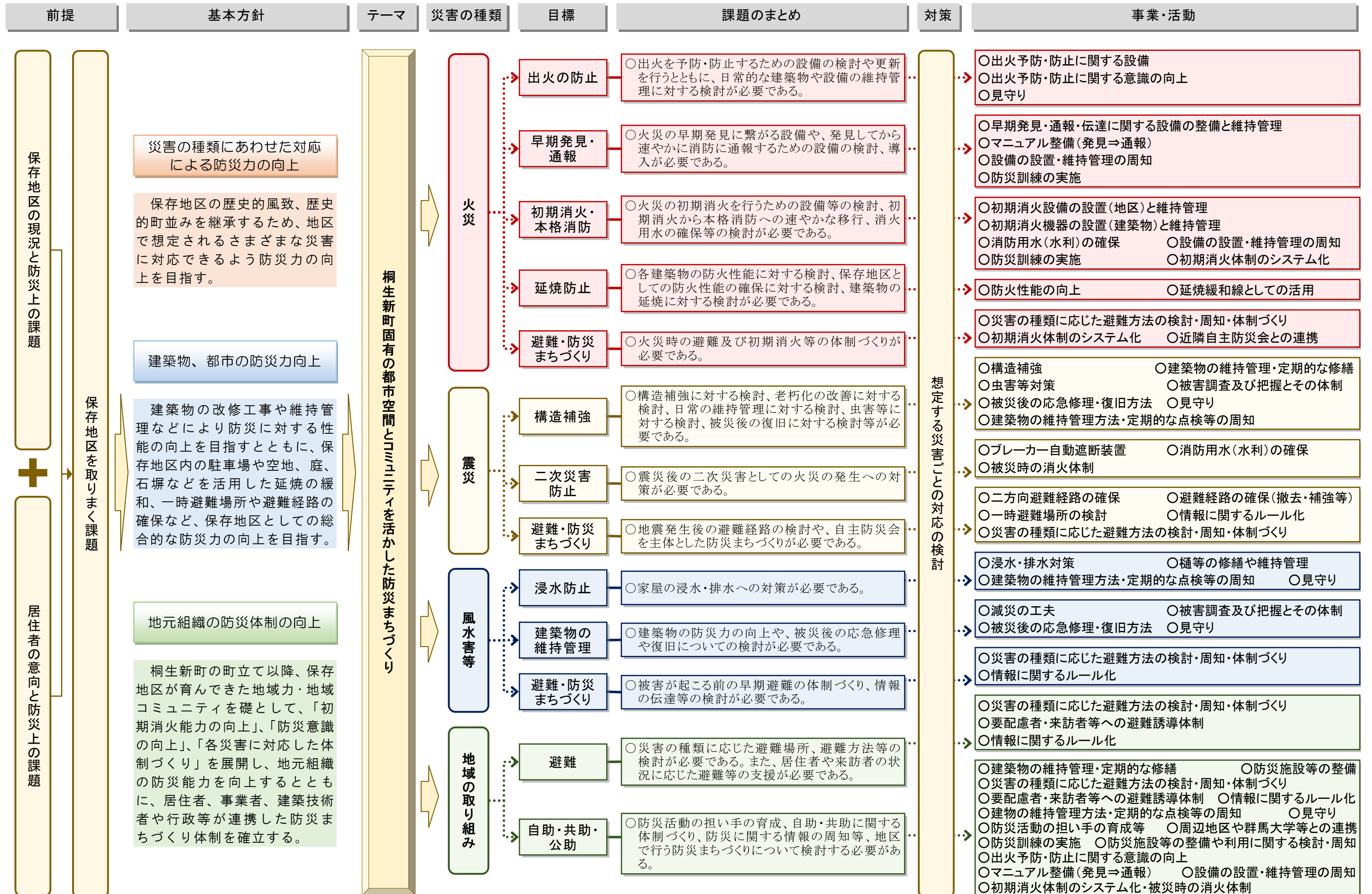
③ 地元組織の防災体制の向上

桐生新町の町立て以降、保存地区が育んできた地域力・地域コミュニティを礎として、「初期消火能力の向上」、「防災意識の向上」、「各災害に対応した体制づくり」を展開し、地元組織（町会や自主防災会をはじめとする各組織による自助・共助の体制）の防災能力を向上するとともに、居住者、事業者、建築技術者や行政等が連携した防災まちづくり体制を確立する。

テーマ

桐生新町固有の都市空間とコミュニティを活かした防災まちづくり

(2) 防災事業検討の流れ



(3) 防災事業の考え方

① 基本的な考え方

防災まちづくりの基本方針に掲出した防災への目標に基づき、保存地区の課題への対策の検討を行い、その対策に応じた防災事業を抽出し、事業実施の時期のめやすと実施する主体を事業の一覧表に示す。

実施時期については、早急に対策を要し、すぐに実施すべき事業を短期（短：おおよそ3～5年）、中期（中：おおよそ5～10年）、検討を重ねたうえで実施すべき事業を長期（長：おおよそ10年以上）として設定する。実施する主体については、居住者が自ら実施する事業を自助（自）、地区として取り組む事業を共助（共）、地区を保存するために整備が必要である事業を公助（公）として設定する。

防災事業の実施に際しては、震災、風水害、その他災害の復旧等に関するデータの蓄積・比較・検討の積み重ね等長期的な視野が必要な事業もあるが、保存地区の防災体制の緊急性を鑑み、優先的に火災への対処を図り、火災に対する防災事業を継続する中で、震災や風水害に対する事業を推進していく。

② 火災に対する事業の考え方

火災に関する抑止の効果及び事業実施の考え方は以下のとおりである。

火災発生は、基本的に人為災害であることから、予防・防止の対策を講じることにより火災発生を抑えることができれば、文化財の焼損を防ぐなどの効果があり、地区の歴史的町並みの有効な継承、文化財としての保存が期待できるものと考えられる。また、地域における災害への課題を検討、共有化し、防災体制を構築することにより、保存地区の課題として抽出された居住者の延焼や避難等に関する不安の軽減や防災意識の向上等の効果も期待できると考えられる。

事業実施における優先順位の考え方として、実施予定のハード整備は、「出火予防・防止に関する設備」「早期発見・通報・伝達に関する設備の整備と維持管理」「初期消火設備の設置と維持管理」「防火水槽の設置」「延焼緩和線の活用」であり、文化財の焼損を防ぐという視点から、早期に発見、消火活動を行い、火災に発展させないことが重要である。そこで、比較的安価で事業期間が短く、効果の期待できる早期発見に関する設備の設置を早急に実施すべき事業として検討するとともに、被害を最小限に抑えるための初期消火設備の設置を検討する。その他の事業については、短期で実施された事業経過や効果等をふまえて順次、整備や対策を進めていくものとする。

③ 防災事業における役割

7. 居住者、地元組織

居住者、地元組織については、初期消火能力の向上（初期消火設備の点検、体制のシステム化）、防災意識の向上（防災訓練、マニュアルづくり、維持管理等の意識向上、見守り）、体制づくり（情報のルール化、避難の体制づくり、避難方法の周知）等を、町会、自主防災会等が主体となって防災まちづくりを展開する。

1. 桐生市

必要に応じて居住者、地元組織等との連携を図りながら、初期消火設備の設置と維持管理、防災設備の整備等を展開する。

2. 対策の方向性

(1) 火災から保存地区を守るための対策

火災：出火防止に関する検討

課 題

- 出火を予防・防止するための設備の検討や更新を行うとともに、日常的な建築物や設備の維持管理に対する検討が必要である。

対 策

火災は自然というより人為的な災害である場合が多く、その災害を減らすには、火災を未然に防ぐことが重要である。そのため、普段からコンセント周りのほこりや、たこ足配線等の火災要因について周知することにより、日常から意識的に火災の発生要素を減らすとともに、火の元の確認の徹底を行う。

また、道路から望見しにくい建築物や空き家等の出火や放火への対策として、日常からの火の用心等の見守りや建築物の周囲に燃えやすいものを置かないことなどに留意し、建築物の用途、形態に応じた出火予防・防止に関する設備の検討を行う。

事 業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○出火予防・防止に関する設備						
地元組織の防災体制の向上	○出火予防・防止に関する意識の向上						
	○見守り						

事業の考え方

■出火予防・防止に関する設備

歴史的な成り立ちから、色々な種類の建築物が混在している保存地区では、平成25年度に実施した現況調査から、建築物用途、形態に応じた防火・消火設備の方策が必要であるという課題が抽出された。

道路から望見しにくい建築物や空き家等を含め、建築物の用途、形態に応じて、センサーライト、炎感知センサー、水道直結型簡易スプリンクラー等の出火予防・防止に関する設備の検討を行う。

■出火予防・防止に関する意識の向上/見守り

平成25年度に実施した防災アンケートでは、火の元の点検について、回答者のうち97%が意識的に行っているという結果が抽出された。これをふまえて、火災は、出火を未然に防止することが一番の対策となるという視点にたち、現状を維持・継続していくための周知を行っていく。

また、防災アンケートでは、火災の原因とならないよう老朽化した電気設備を更新している居住者は3割を下回っている。これをふまえて、出火の原因とならないよう電気設備等の維持管理や更新を呼びかけていく必要がある。

その他、敷地内に物を置かないようにしていると答えた人の割合は45.5%である。建築物周辺に可燃物等を置くことにより、放火や延焼の一因となったり、避難の妨げとなる場合があるので、建築物周辺の可燃物等の整理を地区全体で取り組む。

さらに、自主防災会を中心に、防災ワークショップ等の勉強会等を開催し、出火を予防・防止するための方策等防災に関する意識の向上、周知、見守りを組織的に行う体制を構築する。

火災：早期発見・早期通報に関する検討

課題

- 火災の早期発見に繋がる設備や、発見してから速やかに消防に通報するための設備の検討、導入が必要である。

対策

火災の被害を最小限に食い止めるには、いかに早く発見し、速やかに消火活動に繋げることが重要である。

保存地区では高齢化とともに空き家等の増加も認められるため、火災を早期に発見することが課題となっており、住宅用火災警報器を、設置が義務付けられている室のみならず、主屋における火気使用室、主要な居室、さらに敷地内の建築物（全棟を目標とする）への設置をめざし、その具体的な検討を早期に行う。また、発見だけでなく通報も早期に行うため、一定の要件を満たした高齢者向けに貸与されている「緊急通報装置」等との併用や、隣接家屋等との連動式住宅用火災警報器の設置についての検討を行う。

さらに、大きな火災に発展する可能性のあるガス漏れに関する警報機の整備についても推奨する。

また、設備面での整備のみならず、自主防災会を中心に、火災の発見から通報まで支障なく行えるようマニュアルの整備や訓練等の実施を検討する。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○早期発見・通報・伝達に関する設備の整備と維持管理						
地元組織の防災体制の向上	○マニュアル整備（発見⇒通報）						
	○設備の設置・維持管理の周知						
	○防災訓練の実施						

事業の考え方

■早期発見・通報・伝達に関する設備の整備と維持管理

居住者が身近にできる対策の一つである住宅用火災警報器の設置は、平成20年（既存住宅の場合）に寝室と階段への設置が義務化され、その経過措置の期間も経過している。しかし、防災アンケートの結果では、36.8%が未設置であり、加えて、平成26年度の第1回防災ワークショップの中で行われた意識調査でも、本町一・二丁目を合わせて23.4%が未設置の状況であった。また、設置義務のある室以外の部屋、倉庫等の別棟、空き家等はほぼ未設置であることが確認された。

火災は人気のないところでも発生の危険性があることから、義務化されていない室、建築物等同一敷地内の未利用の建築物を含めた全棟、及び主要な居室に連動式住宅用火災警報器の導入の検討を進める。

同じく平成26年度の防災ワークショップでは、住宅用火災警報器を設置している場合でも、点検や電池交換等の維持管理が行われていない状況であることが判明した。これらの設備の設置率が向上したとしても、適切な維持管理が行われていなければ、火災発生時に正しく作動しないおそれもあるので、設備の能力を最大限に活かせるよう、設置だけでなく定期的な点検等の維持管理を推奨する。

その他、防災ワークショップ等では、空き家で火災が発生した場合に発見が遅れる、高齢化が進んでいるため火災を発見してもすぐに通報、避難をすることが困難な可能性もあるという意見が出ている。このため、他の重伝建地区（高山市、若狭町等）で導入されているようなネットワーク化が望まれる。

保存地区内では、自主防災会が中心となって防火体制を推進しており、地域の防災力向上を図るため、連動式住宅用火災警報器の導入を検討する。導入に際しては、敷地割り等に配慮した導入を検討し、順次、ネットワークと繋げ、保存地区全体のネットワーク化を図っていく。また、導入に関しては、他都市の事例を参考に、保存地区の状況に応じて自主防災会との協議を行う。

ネットワーク化された連動式住宅用火災警報器の活用した場合、近隣の火災について発見しやすい状況になるが、高齢化により火災を発見しても通報や避難ができないという居住者の意向にも見受けられるよう通報や避難に課題が残る。そのため、通報の困難な高齢者については、連動式住宅用火災警報器の設置に加えて、本市の長寿支援課において在宅高齢者環境整備事業として一定の条件を満たした高齢者に貸与している「緊急通報装置」を活用するなど、火災を周囲に伝える手段を検討する。

【他の重伝建地区におけるネットワーク式の住宅用火災警報器の事例】

都市名	岐阜県高山市		福井県 若狭町	石川県 金沢市	岐阜県 恵那市
地区	三町	下二之町大新町	熊川宿	東山ひがし／主計町	岩村町本通り
方式	有線式	無線式	無線式	無線式	無線式
ネットワーク化の単位	1グループ最大8件のネットワーク		各戸内の各部屋と両隣(または向かい)に1基ずつ設置	建物単位で3～4件で1つのグループ	各戸内の各部屋と両隣に1基ずつ設置
設置対象	主屋 (義務化されていない部屋は所有者との協議により設置／空き家は所有者の同意が得られた場合に設置)		主屋の各部屋(空き家を含む)	主屋 (義務化されていない部屋はよく火を使う場所等での設置を推奨／空き家は所有者の同意が得られた場合に設置)	主屋の各部屋
設置状況	平成8年度より整備開始 平成26年度に空き家等の一部を除きほぼ全戸設置完了		ほぼ全戸	約9割	全203世帯のうち希望した59世帯で設置済

■マニュアル整備（発見⇒通報）/設備の設置・維持管理の周知/防災訓練の実施

延焼を最小限に抑えるためには、火が小さな段階で消火活動を行うことが重要である。このため、火災を発見して通報するといった一連の動作を、いざという時にあわてずにできるよう、町会や自主防災会が開催する防災訓練等において、居住者が消火設備や通報設備の使い方を体験する機会を定期的に設けるとともに、それら設備の適切な設置、維持管理及びその操作方法のマニュアル化を図る。

火災：初期消火・本格消防に関する検討

課 題

- 火災の初期消火を行うための設備等の検討、初期消火から本格消防への速やかな移行、消火用水の確保等の検討が必要である。

対 策

屋内で起こる火災では、発生から初期消火の限界といわれる火が天井に届くまでの間に初期消火を行うことが重要である。

保存地区においては、初期消火機器の設置や維持管理に課題が認められるため、建築物の用途、形態に応じた消火設備や機器の整備または設置による消火機能の補完とその維持管理についての検討を行う。

さらに、建築物単体における消火機能の補完だけではなく、初期消火を行うための地域的な消火機能を充実させるための設備として、簡易消火栓の設置や、自主防災会を主体とした消火訓練等の実施を検討する。

また、非常時における消防水利を補完するため、市として防火水槽の設置、民間として井戸の活用等についての検討を行う。

事 業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○初期消火設備の設置（地区）と維持管理						
	○初期消火機器の設置（建築物）と維持管理						
	○消防用水（水利）の確保						
地元組織の防災体制の向上	○設備の設置・維持管理の周知	⇒火災：早期発見・早期通報 (P94)参照					
	○防災訓練の実施						
	○初期消火体制のシステム化						

事業の考え方

■初期消火設備の設置（地区）と維持管理

保存地区及びその周辺地区には、消防法に基づく消防水利が整備されており、現況分析（P40～42参照）の結果、本格消防のための設備に関して特段の課題はない。ただし、公設の消火栓は消防隊、消防団等、専門的な知識を持った人が複数人で使用することを前提としているものであることから、居住者等の一般人が火災時に使用することは難しい。

そこで、地区全体及び建造物ごとの防災力をより向上させるため、市の指導のもと、町会や自主防災会が主体となり、居住者でも扱える易操作性1号消火栓、2号消火栓、広範囲型2号消火栓等の初期消火設備の整備を行い、初期消火率の向上を目指す。なお、基本的に公設消火栓と簡易消火栓で使用対象者を分けるものとし、簡易消火栓は保存地区内の居住者や従業者が使用することを基本とし、場合により周辺地区の居住者、従業者や、保存地区への来訪者の使用も想定する。

【公設消火栓と簡易消火栓（私設）の比較】

	公設消火栓	簡易消火栓(私設)
現状	○消防水利の基準に基づき適正に設置されている	○設置なし
使用者	○消防隊、消防団	○保存地区内（周辺地区も含む）の居住者
目的	○本格消防のために使用	○消防隊が到着するまでの初期消火のために使用
整備方針	○現状の消火栓を維持する	○防災計画に基づく事業として整備する
設置場所	○公道上に概ね100メートル以内の間隔で設置済	○公設の水道管沿いの民地に設置する ○簡易消火栓が届く範囲は他の伝建地区の例に倣い直線距離で40mとし、特定物件以外の建築物も含めて保存地区の全域がカバーできるよう設置する

【簡易消火栓の性能比較】

	易操作性1号消火栓	広範囲型2号消火栓	2号消火栓
操作性	1人で操作可能 ホースを一部だけ引き出しても放水可能	1人で操作可能 ホースを一部だけ引き出しても放水可能	1人で操作可能 ホースを一部だけ引き出しても放水可能
水平距離	25m以下	25m以下	15m以下
放水能力	0.17～0.7Mpa	0.17～0.7Mpa	0.25～0.7Mpa
放水量	130ml/分以上	80ml/分以上	60ml/分以上
ノズルの機能	容易に開閉できる装置	容易に開閉できる装置	容易に開閉できる装置
配管	呼称50mm以上	呼称40mm以上	呼称32mm以上
ホース接続口から当該範囲内に有効に放水できる長さ	30m以下＋ 放水距離7m	30m以下＋ 放水距離7m	20m以下＋ 放水距離10m

【簡易消火栓を使用する体制】

簡易消火栓の使用は、消防隊が到着し、本格消防が開始されるまでの時間に初期消火として実施するものとし、本格消防の開始後、速やかに消防関係者に消火活動を委任することとする。そのため、実際に使用する時間は、通常時の火災の場合、発見から消防が到着するまでのおよそ5分間を想定する。

初期消火を達成するためには、いつ火災が起きても居住者や自主防災会が主体となって簡易消火栓を実際に利用できることが重要であることから、設置後の維持管理も含め主体者の意向を参考とするとともに、防災訓練等を通じて町会や自主防災会が居住者に対して維持管理についての周知を行うとともに、居住者はあらかじめ消火栓の使用方法を体験しておく。また、周辺地区の居住者や保存地区への来訪者等、防災訓練に参加していない人が火災の第一発見者となり、自ら私設消火栓を操作しなければならない状況も考えられることから、分かりやすい使用方法の説明板を、消火栓に併設しておくことを検討する。

なお、震災後の火災等非常時には消防の到着が遅れる可能性があることから、簡易消火栓を用いた居住者の初期消火体制による消火活動を継続しながら、状況に応じて可能な限り延焼の防止に努めるものとする。

【簡易消火栓の設置の考え方】

特定物件のみを対象とするものではなく、火災の危険性が高いエリアや延焼緩和線として活用するエリアをカバーすることを目標とする。

まず第一に、火災の危険性が高いエリアを分析、把握し、優先的に設置すべきエリアを抽出する。(P101～102参照) なお、火災の危険性が高いエリアの把握にあたって使用する現況データは下表のとおりであり、下記のエリアのうち複数のエリアが重なる部分を火災の危険性が高いエリアとする。

表 特に危険性が高いエリアの抽出に使用するデータ

項目	目的	方法
①消火栓の届きにくいエリア	既存の公設消火栓から離れた場所での火災は、本格消防の開始までに時間を要する可能性がある。	最寄りの公設消火栓から50m以上離れているエリアを抽出する。
②建ぺい率が高いエリア	敷地単位の建ぺい率が高い場合、その敷地は建築物の密集度が高い敷地であることが考えられ、火災時に延焼する危険性がある。	建ぺい率が60%以上の敷地を把握したうえで、それらの敷地が集中するエリアを抽出する。
③道路等から望見しにくい建築物が集中するエリア	本町通りや市道、大規模な駐車場等から見えにくい建築物で火災が発生した場合、火災の発見が遅れるおそれがある。	現地調査および図上調査により、本町通りや市道、大規模な駐車場等から、他の建築物に隠れて望見できない、望見しにくい建築物が集中するエリアを抽出する。
④歴史的な建築物が集中するエリア	特定物件や戦前の建築物等歴史的建築物は防火性能が低いものが多く、これらの建築物が集中するエリアは火災の発生や延焼の危険性がある。	特定物件および保存対策調査による昭和20年以前の建築物を歴史的建築物とし、これらの建築物が集中するエリアを抽出する。

次に、延焼緩和線として活用できる可能性のある場所（P109参照）への整備を検討し、角地の駐車場等や既存の耐火建築物、蔵や敷地北側の防火壁と消火栓等の併用により、火災の初期段階において延焼の緩和を図る。

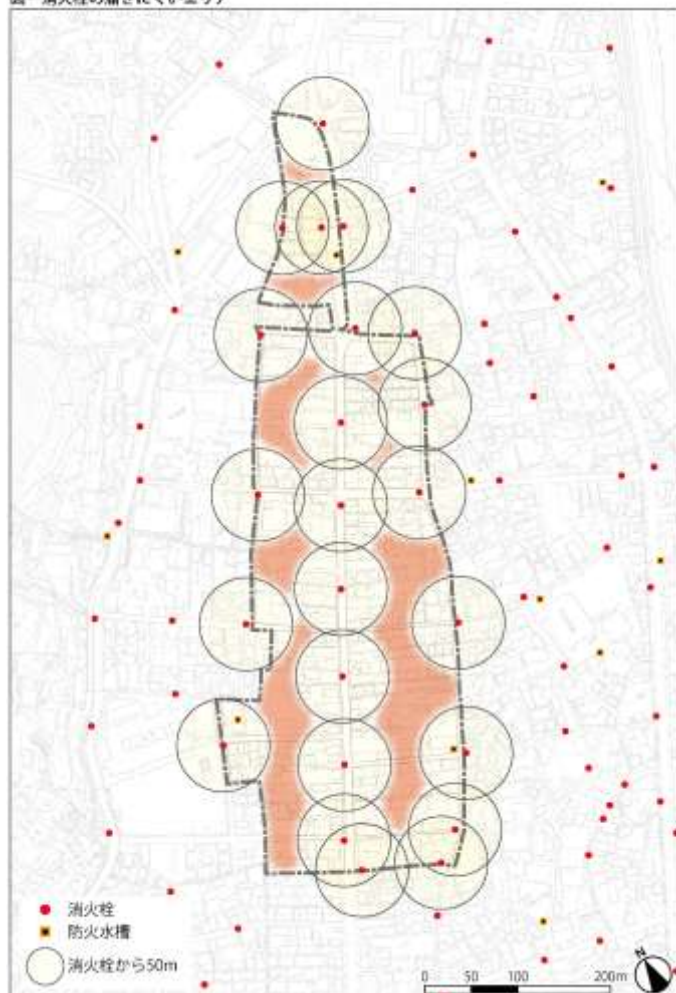
具体的な設置場所については、主に地区の居住者が使用するものであることから公設の水道管沿いの民地に設置することを基本とし、消防隊の到着後、本格消防がスムーズに開始され、消火活動の妨げとならないよう、公設消火栓より十分な距離をとるものとする。

なお、設置可能な消火栓の種類は、水道管の管径も関係することから、地元からの提案や設備の能力（対象距離、操作性等）をふまえたうえで、今後、消防本部や水道局との協議により、設置位置・密度、設置する消火栓の種類等を決定する。また、本町通り沿いについては、今後、街路整備が予定されていることから、実施時期の協議、調整を行う。

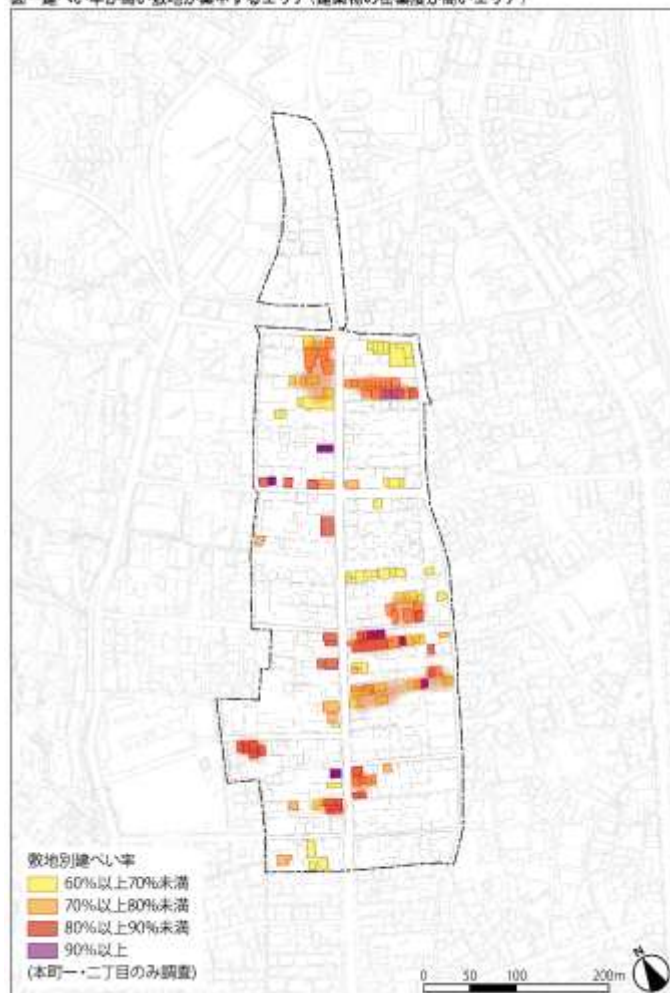
【その他の消火設備等との併用】

簡易消火栓の設置に加えて、延焼のおそれのある部分の密集している場所、不燃領域率の低いブロックでは、消火機器にて消火能力を補完する（P104参照）ことにより地区全体としての初期消火能力を確保する。また、早期発見、通報のための住宅用火災警報器等の設備もあわせて整備し、火災が大きくなる前の対応や消防隊の到着をできるだけ早めるなどの対策をしていく。

図一消火栓の届きにくいエリア



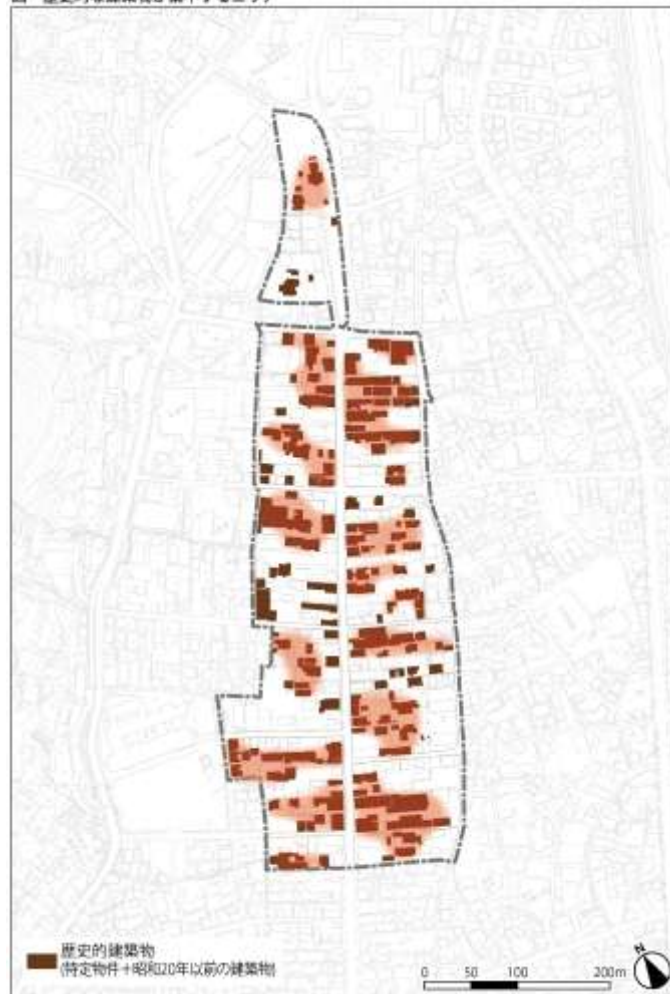
図一建ぺい率が高い敷地が集中するエリア(建築物の密集度が高いエリア)



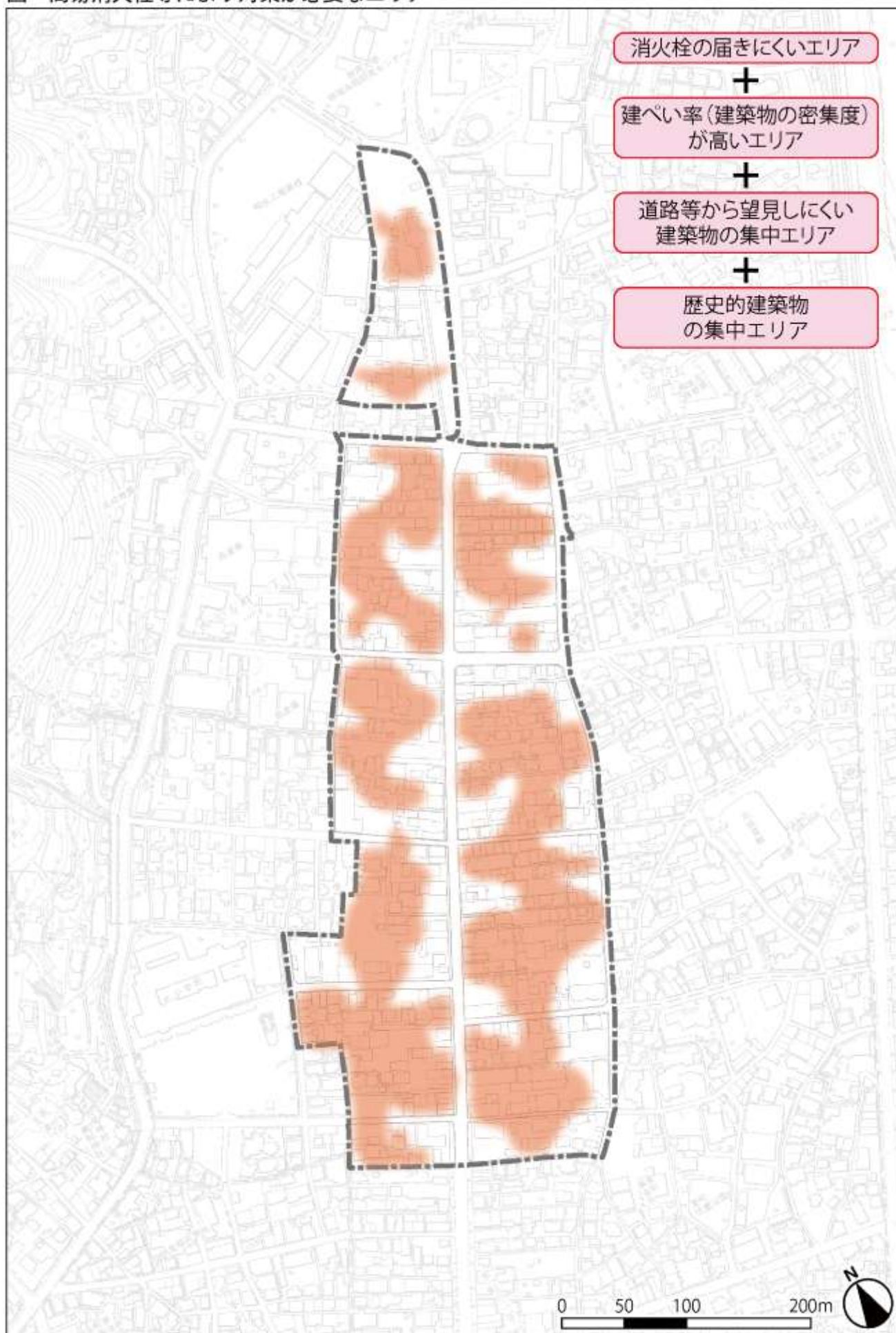
図一道路等から望見しにくい建築物が集中するエリア(火災発見が遅れる恐れがあるエリア)



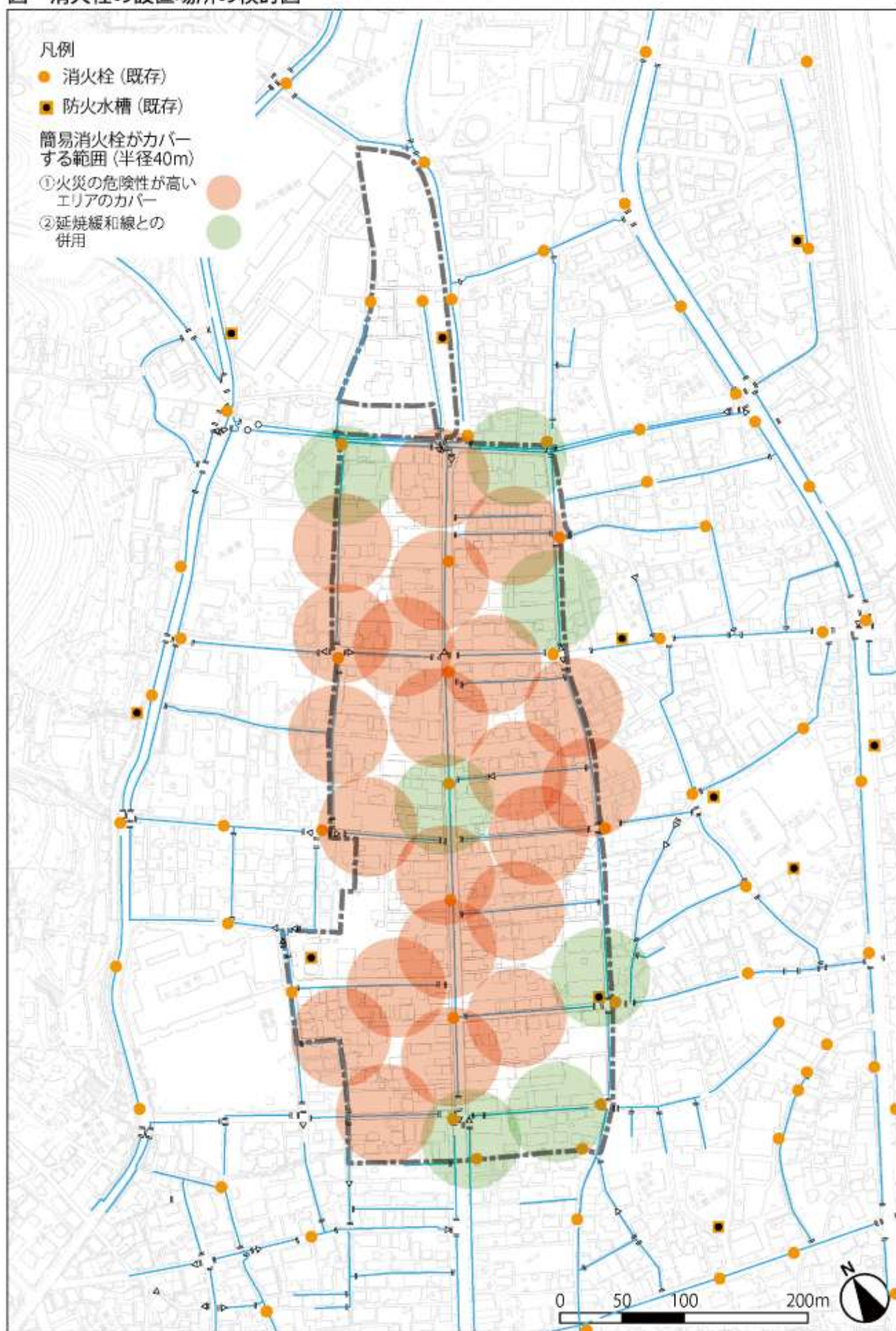
図一歴史的な建築物が集中するエリア



図ー簡易消火栓等により対策が必要なエリア



図一 消火栓の設置場所の検討図



■初期消火機器の設置（建築物）と維持管理

保存地区内の建築物の用途（例えば、住宅、飲食店、物販、ガソリンスタンド、空き家等）を整理したうえで、その用途ごとに発生する火災の状況を把握し、それに応じた初期消火設備とその体制を整備する。

また、各家庭に対しても、火災発生から初期の段階で火を消し止められるよう、消火器等の初期消火機器の設置を周知する。

防災ワークショップ等では、住宅用火災警報機等の設備の維持管理と同様に、消火器等の維持管理を行っていない居住者が多いことが明らかとなった。このため、使用期限が来た場合の交換など、維持管理についても周知を図る。

【初期消火機器の性能比較（建築物）】

	消火バケツ	エアゾール式 簡易消火用具	消火器	街かど消火栓 (水道給水利用)
メリット	○安価で誰でもすぐに対策することができる。	○比較的安い費用でどの家庭でも対策できる。 ○家庭内での石油ストーブ、天ぷら油等の火災に対する初期消火に有効。 ○小型で軽量のスプレー式のため、片手で簡単に操作できる。	○どの家庭でも対策できる。 ○簡易消火用具に比べて消火能力が高い。 ○炎が天井に届くまでの初期消火段階に有効。 ○消防法令により定められた規格に合格。	○水道の蛇口に接続するだけで誰でも簡単に使える。 ○水道水を使うため長時間放水が可能。
デメリット	○消火能力が低い。	○住宅用の消火器と同等の能力はなく、あくまで補助的な役割を果たすもの。 ○放射時間が短く、的確に放射する必要がある。 ○天ぷら油火災を消火できない場合がある。 ○使用期限がある。	○消火器本体が重く、女性や高齢者にとっては火元まで運ぶのが難しい場合もある。 ○パニックになり手順が分からなくなると、消火が遅れる可能性がある。 ○使用期限がある。	○維持管理が必要。 ○設置には費用がかかる。

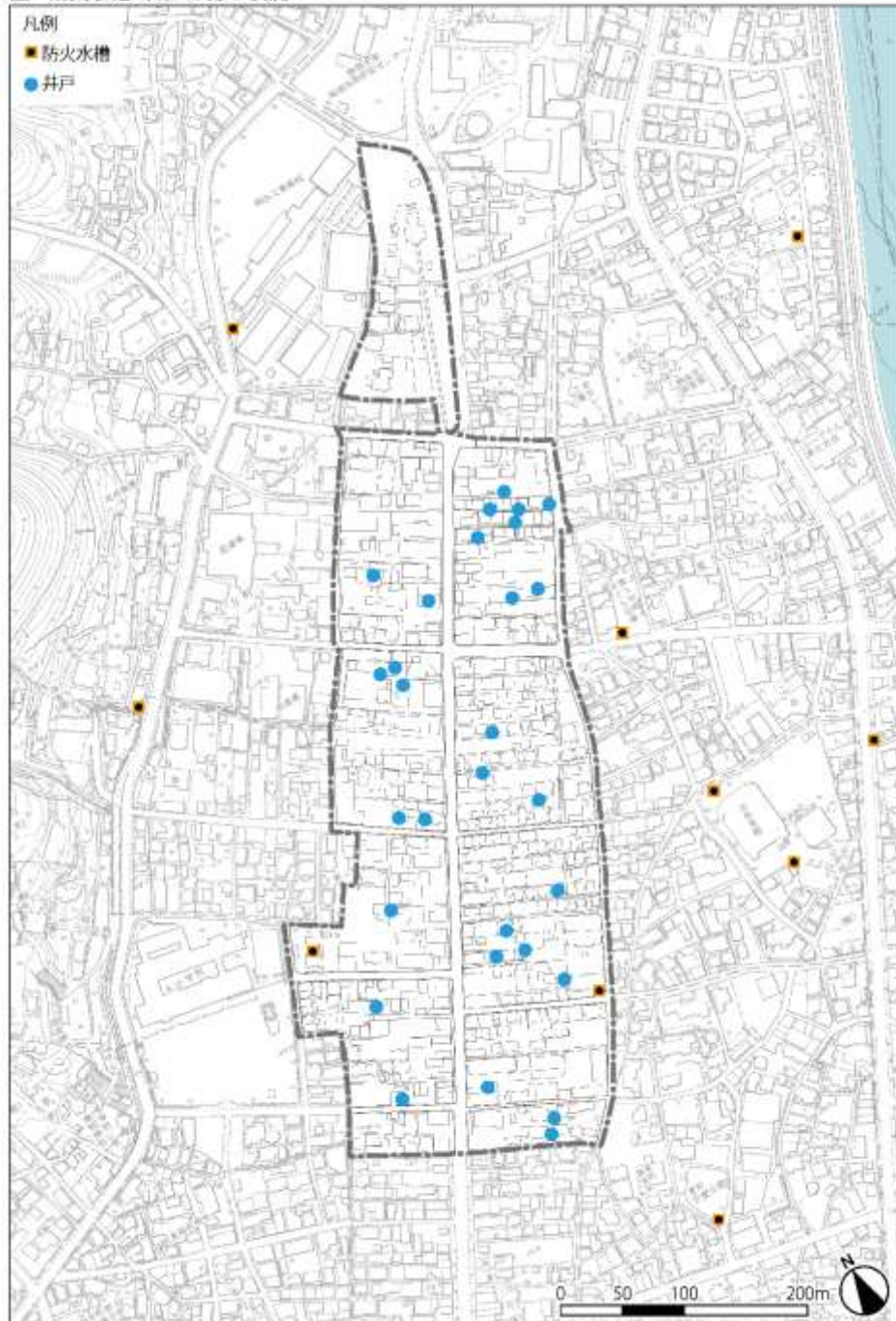
■消防用水（水利）の確保（消防向け・居住者向け）

災害時等の消防用水を確保するため、防火水槽について検討を行う。

防火水槽の設置は、管理等が必要であることから将来的な事を考慮し、市有地に設置することを基本とする。震災に備え、耐震性の防火水槽の設置を中長期的に検討を行い、具体的な整備計画を作成する。

また、居住者向けの消火用水として井戸の活用等が考えられる。保存地区内には多くの井戸が残されているものの、全体的な使用状況等は明らかになっておらず、現在、各町会により使用状況等を把握する調査を進めている段階であることから、その調査結果を確認したうえで、火災時の消火用水としての利活用等の検討を行う。

図一 防火水槽・井戸の分布状況



資料：桐生市消防本部

／桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査

■初期消火体制のシステム化

近隣の自主防災会との連携を考慮しつつ、情報伝達の方法、初期消火設備の活用・役割分担等を明確化して、住民主体の初期消火体制のシステム化を図る。

また、防災訓練等により消火設備・機器の体験会等を実施する。

■設備の設置・維持管理の周知/防災訓練の実施

「火災：早期発見・早期通報に関する検討」の同項目（P96参照）に準じた対策を図る。

火災：延焼防止に関する検討

課 題

- 各建築物の防火性能に対する検討、保存地区としての防火性能の確保に対する検討、建築物の延焼に対する検討が必要である。

対 策

主に伝統的建造物の保存を目的とした保存地区では、火災時の延焼を抑えることが重要である。このため、建築物単体の防火性能の向上を検討するとともに、消火設備との併用により保存地区全体としての防火性能を確保する。

さらに、既存の耐火建築物、北側防火壁、蔵、空地等を活用し、延焼防止を目的とした延焼緩和線の形成を検討する。

事 業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○防火性能の向上						
	○延焼緩和線としての活用						

事業の考え方

■防火性能の向上

平成26年度に建築基準法の制限に対する不適格物件の状況を調査した結果、保存地区の特定物件のうち62条（準防火地域内の建築物）は70.8%が不適格で、いずれも第2項が不適格となっている。63条（屋根）は33.3%が不適格で、不適格物件では、大部分は瓦であるものの部分的にアクリルや塩ビ等が使われている。また、64条（開口部の防火戸）は76.0%が不適格で、不適格物件では、木、アルミサッシ等が使われている。

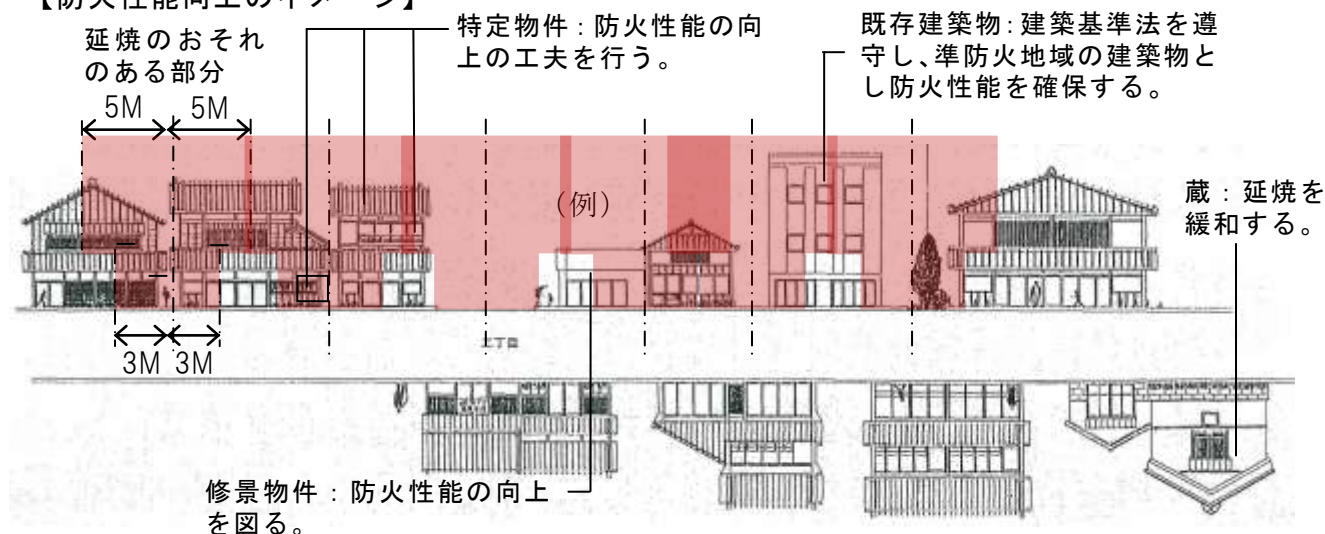
以上のように、特定物件は現行法で要求される性能を満たしていない部分があることが明らかとなったが、屋根については、上部からの飛び火による火災を防止するためにも、認定品等を使用することにより建築基準法の適用を図る方向で検討する。

建築物の防火性能を高める方策として、例えば、外壁・軒裏等は国土交通省告示で定められた工法等を活用し、保存地区内の建築物の防火に対する性能の向上を図ることが考えられる。ただし、特定物件では外観が変化する工法等の導入が困難であるため、建築物の外観等に影響を及ぼさない範囲での、適切な工法、材料の工夫等による防火性能の向上をめざし、特定物件以外においては告示に対応した方策を活用する。

また、建築物が密集している箇所では、初期消火設備の密度を高め、特に、特定物件が密集している箇所では、他の消火設備等の併用により現在よりも地区全体の防火性能を確保し（初期消火・本格消防に関する検討（P97～106）参照）、保存地区全体の防災力の向上を図る。

なお、今後、緩和条例（建築基準法第85条の3に基づく制限の緩和）を制定した場合は、条例に基づき緩和を行うとともに、代替措置を講じるものとする。

【防火性能向上のイメージ】



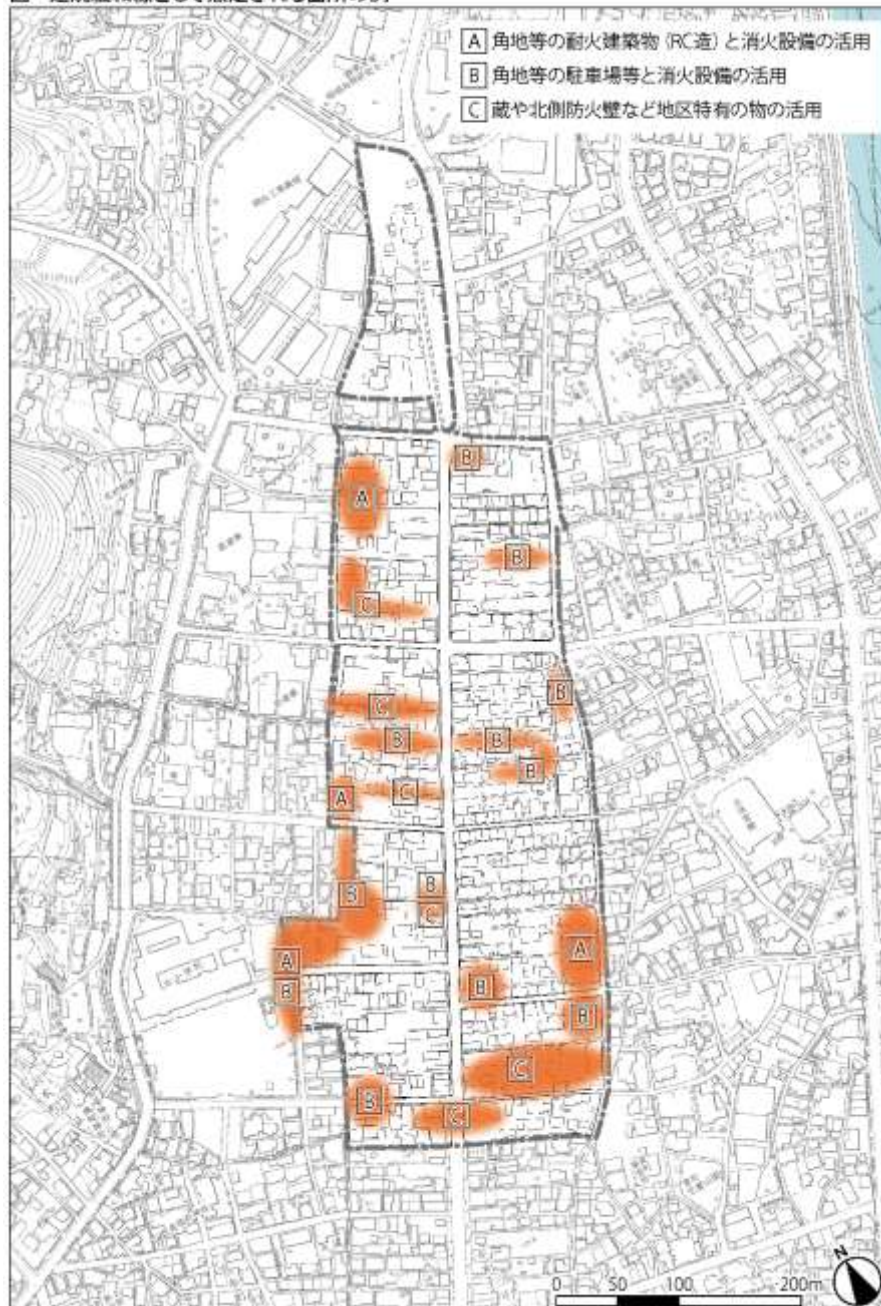
■延焼緩和線としての活用

防災アンケートでは、「建築物が密集しているため延焼しないか不安」と回答した居住者が7割を超えており、防災ワークショップでも、建築物の周囲に置かれた物や枯れ草に火が移り、延焼しないか不安であるとの声が挙がっている。このように木造建築物が密集する保存地区では延焼への不安は高く、火災を拡げないための対策が必要である。

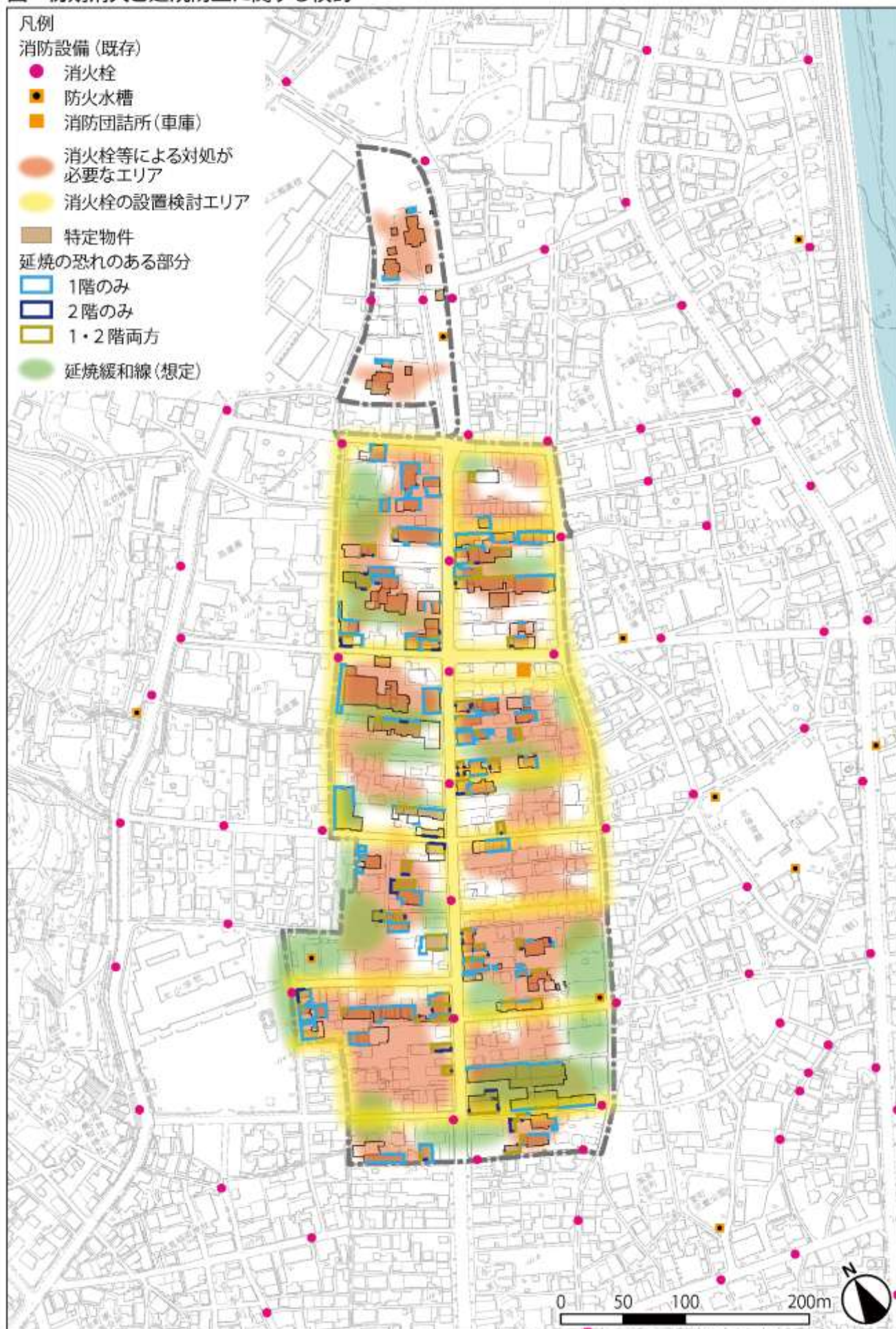
延焼を防ぐための措置として、一般的には幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等による「延焼遮断帯」（出典：国土交通省資料）の配置が考えられるが、保存地区の目的や現況を考慮すると延焼遮断帯の導入は難しい。

このため、保存地区全体として延焼の危険度を下げる対策の検討を行うとともに、角地の駐車場等や既存の耐火建築物、蔵や敷地北側の防火壁等を活用し、消火設備と併用することにより、大きな火災の延焼を遮断するというよりも、火災の初期段階において延焼の緩和を図ることを検討する。

図一 延焼緩和線として想定される箇所の例



図一初期消火と延焼防止に関する検討



火災：避難・防災まちづくりに関する検討

課題

- 火災時の避難及び初期消火等の体制づくりが必要である。

対策

火災が発生した場合、火元の居住者のみでなく、火元周辺の居住者の避難についても検討が必要であり、この場合、火災情報の伝達、避難経路の状況や避難場所の状況、風向き等に留意する。

加えて、初期消火の項目で検討したように、火災の拡大の抑制や、初期消火率の向上を目指すための体制づくりや方法の周知を行う。

さらに、火災は地区外からの延焼の可能性もあることから、近隣の自主防災会等との連携も検討する。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり	⇒地域の取り組み：避難(P126)参照					
	○初期消火体制のシステム化	⇒火災：初期消火・本格消防(P97)参照					
	○近隣自主防災会との連携						

事業の考え方

- 災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり/近隣自主防災会との連携
近隣の自主防災会との連携を考慮しつつ、火災に備えた避難方法や避難場所を設定し、周知する。
- 初期消火体制のシステム化
「火災：初期消火・本格消防に関する検討」の同項目（P106参照）に準じた対策を図る。

(2) 震災から保存地区を守るための対策

震災：構造補強に関する検討

課題

- 構造補強に対する検討、老朽化の改善に対する検討、日常の維持管理に対する検討、虫害等に対する検討、被災後の復旧に対する検討等が必要である。

対策

大きな地震のゆれに対して、建築物が倒壊しないよう構造に対する補強を行うことが重要である。

歴史的建築物の耐震補強にあたっては、「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（平成25年10月、文化庁）」を耐震化のあり方として参考にした耐震補強も考えられる。歴史的建築物等の伝統軸組み工法等では、精密診断として、保有耐力診断法、許容応力度計算による方法、限界耐力計算による方法、時刻歴応答解析による方法等があるが、専門性が高く、高額であり、各々の建築物で検討していくことは困難である。また、保存地区内の一つ一つの建築物の保存状態や建築の手法等が異なるため、構造に対して直ちに統一的な方針を立案することも困難な状況にある。

構造に対する検討については、専門的な知識が必要となってくることから、(仮称)構造検討委員会の立ち上げを検討し、意見を聴取し、建築物の構造補強に対する検討を行う。また、材料の老朽化している状態で、構造補強のみを行っても、十分な効果が得られないため、日常の維持管理や虫害等への対策についても検討を行う。

その他、震災による被災建築物に関しての応急修理及び復旧の方法についても検討を行う。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○構造補強						
	○建築物の維持管理・定期的な修繕						
	○虫害等対策						
	○被害調査及び把握とその体制						
	○被災後の応急修理・復旧方法						
地元組織の防災体制の向上	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知						
	○見守り						

事業の考え方

■ 構造補強

歴史的建築物の耐震化の方向としては、既存住宅改修時に運用する在来軸組工法、桝組壁工法(昭和56年5月以前)を対象とした一般診断法による「木造住宅耐震補強工法」と、伝統軸組み工法等では、精密診断(保有耐力診断法、許容応力度計算による方法、限界耐力計算による方法、時刻歴応答解析による方法)による耐震設計に基づく補強工法がある。

今後、構造補強を行う場合、補強の方針を検討するとともに、建築物の構造材、非構造材の老朽度、これまでの地震や雪害等による構造部の変化などにより、現実的には期待する材料強度等を確保できるかどうかを検討することが重要である。また、仕口等構造部材の接合点に耐震用の金属材を使用する場合、地震時において金属材による木造部分への影響は予想しづらく、加えて歴史的建築物のプロポーシオンにも影響を与える可能性があるため、補強工事について検討を行う専門家を中心とした検討委員会の設置を検討する。

さらに、地震に対しては、建築物のみならず、それ以外の構造物についても関係することから、保存地区の建造物の耐震性については、総合的な方針を検討していく必要がある。

【(仮称)構造検討委員会の設立】

学識経験者、建築士会等を中心とした(仮称)構造検討委員会の設立を検討し、専門的な見地と所有者の経済的負担に配慮しながら、構造補強の方針を立てる。建築物の構造に関しては、建築指導課や、場合によっては建築審査会から助言を受け、また、意匠に関して課題がある場合は、桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会から意見を受けながら、補強計画を作成する。

【塀等の耐震性の向上】

平成25年度に実施した耐震調査では、保存地区には塀の転倒により閉塞する路地が存在することが分かっている。また、防災アンケートや防災ワークショップでも路地沿いの居住者から避難に対する不安の声が挙がっている。

そのため、町会や自主防災会が主体となって、路地上の物や倒壊したブロック塀等により避難が困難になるおそれがある箇所を把握するとともに、障害となる物の撤去や塀の補強等についての対処の方針を定める。

■建築物の維持管理・定期的な修繕/建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知

防災アンケートでは、屋根、外壁、開口部のいずれについても、半数弱が維持管理や修繕を行っておらず、特に非特定物件では維持管理や修繕をしている割合が低いという結果であった。

また、日常的な維持管理を行っていなければ、構造的な補強をしても十分な効果が得られない場合がある。

このため、適切な維持管理や定期的な修繕を行うことを推奨するとともに、勉強会の開催等を通じて建築物の日常的な維持管理や修繕等に関する周知を継続的に行い、地域として防災力の向上を図る。

■虫害等対策

保存修理の際等に深刻な白蟻の被害が発見されたことをきっかけに、保存地区内においてまちなみ委員会によるアンケートが実施され、保存地区内において白蟻被害があることが確認された。白蟻等に関する対策やその対策の周知を行うとともに、修理の際にあわせて対策を講じることを検討する。状況によっては、地区としての対策についても検討を行う。また、白蟻以外の害虫やその他の要因が発生した場合にも同様の対応を検討する。

■被害調査及び把握とその体制/被災後の応急修理・復旧方法

歴史的建築物が被災した場合、早い段階から応急修理や復旧が行えるか否かが、その後の修理費や建築物の維持管理に大きな影響を与える。このため、市が中心となり、発災後速やかに被害調査が行えるよう、現存の建築物についてのデータを蓄積するとともに、被害調査の体制を構築する。

また、発災時には、被災状況の調査結果をもとにして、特定物件等の所有者に対して、応急修理、復旧の方法、修繕の方針等の提示できるマニュアル等の構築を検討する。

応急修理や復旧に際しては、損傷前の建築物に関する記録やデータ、写真等が重要になることから、災害前に記録、データの蓄積・保存等を行うことを検討する。

■見守り

町会や自主防災会が中心となり、平常時には、外観から建築物に異常がないかなどを観察し、危険箇所等の把握を行う。必要があれば、危険箇所等の周知を行い、所有者に修繕を求め、その経過を把握する。また、被災後には、地区内に危険箇所が発生していないか点検するとともに、危険箇所の継続的な経過を把握し、周知することができる体制づくりを検討する。

また、地区として被災直後の調査やその経過等を把握し、危険な状況であれば、二次的な災害が起こる前に対応できるような体制を検討する。

震災：二次災害防止に関する検討

課題

- 震災後の二次災害としての火災の発生への対策が必要である。

対策

地震により停電が発生した場合、復旧時の通電により火災が発生するおそれがあることから、ブレーカー自動遮断装置等、揺れの感知により電力供給を遮断する設備の導入について検討を行う。

また、発生した火災への対応については、「(1)火災から保存地区を守るための対策」に準じた対策を実施するものの、震災時の火災は市内で同時多発的に発生する可能性が高いため、その場合の対応を検討する。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○ブレーカー自動遮断装置等						
	○消防用水（水利）の確保	⇒火災：初期消火・本格消防(P97)参照					
地元組織の防災体制の向上	○被災時の消火体制						

事業の考え方

■ブレーカー自動遮断装置等

防災アンケートでは、83.5%が震災の二次災害として発生する火災に対して不安であると回答している。地震時に発生する火災の原因の一つとして、停電からの復旧時に、電気ストーブや白熱電球等から揺れで倒れた他の物に燃え移る通電火災があり、これを防ぐには地震時にブレーカーを落とす必要がある。そこで、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断するブレーカー自動遮断装置の設置、または遮断装置が併設されているタイプの分電盤の設置を推奨する。

■被災時の消火体制

地震発生時には、市内各地で同時多発的に大規模な火災が起こるおそれもあり、火災が発生しても本格消防が困難となる可能性が高い。

その場合は、「(1)火災から保存地区を守るための対策」で検討した簡易消火栓等を用いた初期消火体制による消火活動を継続し、状況に応じて可能な限り延焼の防止に努める。

■消防用水（水利）の確保

「火災：初期消火・本格消防に関する検討」の同項目（P105参照）に準じた対策を図る。

課題

- 地震発生後の避難経路の検討や、自主防災会を主体とした防災まちづくりが必要である。

対策

路地等の歴史的風致や歴史的建造物を守りながら生活する地区であるため、避難経路の確保は重要である。

路地や狭隘な道路は地震発生時に閉塞する可能性があり、一方の避難経路がふさがれた際にも各敷地、建築物から避難路まで確実に避難できるよう二方向への避難経路の確保について検討を行う。あわせて、避難経路沿いの避難の妨げとなるおそれのある物や避難経路をふさぐブロック塀等の補強（震災：構造補強に関する検討（P112～114）参照）について検討を行う。

保存地区周辺には、市指定緊急避難場所、市指定避難所が複数あり、また、地震発生時の建築物等の状況が未知数であることから、市指定緊急避難場所等に向うまでの間に一時的に避難する場所が必要となる場合がある。そのため、一時的に避難する場所の必要性、位置、安全性の検証を行ったうえで、必要に応じて一時避難場所の設定やそこに向けた避難経路の確認等を行う。

（※本計画において、「避難路」は本町通り及び幅員4m以上の市道、「避難経路」は敷地から避難路までの経路をさすものとする。）

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○二方向避難経路の確保						
	○避難経路の確保（撤去・補強等）						
	○一時避難場所の検討						
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり	⇒地域の取り組み：避難(P126)参照					
	○情報に関するルール化						

事業の考え方

■二方向避難経路の確保/避難経路の確保（撤去・補強等）

災害時には主要な避難路として想定される本町通りや幅員4 m以上の市道まで移動できるよう避難経路を確保する必要がある。また、奥行きが深い地割であることから、災害時に通常の経路が使用できないことを想定し、主要な避難路に到達するまでの避難経路をもう1本確保することが重要となる。避難路から市指定緊急避難場所、市指定避難所もしくは安全な場所までの移動については、桐生市地域防災計画による。

避難路に面する敷地については、基本的に二方向への避難経路を確保できるものの、歴史的な敷地割から、二項道路（幅員4 m未満）、路地に面する敷地及び無接道敷地の中で、特に、分割された各ブロック中央付近に位置する敷地や、小規模な木造建築物が連たんもしくは密集している敷地では、二方向への避難経路の確保が難しい状況である。また、保存地区や周辺地区では、日常的に使われている路地は東西方向のものが多く、各敷地の南北の境界沿いには塀が建てられている場合が多いため、南北方向への避難は難しい状況にあると考えられる。

このため、本町通り等の主要な避難路へ至る経路として、日常的に利用されている路地等を利用した避難経路とともに、隣地や駐車場、庭等の民地を活用した避難経路の確保を検討し、二方向以上への避難経路の確保に努める。そのため、予め町会内で、緊急時に民地を通り抜けて避難ができるよう地域内での取り決めをするとともに、敷地境界に塀がある場合に隣地同士で通り抜けることができるよう、既存の潜り戸等の活用等を図る。このような地域での取り決めを行う際には、詳細な内容については一般に公開しないなど、セキュリティ等に十分に注意を払う必要がある。

防災ワークショップ等では、避難経路となる路地沿いに置かれた物が避難の妨げになるおそれがあるという不安が挙げられていることから、町会や自主防災会を通じて、共助の一環として、所有者への撤去の呼びかけ等を行う。また、塀等では補強等により耐震性の向上（震災：構造補強に関する検討（P112～114）参照）を図る。

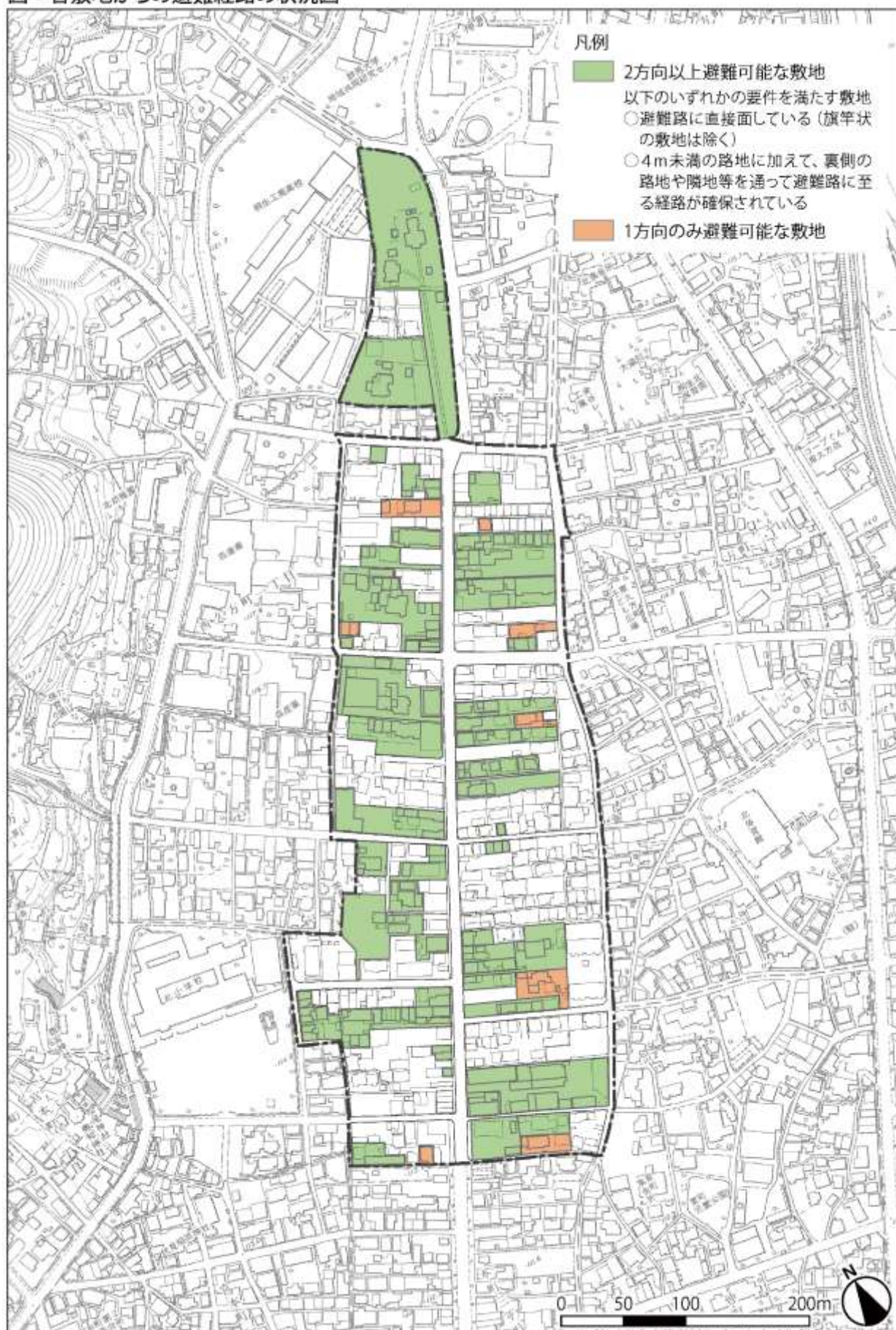
【潜り戸の例】



【二方向避難経路の確保敷地について】

二方向避難の状況は以下のとおりである。

図一各敷地からの避難経路の状況図



■一時避難場所の検討

本町二丁目では、自主防災会が主体となって一時避難場所としての「ちょいにげ広場」を設定している。また、本町一丁目では防災ワークショップにおいて、一時避難場所が必要であるとの意見が出されている。

引き続き、一時避難場所が必要な場合は、想定される災害ごとに周囲の状況等の安全性を検証したうえで、その場所の選定を行う。

■災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり/情報に関するルール化

「地域の取り組み：避難に関する検討」の同項目（P127～128参照）に準じた対策を図る。

(3) 風水害、その他の災害から保存地区を守るための対策

風水害等：浸水防止に関する検討

課題

- 家屋の浸水・排水への対策が必要である。

対策

建築物への浸水や周辺地盤の常時湿った状態の継続が土台等の木材の腐食や虫害等の一因となる可能性があるため、降雨量の多い時には建築物への浸水を防ぐことや、排水を適切に行うことが重要となる。

このため、保存地区では浸水の防止や排水への対策の検討を行うとともに、適切な排水が行えるよう、建築物の損傷に繋がるような樋や窓ガラス等の破損についての修繕や維持管理についての検討を行う。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○浸水・排水対策						
	○樋等の修繕や維持管理						
地元組織の防災体制の向上	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知						
	○見守り	⇒震災：構造補強(P112)参照					

事業の考え方

■浸水・排水対策

桐生市洪水ハザードマップでは、本町二丁目の全域と本町一丁目の一部で1m未満の浸水が想定され、残りの地域は浸水想定区域となっていないものの、近年増加傾向にある異常気象により記録的な豪雨が発生するおそれがある。

歴史的建築物は、時代の変遷において、現在の本町通りよりも低い位置に敷地の地盤面がある場合が多く、一方でかつての都市計画道路決定以降の建築物は、計画された道路の路盤面より高い地盤面に建築されているため、建てられた時代によって敷地の地盤面の高さに相違がある。このため、低い地盤面に建てられている歴史的建築物やその敷地は道路や隣地からの雨水の流入を防止するとともに、排水の改善が必要である。

■樋等の修繕や維持管理/建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知

樋が落ち葉等による詰りや、風水害による破損、外れ等が起こった場合、雨水等により建築物が損傷するおそれがある。また、窓ガラスの損傷や土壁のヒビ等から、浸水することにより、建築物の損傷に繋がる可能性もあるため、被害の予防として、日常的な維持管理や定期的な点検を行ったり、その必要性について周知する必要がある。

日頃から樋や建築物の損傷状況等について、継続的に把握し、必要に応じて改善するよう努める必要がある。

■見守り

「震災：構造補強に関する検討」の同項目（P115参照）に準じた対策を図る。

課題

- 建築物の防災力の向上や、被災後の応急修理や復旧についての検討が必要である。

対策

近年、保存地区でも懸念される災害は、落雷、雹、大雪等多岐にわたる。しかしながら、保存地区の建築物に限らず、一般的な建築物でも、竜巻や突風等多岐にわたる災害への万全な対策を講じることは困難である。特に伝統的な工法による建造物の状況や、その外観保存を図る必要性から、出来る範囲での施工上の工夫や、被害を想定して早めの避難を心掛ける。また、震災同様、早い段階から応急修理や復旧が行えるか否かが、その後の保存に影響を与えることがあるため、被災後の被害箇所の迅速な調査、適切な修繕、日常的な維持管理を行っていく必要がある。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○減災の工夫						
	○被害調査及び把握とその体制	⇒震災：構造補強(P112)参照					
	○被災後の応急修理・復旧方法						
地元組織の防災体制の向上	○見守り						

事業の考え方

■減災の工夫

特定物件は外観の変更や施工の方法に制約があり、例えば、保存地区内の歴史的建築物の屋根は、平部の瓦が緊結されていないものや、土葺きの上に瓦が乗っているのみという建築物が確認されている。このため、修理の際、出来る範囲の中で施工の工夫をしたり、建築物や敷地及びその周辺にある飛ばされやすい物を整理し、撤去することで減災への対策を行う。

■被害調査及び把握とその体制/被災後の応急修理・復旧/見守り

「震災：構造補強に関する検討」の同項目（P115参照）に準じた対策を図る。

課題

- 被害が起こる前の早期避難の体制づくり、情報の伝達等の検討が必要である。

対策

桐生市洪水ハザードマップでは、本町二丁目の全域と本町一丁目の一部で1m未満の浸水が想定され、残りの地域は浸水想定区域となっておらず、また、保存地区の周辺では西側の山手通り沿いの斜面が急傾斜地崩壊危険箇所となっているものの、保存地区内に危険箇所はない。

しかしながら、近年増加傾向にある異常気象により想定外の災害が発生するおそれがあり、安全に避難が出来るよう災害が発生する前もしくは状況が悪化する前の早い段階で居住者は避難する必要がある。

保存地区周辺では、風水害（洪水災害、土砂災害、内水氾濫）に対応した市指定緊急避難場所が設定されているが、災害によって避難時期、方法、対処等が異なってくるため、避難のルールや体制づくりを検討する。

また、実際の災害では、情報の収集、伝達、共有化等が重要となるため、これらが速やかに行えるようルール化を検討する。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり	⇒地域の取り組み：避難(P126)参照					
	○情報に関するルール化						

事業の考え方

- 災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり/情報に関するルール化
「地域の取り組み：避難に関する検討」の同項目（P127～128参照）に準じた対策を図る。

(4) 災害に対する地域の取り組み

地域の取り組み：避難に関する検討

課題

- 災害の種類に応じた避難場所、避難方法等の検討が必要である。また、居住者や来訪者の状況に応じた避難等の支援が必要である。

対策

災害の種類、規模、段階、状況に応じて、避難の方法、場所等に相違があり、十分な検討が必要である。災害ごとのおおまかな避難の考え方は、以下のとおりである。

火災は、災害発生後、火元及び火元周辺の居住者により、避難経路の状況や避難場所の状況、風向き等に留意し、状況に応じた避難を行うこととする。

震災は、災害発生後、敷地から避難路に向うまでの避難について、必要に応じて、安全性に配慮した一時避難場所の設定や避難経路の確認等を行ったうえで、地域の取り決めを行い、災害の状況や安全等に留意し、地域及び個人で避難を行う。また、状況に応じて、要配慮者等への対応を行う。

風水害等では、近年増加傾向にある異常気象により想定外の災害が発生するおそれがあり、安全に避難が出来るよう災害が発生する前もしくは状況が悪化する前の早い段階で、災害の情報をよく確認したうえで、地域もしくは個人により、避難を行う。災害発生前の避難を基本とする。

加えて、避難の際に支援を必要とする人への対策について検討を行うとともに、災害時の要配慮者の状況等が変化することから、その対応策についても検討を行う。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり						
	○要配慮者・来訪者等への避難誘導体制						
	○情報に関するルール化						

事業の考え方

■災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり

防災アンケートでは、災害時に避難する場所として、震災、風害、水害のいずれの災害でも北小学校へ避難するという回答が最も多く、それぞれ4割前後であり、次いで避難せず自宅にとどまるという回答がいずれも2割弱であった。また、決めていない人も震災で4.7%、風害で7.7%、水害で9.0%いることが明らかになっている。また、これまで本町一丁目、二丁目では、それぞれDIGを実施し、加えて、本町二丁目では避難経路や避難体制について検討を行う防災ワークショップを開催している。

避難経路については、日常的に利用されている路地等を利用した避難経路とともに、隣地や駐車場、庭等の民地の活用を検討する。そのため、予め町会内で、緊急時に民地を通り抜けて避難ができるよう地域内での取り決めをするとともに、敷地境界に塀がある場合に隣地同士で通り抜けることができるよう、既存の潜り戸等の活用を図る。このような地域での取り決めを行う際には、詳細な内容については、一般に公開しないなど、セキュリティ等に十分に注意を払う必要がある。

避難の方法等については、まずは自分の安全を第一に確保する自助に関する対策に加えて、共助や公助として、DIG等の成果をふまえながら、町会や自主防災会が中心となり、災害の種類に応じた避難方法、避難経路の確保、避難場所の利用方法、避難時の取り決め、支援が必要な居住者に対する避難誘導、支援の方法等の避難における体制づくりを検討し、ハザードマップの配布、勉強会の開催等を通じて避難に関する情報の周知を行う。なお、近年は、大雪や竜巻等、想定外の気象による自然災害をうけるおそれがあり、それらの災害の発生も想定した避難方法、体制づくりにも配慮する必要がある。

■要配慮者・来訪者等への避難誘導体制

防災アンケートや防災ワークショップ等から、保存地区は高齢化が進んでおり、災害時に支援の必要な居住者がいるという課題や、自動車の通行に課題のある通路（民地）等に面した家屋、または道に面していない家屋の居住者は避難に対して不安に感じている割合が高いという課題が明らかとなっている。

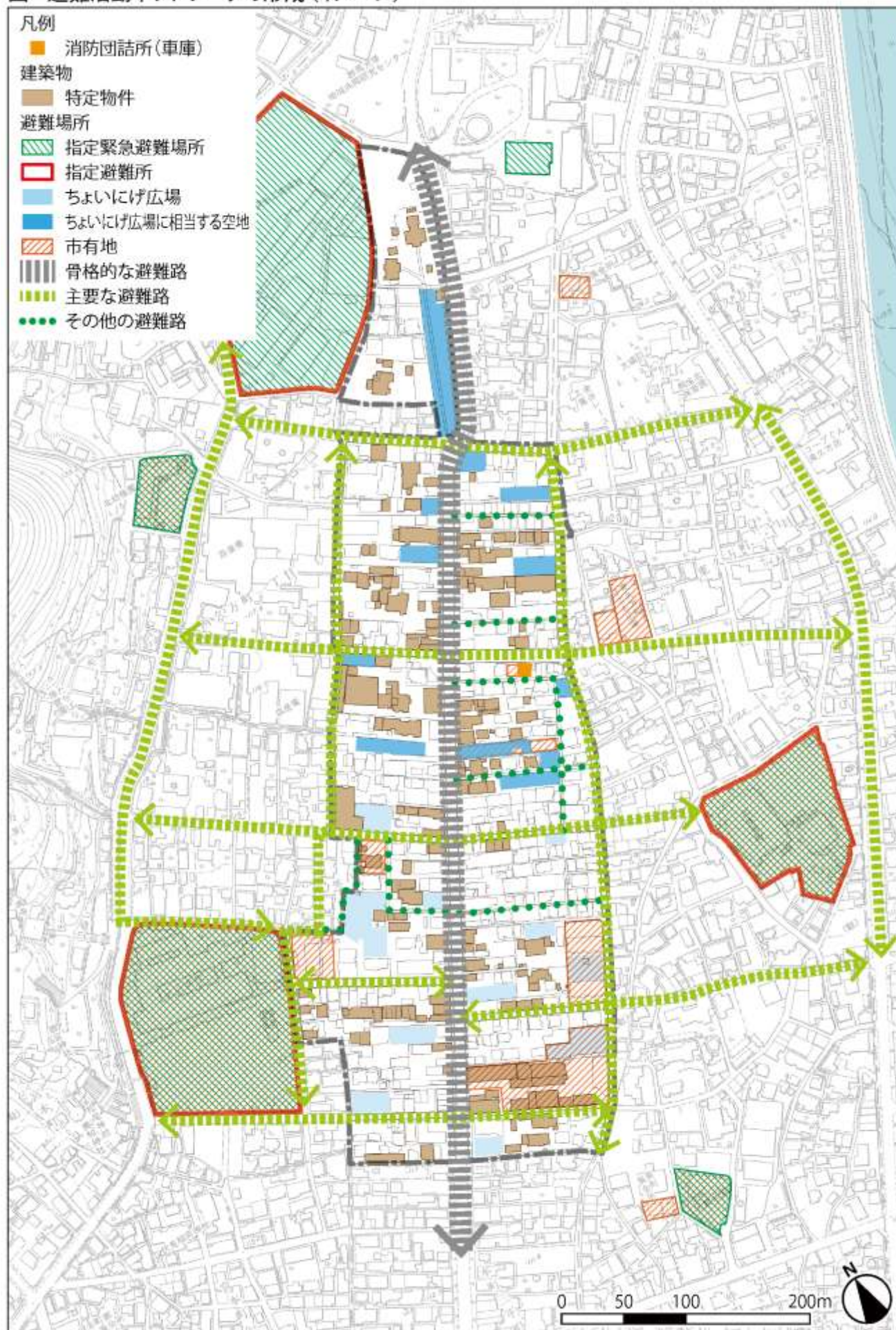
このため、支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等や、避難がしにくい敷地の居住者等に対する避難誘導の方法や支援策について検討を行うとともに、周知を行う。

また、観光等で訪れた地区外からの来訪者は、保存地区やその周辺地区の防災体制、避難経路、避難場所等、防災に関する情報を持たないため、避難に関する情報を示す標識の設置や来訪者向けハザードマップの作成等、災害時に自主的に避難できるような情報の提供を行うことを検討する。

■情報に関するルール化

災害時は、避難に関して適切に判断できるよう避難経路や避難先の状況等について正しい情報を提供することは必要不可欠であるが、情報が錯綜した場合、想定外の混乱も予想されることから、町会や自主防災会が中心となって情報の管理や伝達についてルール化を図る。

図一避難活動ネットワークの形成（イメージ）



課題

- 防災活動の担い手の育成、自助・共助に関する体制づくり、防災に関する情報の周知等、地区で行う防災まちづくりについて検討する必要がある。

対策

建築物の維持管理や修繕、防災施設等の整備をはじめとする災害への対策、災害時及び事後の対応や情報発信等について、自分でできること、自分でやるべきこと、地区としてできること、地区としてやるべきこと、地区同士で協力することなど、自助・共助・公助に関する役割分担の検討を行う必要がある。

また、本地区は重伝建地区であることから、将来にわたり地区の歴史的風致を保全、継承していく地区であるため、持続的な防災への取り組みが必要となってくる。そのことから、今後、継続して防災活動等の担い手を育成していくことが重要となる。

さらに、在宅者が少なくなる昼間に災害が発生した場合、避難活動の支援者等が不足するおそれがあるため、近隣の自主防災会等との連携も検討するほか、昼間は保存地区に隣接する群馬大学の学生等や保存地区内で勤務している地区外の居住者等の協力を仰ぐ必要がある。

事業

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○建築物の維持管理・定期的な修繕	⇒震災：構造補強(P112)参照					
	○防災施設等の整備						
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり	⇒地域の取り組み：避難(P126)参照					
	○要配慮者・来訪者等への避難誘導體制						
	○情報に関するルール化						
	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知	⇒震災：構造補強(P112)参照					
	○見守り						
	○防災活動の担い手の育成等						
	○周辺地区や群馬大学等との連携						
	○防災訓練の実施						
	○防災施設等の整備や使用に関する検討・周知						
【火災】	○出火予防・防止に関する意識の向上	⇒火災：出火防止(P92)参照					
	○マニュアル整備（発見⇒通報）	⇒火災：早期発見・早期通報(P94)参照					
	○設備の設置・維持管理の周知						
	○初期消火体制のシステム化・被災時の消火体制	⇒火災：初期消火・本格消防(P97)/ 震災：二次災害防止(P116)参照					

事業の考え方

■ 防災施設等の整備/防災施設等の整備や使用に関する検討・周知

防災の拠点となる施設や災害発生時に利用可能な井戸の確保等、防災や避難に関する設備・施設等の整備や使用については、必要に応じて主体者により検討を行うとともに必要に応じた周知を図る。

■防災活動の担い手の育成等/周辺地区や群馬大学等との連携/防災訓練の実施

防災アンケートの結果では、「地域の体制づくり」や「地域で行う災害訓練等の実施」が必要であると考えている人が多く、それぞれ78.5%、64.2%に達している。また、地域の防災で一番必要である対策は「地域の体制づくり」であると回答した人は47.4%で最も多くなっている。一方で、実際に地域の人と取り組んでいる活動では、最も多い「災害の種類別に避難場所の位置や避難経路を確認している」が38.4%で、その他の活動はいずれも1割～2割程度にとどまっている。

また、防災ワークショップ等では防災、避難活動の担い手不足に対する不安や、災害時のリーダーの役割や誰がリーダーになるのかを決めておく必要性に関する意見が挙げられている。

このため、町会や自主防災会が主体となり、地域で取り組む防災活動への参加者の増加策、及び防災活動の継続化の検討を行い、地域の防災力向上を図る。加えて、将来にわたり防災活動を継続していくため、担い手の育成、地域の防災避難活動体制の強化のために自主防災会の連携や保存地区の周辺地区の町会や自主防災会、隣接する群馬大学等、地区内への通勤者等との連携づくりを検討する。

さらに、保存地区やその周辺を対象とした「防災計画に基づいたリーフレット」、「防災・避難マニュアル」や「ハザードマップ」等の作成及び配布、それらを利用し、参加者が楽しみながら学べるような勉強会や防災訓練の実施により、居住者に対して災害の種類に応じた対策、避難の方法や自助・共助・公助体制等を周知し、各家庭や地域の防災力向上を目指すことを検討する。また、将来的には、防災活動の拠点整備の検討も行う。

■建築物の維持管理・定期的な修繕/建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知/見守り

「震災：構造補強に関する検討」の同項目（P114～115参照）に準じた対策を図る。

■災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり/要配慮者・来訪者等への避難誘導體制/情報に関するルール化

「地域の取り組み：避難に関する検討」の同項目（P127～128参照）に準じた対策を図る。

■出火予防・防止に関する意識の向上

「火災：出火防止に関する検討」の同項目（P93参照）に準じた対策を図る。

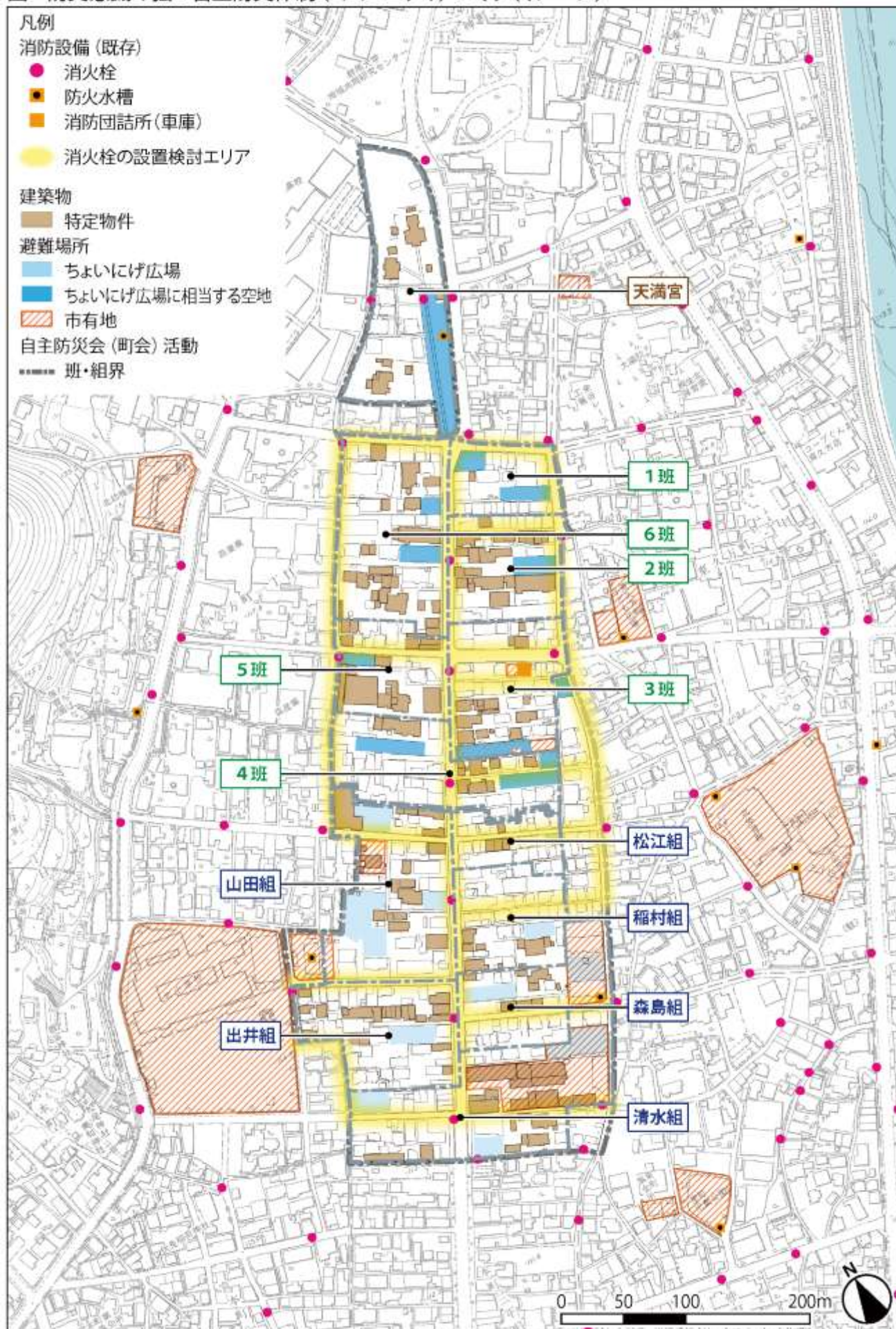
■マニュアル整備（発見⇒通報）/設備の設置・維持管理の周知

「火災：早期発見・早期通報に関する検討」の同項目（P96参照）に準じた対策を図る。

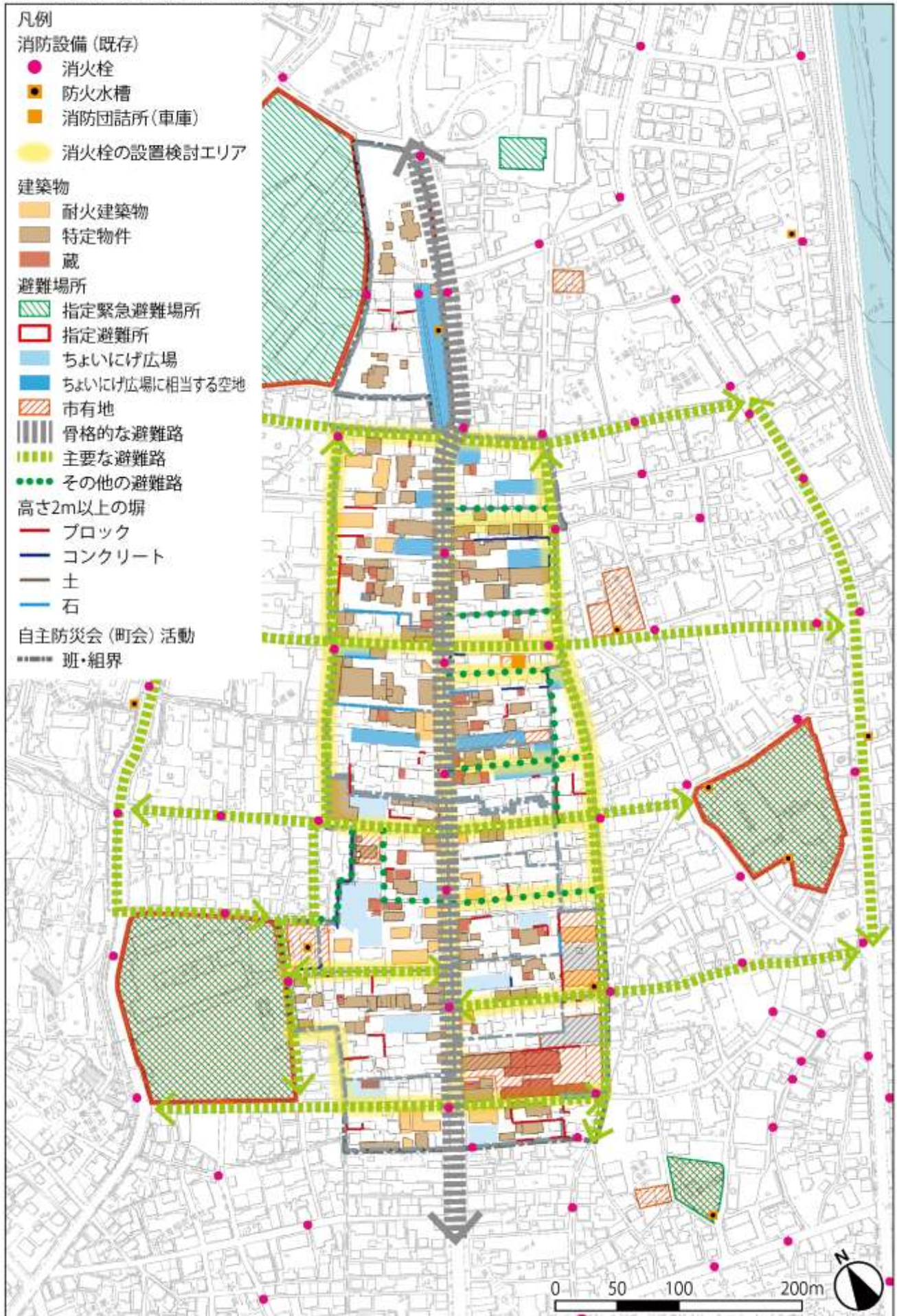
■初期消火体制のシステム化・被災時の消火体制

「火災：初期消火・本格消防に関する検討」、「震災：二次災害防止に関する検討」の同項目（P106、117参照）に準じた対策を図る。

図一防災意識の強い自主防災体制（コミュニティ）づくり（イメージ）



図一 桐生新町重伝建地区防災まちづくり計画（事業）総括図（イメージ）



□ 防災事業一覧表

(1) 火災から保存地区を守るための対策

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○出火予防・防止に関する設備						
	○早期発見・通報・伝達に関する設備の整備と維持管理						
	○初期消火設備の設置（地区）と維持管理						
	○初期消火機器の設置（建築物）と維持管理						
	○消防用水（水利）の確保						
	○防火性能の向上						
	○延焼緩和線としての活用						
地元組織の防災体制の向上	○出火予防・防止に関する意識の向上						
	○見守り						
	○マニュアル整備（発見⇒通報）						
	○設備の設置・維持管理の周知						
	○防災訓練の実施						
	○初期消火体制のシステム化						
	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり						
	○近隣自主防災会との連携						

(2) 震災から保存地区を守るための対応方策

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○構造補強						
	○建築物の維持管理・定期的な修繕						
	○虫害等対策						
	○被害調査及び把握とその体制						
	○被災後の応急修理・復旧方法						
	○ブレーカー自動遮断装置						
	○消防用水（水利）の確保						
	○二方向避難経路の確保						
	○避難経路の確保（撤去・補強等）						
	○一時避難場所の検討						
地元組織の防災体制の向上	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知						
	○見守り						
	○被災時の消火体制						
	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり						
	○情報に関するルール化						

(3) 風水害、その他の災害から保存地区を守るための対応方策

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○浸水・排水対策						
	○樋等の修繕や維持管理						
	○減災の工夫						
	○被害調査及び把握とその体制						
	○被災後の応急修理・復旧方法						
地元組織の防災体制の向上	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知						
	○見守り						
	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり						
	○情報に関するルール化						

(4) 災害に対する地域の取り組み

基本方針	防災事業計画	実施時期			実施主体		
		短	中	長	自	共	公
建築物、都市の防災力向上	○建築物の維持管理・定期的な修繕						
	○防災施設等の整備						
地元組織の防災体制の向上	○災害の種類に応じた避難方法の検討・周知・体制づくり						
	○要配慮者・来訪者等への避難誘導體制						
	○情報に関するルール化						
	○建築物の維持管理方法・定期的な点検等の周知						
	○見守り						
	○防災活動の担い手の育成等						
	○周辺地区や群馬大学等との連携						
	○防災訓練の実施						
	○防災施設等の整備や使用に関する検討・周知						
	【火災】	○出火予防・防止に関する意識の向上					
		○マニュアル整備（発見⇒通報）					
		○設備の設置・維持管理の周知					
		○初期消火体制のシステム化・被災時の消火体制					

資料編

桐生新町重要伝統的建造物群保存地区防災対策調査
防災アンケート 調査票

1. あなたの^{お住まい(家屋)}の状況などについてお聞きします。

設問1 あなたのお住まい(家屋)の所在地はどこですか。いずれか1つに○をお付けください。

1. 本町一丁目	2. 本町二丁目	3. 天神町一丁目
4. 本町三丁目	5. 東久方町一丁目	6. 東久方町二丁目
7. 東久方町三丁目	8. 西久方町一丁目	9. 西久方二丁目
10. 横山町	11. その他()	12. わからない

設問2 あなたのお住まい(家屋)は重伝建地区内に立地していますか。いずれか1つに○をお付けください。

1. 重伝建地区内	2. 重伝建地区外	3. わからない
-----------	-----------	----------



重伝建地区内にお住まいの方にお聞きします。

お住まい(家屋)は伝統的建造物ですか。次のうちいずれか1つに○をお付けください。

1. 伝統的建造物として同意している
2. 伝統的建造物特定の相談があったので同意したい
3. 伝統的建造物特定の相談はあったが現在同意していない
4. 伝統的建造物ではない
5. その他()
6. わからない

設問3 あなたの家族構成(あなたを含む)について、性別、年齢ごとに人数を下記の表に記入してください。

	19歳以下	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上
男	()人	()人	()人	()人	()人
女	()人	()人	()人	()人	()人

設問4 後継者はいらっしゃいますか。いずれか1つに○をお付けください。

※ここでいう後継者とは、現在の土地又は家屋に、現在住んでいる、もしくは、将来的に住む予定がある方です。

1. 後継者は決まっている	2. 後継者の候補がいる	3. 後継者はいない
---------------	--------------	------------

設問5 あなたの土地はどの道路に面していますか。いずれか1つに○をお付けください。なお、複数の道路に面している場合は道幅の広い方をお答えください。

1. 本町通り(県道)	2. 山手通り・中通り(市道)
3. 自動車が通行できる市道(上記以外)	4. 自動車が通行できない市道
5. 路地(民地)	6. 道はない
7. その他()	8. わからない

設問6 あなたの近所づきあいに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

〔6-1〕 近所の人と挨拶を交わしている	1. はい	2. いいえ
〔6-2〕 近所の人と気軽に日常的な会話をしている	1. はい	2. いいえ
〔6-3〕 近所の多くの家庭の家族構成を知っている	1. はい	2. いいえ
〔6-4〕 地域の日常的な行事によく参加している	1. はい	2. いいえ

設問7 あなたの自宅(自店舗など含む)の日頃の管理や修繕に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

〔7-1〕 屋根瓦のズレや割れなどを修理している	1. はい	2. いいえ
〔7-2〕 外壁の損傷や老朽化した箇所などを修理している	1. はい	2. いいえ
〔7-3〕 窓や雨戸など開口部の損傷や老朽化した箇所などを修理している	1. はい	2. いいえ
〔7-4〕 シロアリ駆除を行っている	1. はい	2. いいえ
〔7-5〕 修理をしたいが、誰に頼んでよいのかわからない	1. はい	2. いいえ
〔7-6〕 修理をしたいが、修理する費用がない	1. はい	2. いいえ
〔7-7〕 修理などの必要はない	1. はい	2. いいえ

2. 災害時に関することについてお聞きします。

設問8 災害が発生しあなたが避難する時、どこに行きますか。

※ここでは、震災は、大きな揺れの収まった後に避難する場所について、風害・水害は、警報などが発令され、災害が起こる前に避難する場所について伺います。

	震災 いずれか 1つに○ ↓	風害 いずれか 1つに○ ↓	水害 いずれか 1つに○ ↓
① 避難せず自宅(自店舗など含む)にとどまる			
② 北小学校			
③ 西小学校			
④ 北中学校跡地			
⑤ 桐生工業高校			
⑥ 群馬大学			
⑦ 北公民館			
⑧ 桐生が岡公園			
⑨ 東町児童公園			
⑩ 町会で決めた場所 (ちょいにげ広場等)			
⑪ 神社や寺 具体的に →	()	()	()
⑫ 近くの広場や駐車場 具体的に →	()	()	()
⑬ その他 具体的に →	()	()	()
⑭ わからない			
⑮ 決めていない			

設問9 火災・震災・風水害による災害時のご自身またはご家族の避難への不安に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

〔9-1〕 自分で避難できない人がいるので不安である	1. はい	2. いいえ
〔9-2〕 一人暮らし、または時間帯によっては家に一人であるので不安である	1. はい	2. いいえ
〔9-3〕 近所に助けを求める人や避難を手伝ってくれる人がいるか不安である	1. はい	2. いいえ
〔9-4〕 自宅(自店舗など含む)前の道が狭いため、安全に避難できるか不安である	1. はい	2. いいえ
〔9-5〕 逃げ道が1つしかなく、ふさがれると逃げられないので不安である	1. はい	2. いいえ

設問１０ 災害に対して不安に思っていることに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

(1)火災について

〔10-1〕 建物が密集している地域なので延焼しないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-2〕 空家または通りから奥まった建物の火災の発見が遅れないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-3〕 自宅(自店舗など含む)前の道が狭いので、消防車が入れるかどうか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-4〕 自宅(自店舗など含む)が木造なので、燃えやすいのではないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-5〕 自宅(自店舗など含む)の電気配線が劣化しているので、漏電で火災にならないか不安である	1. はい	2. いいえ

(2)震災について

〔10-6〕 自宅(自店舗など含む)が倒れないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-7〕 建物やブロック塀などの倒壊や、瓦などの落下物により避難の妨げにならないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-8〕 震災の2次災害として、火災が発生しないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-9〕 東日本大震災で自宅(自店舗など含む)が被害を受けたままになっているので不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-10〕 シロアリや湿気、老朽化などにより、家屋の構造が弱っていないか不安である	1. はい	2. いいえ

(3)風水害について

〔10-11〕 竜巻などで瓦などが飛ばされないか、または飛んでこないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-12〕 桐生川の堤防が決壊し、自宅(自店舗など含む)が流されたり、浸水しないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-13〕 豪雨などにより道路が冠水し、自宅(自店舗など含む)が浸水しないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-14〕 豪雨などにより、桐生が岡公園などの斜面が崩壊しないか不安である	1. はい	2. いいえ
〔10-15〕 豪雨などにより、自宅(自店舗など含む)が雨漏りしないか不安である	1. はい	2. いいえ

設問11 あなたが行っている災害への対策に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

(1)火災について

〔11-1〕 火を出さないよう火の元の点検をしている	1. はい	2. いいえ
〔11-2〕 火災に強くなるよう建物の改修工事をしている	1. はい	2. いいえ
〔11-3〕 火災の原因とならないよう老朽化した電気設備を更新している	1. はい	2. いいえ
〔11-4〕 初期消火できるよう消火用水や消火器を用意している	1. はい	2. いいえ
〔11-5〕 早期発見できるよう住宅用火災報知器を設置している	1. はい	2. いいえ
〔11-6〕 早期発見できるようガス漏れ警報機を設置している	1. はい	2. いいえ

(2)震災について

〔11-7〕 建物の耐震診断を受けている	1. はい	2. いいえ
〔11-8〕 建物の耐震補強工事をしている	1. はい	2. いいえ
〔11-9〕 家具を固定するなど転倒防止をしている	1. はい	2. いいえ
〔11-10〕 倒れた家具が部屋の出入り口をふさがないように配置を工夫している	1. はい	2. いいえ
〔11-11〕 屋内外の避難経路となる場所には物を置かないようにして避難路を確保している	1. はい	2. いいえ
〔11-12〕 非常用の水や食料、備品などを入れた持ち出し袋を用意している	1. はい	2. いいえ

(3)風水害について

〔11-13〕 豪雨などで雨漏りしないよう屋根や外壁の補修している	1. はい	2. いいえ
〔11-14〕 天井裏などが浸水しないよう雨どいなどの排水設備の点検をしている	1. はい	2. いいえ
〔11-15〕 強風で物が飛ばないように工夫している	1. はい	2. いいえ
〔11-16〕 浸水しないよう土のうを準備している	1. はい	2. いいえ
〔11-17〕 ハザードマップなどで自宅(自店舗など含む)の危険性を確認している	1. はい	2. いいえ
〔11-18〕 避難方法など、家族でいざというときの対応を確認している	1. はい	2. いいえ

設問１２ あなたが地域の人と取り組んでいる災害への対策に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

〔12-1〕 災害の種類別に避難場所の位置や避難経路を確認している	1. はい	2. いいえ
〔12-2〕 安否の確認方法や緊急時の連絡体制を決めている	1. はい	2. いいえ
〔12-3〕 災害時に支援が必要な近所の人を救助するしくみをつくっている	1. はい	2. いいえ
〔12-4〕 火災を早期発見、早期通報できるしくみを地域でつくっている	1. はい	2. いいえ
〔12-5〕 地域で実施する防災訓練、避難訓練などに参加している	1. はい	2. いいえ
〔12-6〕 地域で防災活動に用いる備品を用意している	1. はい	2. いいえ

設問１３ あなたが地域の防災として必要であると思うものに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

① いざという時の連絡方法や安否確認方法などの <u>地域の体制づくり</u>	1. はい	2. いいえ
② 避難訓練、消火訓練、夜警団などの地域で行う <u>災害訓練などの実施</u>	1. はい	2. いいえ
③ 災害の情報、初期消火の方法、避難方法など、 <u>防災に関する情報の周知</u>	1. はい	2. いいえ
④ 隣近所で起こった火災がわかるような <u>火災報知機の整備</u>	1. はい	2. いいえ
⑤ 高齢者でも扱えるような消火設備や断水時でも使用できる消防用水の確保など <u>消火に関する設備の整備</u>	1. はい	2. いいえ
⑥ 耐震性能や防火性能など <u>住宅の性能を向上させるための対策</u>	1. はい	2. いいえ

必要であると思う順に□（四角）の中に上の番号（①～⑥）を記入してください。

一番目	二番目	三番目	四番目	五番目	六番目
□	→ □	→ □	→ □	→ □	→ □

3. 東日本大震災についてお聞きます。

問 1 4 東日本大震災によって、あなたの自宅（自店舗など含む）は被害を受けましたか。次のうちいずれか1つに○をお付けください。

1. 被害があった	2. 被害がなかった	3. その他(_____)
-----------	------------	---------------

設問 1 5 東日本大震災の発生時、あなたはどこにいましたか。次のうちいずれか1つに○をお付けください。

1. 自宅や自店舗、または近所	2. 自宅や自店舗周辺以外の桐生市内
3. 桐生市外の大きな揺れのあった所	4. 桐生市外の大きな揺れの無かった所

設問 1 6 東日本大震災の発生日にあなたがとった行動に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

〔16-1〕 恐怖心、パニックで何もできなかった	1. はい	2. いいえ
〔16-2〕 机の下にもぐるなど落下物から身を守ろうとした	1. はい	2. いいえ
〔16-3〕 火の元の確認をした	1. はい	2. いいえ
〔16-4〕 出入り口の確保をした	1. はい	2. いいえ
〔16-5〕 すぐに屋外に出た	1. はい	2. いいえ
〔16-6〕 空き地や公園など落下物がないような場所に一時避難した	1. はい	2. いいえ
〔16-7〕 安全が確保されている場所にいたので、その場所にとどまった	1. はい	2. いいえ
〔16-8〕 避難場所など安全な場所に避難した	1. はい	2. いいえ
〔16-9〕 家族の安否を確認した	1. はい	2. いいえ
〔16-10〕 近所の人の安否を確認した	1. はい	2. いいえ
〔16-11〕 高齢者や体の不自由な方の救助活動を行った	1. はい	2. いいえ
〔16-12〕 近所の人などに救助を求めた	1. はい	2. いいえ
〔16-13〕 外出していたので、すぐに帰宅しようとした	1. はい	2. いいえ

設問 17 東日本大震災のとき、日頃心掛けていたりことや訓練などで役に立ったことは何ですか。

4. あなたの自由なご意見をお聞かせください。

設問 18 防災について、ご意見や考えていることなどがありましたら、何でも結構ですのでご記入ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

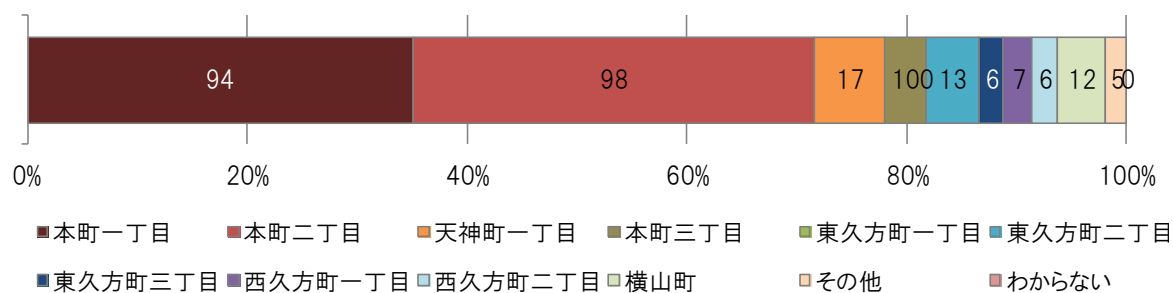
■ 防災アンケート集計結果

1. あなたのお住まい（家屋）の状況などについてお聞きします。

設問1 あなたのお住まい（家屋）の所在地はどこですか。いずれか1つに○をお付けください。

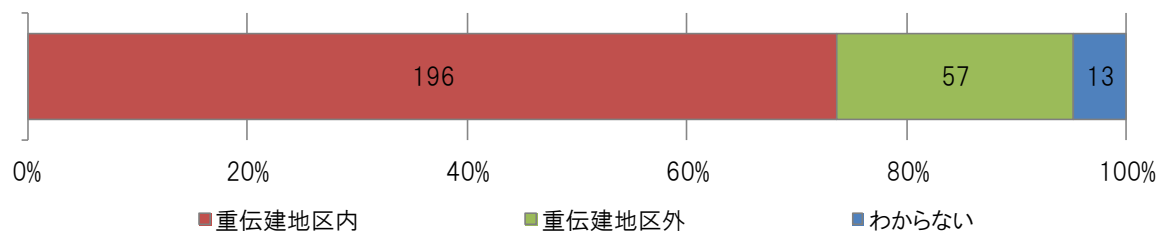
	回答者数	回答率
1. 本町一丁目	94人	35.1%
2. 本町二丁目	98人	36.6%
3. 天神町一丁目	17人	6.3%
4. 本町三丁目	10人	3.7%
5. 東久方町一丁目	0人	0.0%
6. 東久方町二丁目	13人	4.9%
7. 東久方町三丁目	6人	2.2%
8. 西久方町一丁目	7人	2.6%
9. 西久方町二丁目	6人	2.2%
10. 横山町	12人	4.5%
11. その他	5人	1.9%
12. わからない	0人	0.0%
合計	268人	100.0%

〔その他〕 仲町一丁目:4／宮本町一丁目:1



設問2 あなたのお住まい（家屋）は重伝建地区内に立地していますか。いずれか1つに○をお付けください。

	回答者数	回答率
1. 重伝建地区内	196人	73.7%
2. 重伝建地区外	57人	21.4%
3. わからない	13人	4.9%
合計	266人	100.0%

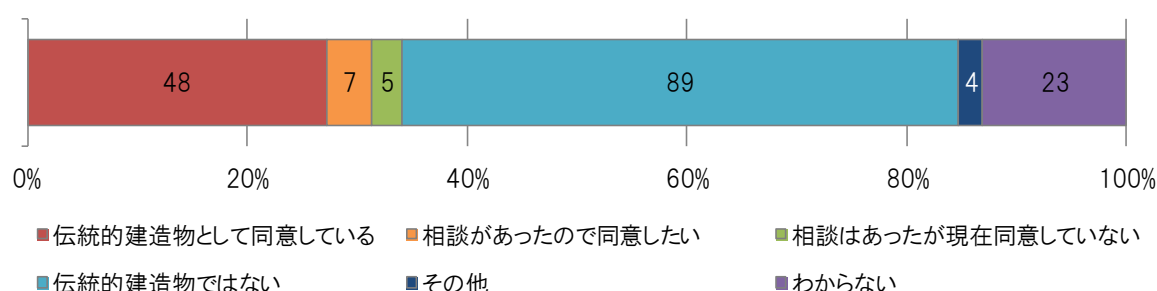


重伝建地区内にお住まいの方にお聞きます。

お住まい（家屋）は伝統的建造物ですか。次のうちいずれか1つに○をお付けください。

	回答者数	回答率
1. 伝統的建造物として同意している	48人	27.3%
2. 伝統的建造物特定の相談があったので同意したい	7人	4.0%
3. 伝統的建造物特定の相談はあったが現在同意していない	5人	2.8%
4. 伝統的建造物ではない	89人	50.6%
5. その他	4人	2.3%
6. わからない	23人	13.1%
合計	176人	100.0%

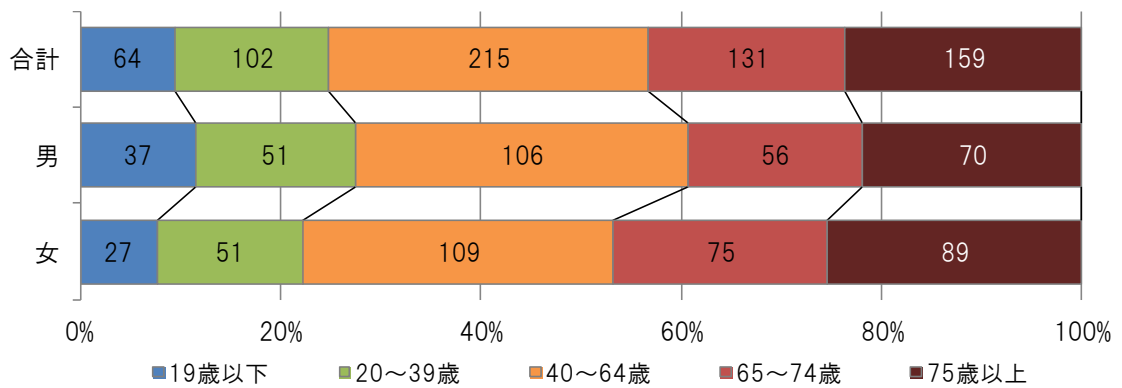
〔その他〕 市営住宅:2／借家／一部伝統的建造物と説明されている:各1



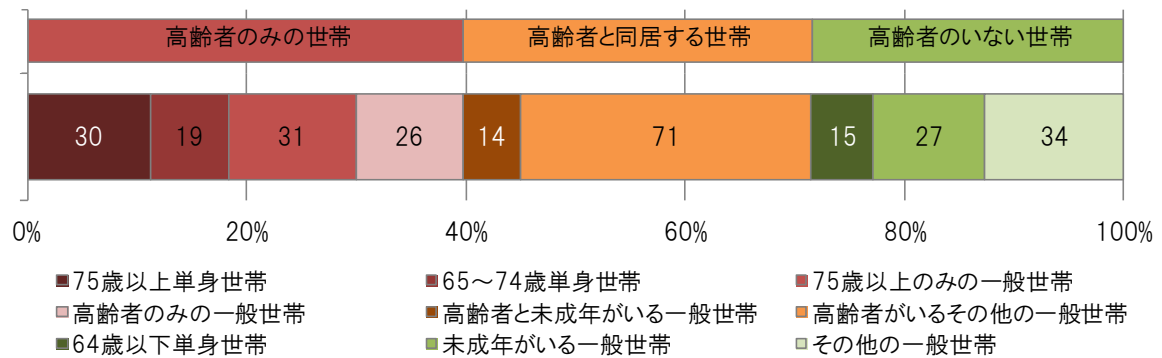
設問3 あなたの家族構成（あなたを含む）について、性別、年齢ごとに人数を下記の表に記入してください。

回答者数	267
------	-----

		合計人数	1世帯あたり平均	構成比
男	19歳以下	37人	0.14人	11.6%
	20～39歳	51人	0.19人	15.9%
	40～64歳	106人	0.40人	33.1%
	65～74歳	56人	0.21人	17.5%
	75歳以上	70人	0.26人	21.9%
	合計	320人	1.20人	100.0%
	うち高齢者(65歳以上)	126人	0.47人	39.4%
女	19歳以下	27人	0.10人	7.7%
	20～39歳	51人	0.19人	14.5%
	40～64歳	109人	0.41人	31.1%
	65～74歳	75人	0.28人	21.4%
	75歳以上	89人	0.33人	25.4%
	合計	351人	1.31人	100.0%
	うち高齢者(65歳以上)	164人	0.61人	46.7%
男女計	19歳以下	64人	0.24人	9.5%
	20～39歳	102人	0.38人	15.2%
	40～64歳	215人	0.81人	32.0%
	65～74歳	131人	0.49人	19.5%
	75歳以上	159人	0.60人	23.7%
	合計	671人	2.51人	100.0%
	うち高齢者(65歳以上)	290人	1.09人	43.2%



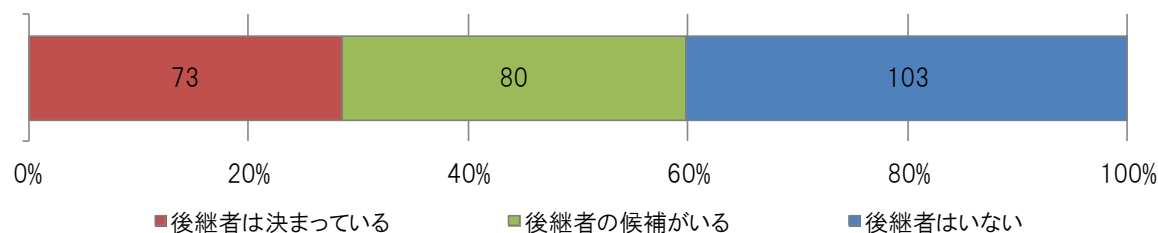
	世帯数	構成比
高齢者のみの世帯	106	39.7%
75歳以上の高齢者単身世帯	30	11.2%
65～74歳の高齢者単身世帯	19	7.1%
75歳以上の高齢者のみの一般世帯	31	11.6%
高齢者のみの一般世帯(75歳以上のみの世帯を除く)	26	9.7%
高齢者と高齢者以外が同居する世帯	85	31.8%
高齢者と未成年がいる一般世帯	14	5.2%
高齢者がいるその他の一般世帯	71	26.6%
高齢者のいない世帯	76	28.5%
64歳以下の単身世帯	15	5.6%
未成年がいる一般世帯	27	10.1%
その他の一般世帯	34	12.7%
合計	267	100.0%



設問4 後継者はいらっしゃいますか。いずれか1つに○をお付けください。

※ここでの後継者とは、現在の土地又は家屋に、現在住んでいる、もしくは、将来的に住む予定がある方です。

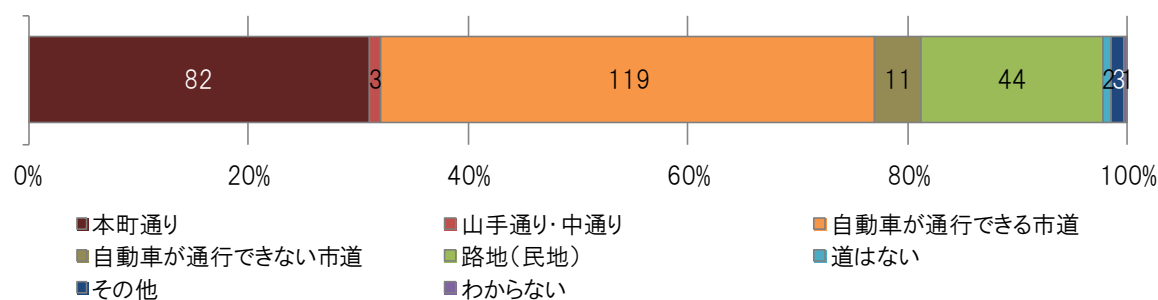
	回答者数	回答率
1. 後継者は決まっている	73人	28.5%
2. 後継者の候補がいる	80人	31.3%
3. 後継者はいない	103人	40.2%
合計	256人	100.0%



設問5 あなたの土地はどの道路に面していますか。いずれか1つに○をお付けください。なお、複数の道路に面している場合は道幅の広い方をお答えください。

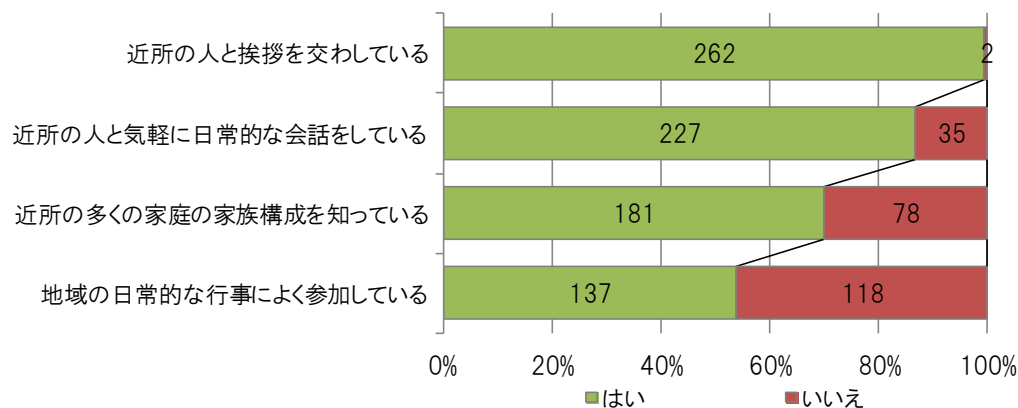
	回答者数	回答率
1. 本町通り(県道)	82人	30.9%
2. 山手通り・中通り(市道)	3人	1.1%
3. 自動車が通行できる市道(上記以外)	119人	44.9%
4. 自動車が通行できない市道	11人	4.2%
5. 路地(民地)	44人	16.6%
6. 道はない	2人	0.8%
7. その他	3人	1.1%
8. わからない	1人	0.4%
合計	265人	100.0%

〔その他〕 県道／境内／本町通りから10m入ったところ: 各1



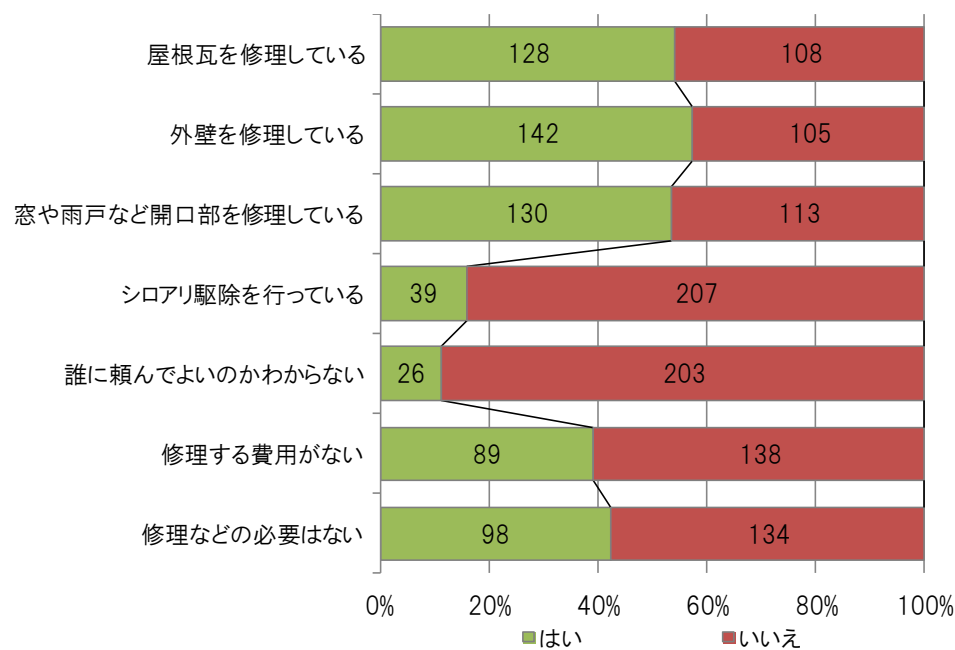
設問6 あなたの近所づきあいに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

		1. はい	2. いいえ	合計
〔6-1〕	近所の人と挨拶を交わしている	262人	2人	264人
		99.2%	0.8%	100.0%
〔6-2〕	近所の人と気軽に日常的な会話をしている	227人	35人	262人
		86.6%	13.4%	100.0%
〔6-3〕	近所の多くの家庭の家族構成を知っている	181人	78人	259人
		69.9%	30.1%	100.0%
〔6-4〕	地域の日常的な行事によく参加している	137人	118人	255人
		53.7%	46.3%	100.0%



設問7 あなたの自宅（自店舗など含む）の日頃の管理や修繕に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

		1. はい	2. いいえ	合計
〔7-1〕	屋根瓦のズレや割れなどを修理している	128人 54.2%	108人 45.8%	236人 100.0%
〔7-2〕	外壁の損傷や老朽化した箇所などを修理している	142人 57.5%	105人 42.5%	247人 100.0%
〔7-3〕	窓や雨戸など開口部の損傷や老朽化した箇所などを修理している	130人 53.5%	113人 46.5%	243人 100.0%
〔7-4〕	シロアリ駆除を行っている	39人 15.9%	207人 84.1%	246人 100.0%
〔7-5〕	修理をしたいが、誰に頼んでよいかわからない	26人 11.4%	203人 88.6%	229人 100.0%
〔7-6〕	修理をしたいが、修理する費用がない	89人 39.2%	138人 60.8%	227人 100.0%
〔7-7〕	修理などの必要はない	98人 42.2%	134人 57.8%	232人 100.0%



2. 災害時に関することについてお聞きます。

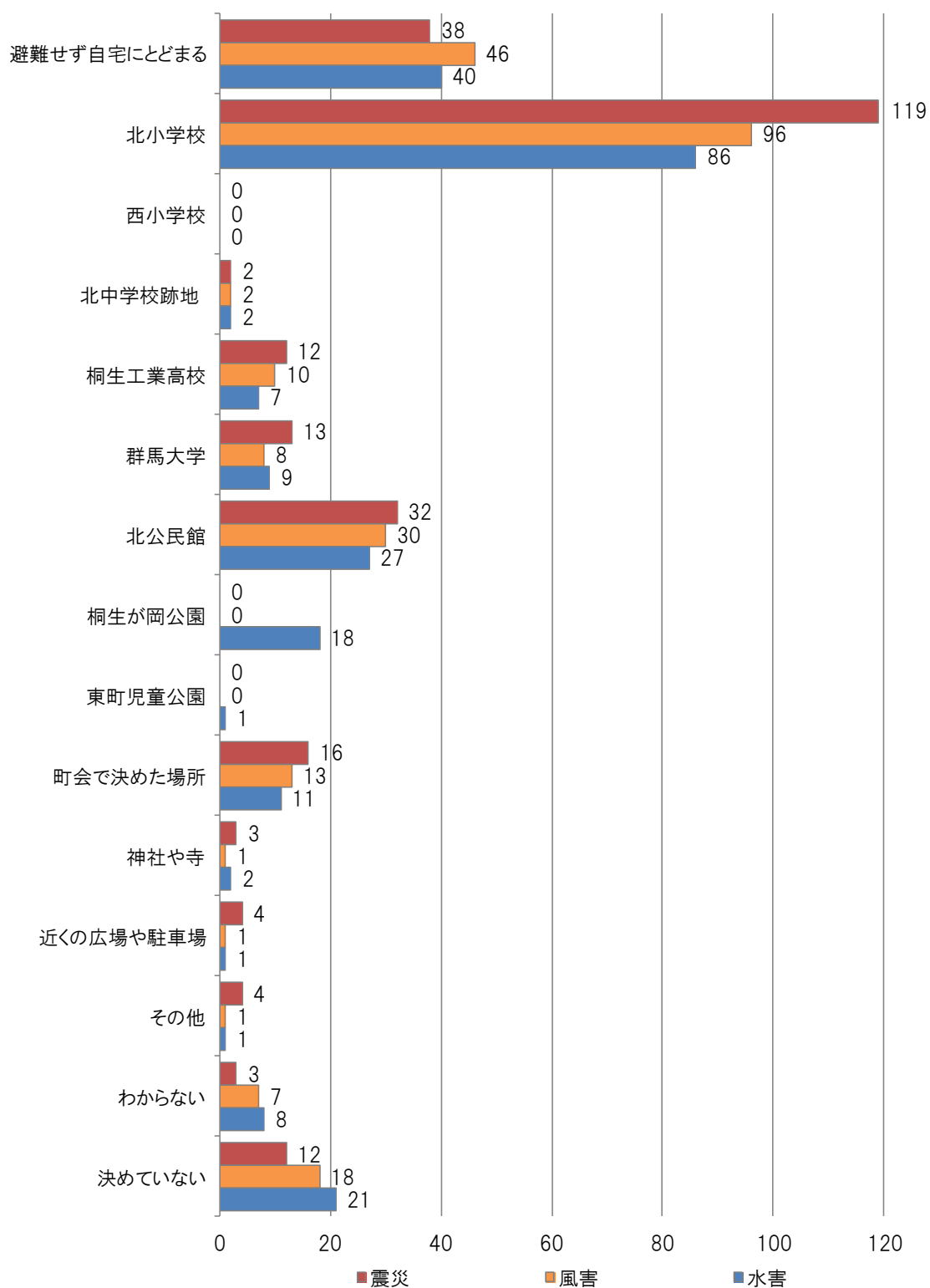
設問8 災害が発生しあなたが避難する時、どこに行きますか。

※ここでは、震災は、大きな揺れの収まった後に避難する場所について、風害・水害は、警報などが発令され、災害が起こる前に避難する場所について伺います。

	震災	風害	水害
1. 避難せず自宅(自店舗など含む)にとどまる	38人 14.7%	46人 19.7%	40人 17.1%
2. 北小学校	119人 46.1%	96人 41.2%	86人 36.8%
3. 西小学校	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
4. 北中学校跡地	2人 0.8%	2人 0.9%	2人 0.9%
5. 桐生工業高校	12人 4.7%	10人 4.3%	7人 3.0%
6. 群馬大学	13人 5.0%	8人 3.4%	9人 3.8%
7. 北公民館	32人 12.4%	30人 12.9%	27人 11.5%
8. 桐生が岡公園	0人 0.0%	0人 0.0%	18人 7.7%
9. 東町児童公園	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.4%
10. 町会で決めた場所(ちよいにげ広場等)	16人 6.2%	13人 5.6%	11人 4.7%
11. 神社や寺	3人 1.2%	1人 0.4%	2人 0.9%
12. 近くの広場や駐車場	4人 1.6%	1人 0.4%	1人 0.4%
13. その他	4人 1.6%	1人 0.4%	1人 0.4%
14. わからない	3人 1.2%	7人 3.0%	8人 3.4%
15. 決めていない	12人 4.7%	18人 7.7%	21人 9.0%
合計	258人 100.0%	233人 100.0%	234人 100.0%

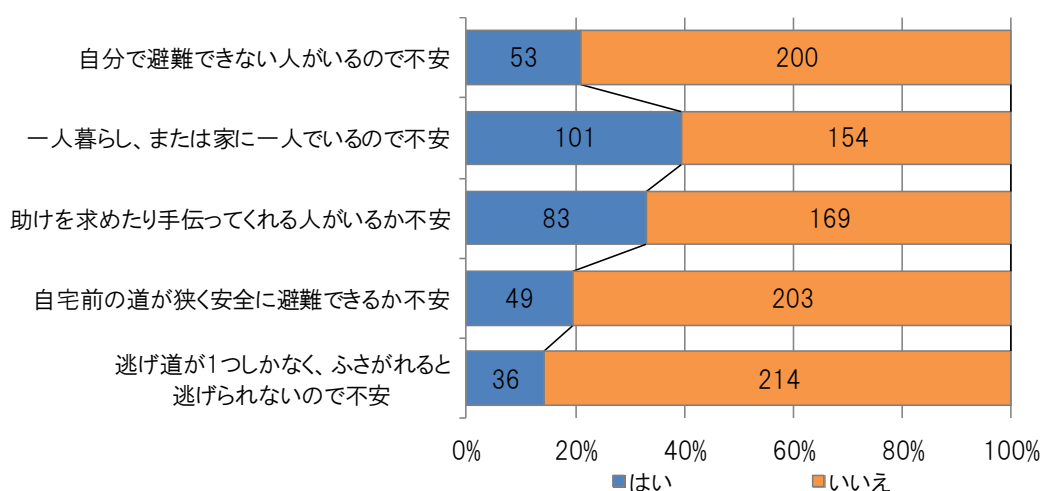
〔具体的な記述〕

選択肢	震災	風害	水害
11. 神社や寺	天満宮:3	天満宮:1	西宮神社:1
12. 近くの広場や駐車場	玉上駐車場:2/青年の家:1	青年の家:1	本町1丁目集会所:1
13. その他	ガソリンスタンド/庭/実家/なるべく人助けします:各1	ガソリンスタンド:1	ガソリンスタンド:1



設問9 火災・震災・風水害による災害時のご自身またはご家族の避難への不安に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

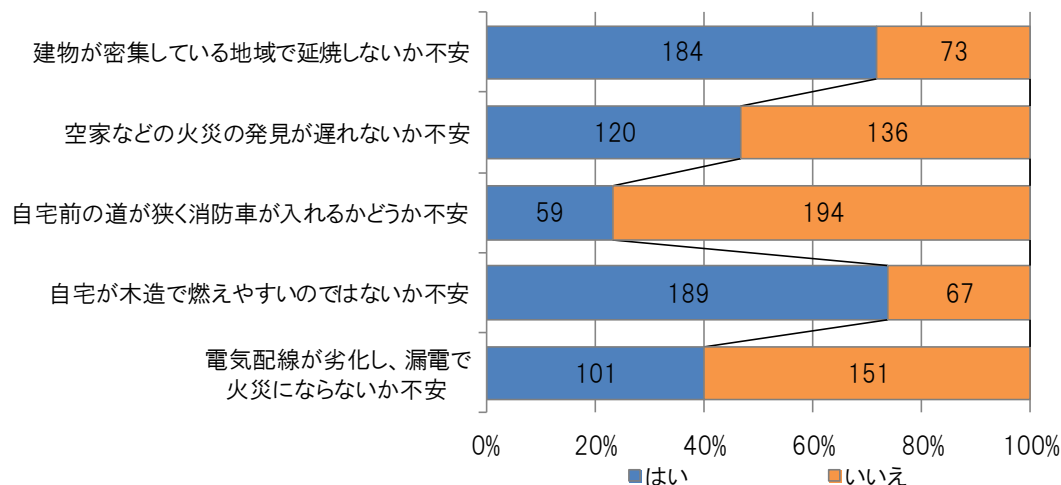
		1. はい	2. いいえ	合計
[9-1]	自分で避難できない人がいるので不安である	53人 20.9%	200人 79.1%	253人 100.0%
[9-2]	一人暮らし、または時間帯によっては家に一人での不安である	101人 39.6%	154人 60.4%	255人 100.0%
[9-3]	近所に助けを求める人や避難を手伝ってくれる人がいるか不安である	83人 32.9%	169人 67.1%	252人 100.0%
[9-4]	自宅(自店舗など含む)前の道が狭いため、安全に避難できるか不安である	49人 19.4%	203人 80.6%	252人 100.0%
[9-5]	逃げ道が1つしかなく、ふさがれると逃げられないので不安である	36人 14.4%	214人 85.6%	250人 100.0%



設問10 災害に対して不安に思っていることに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

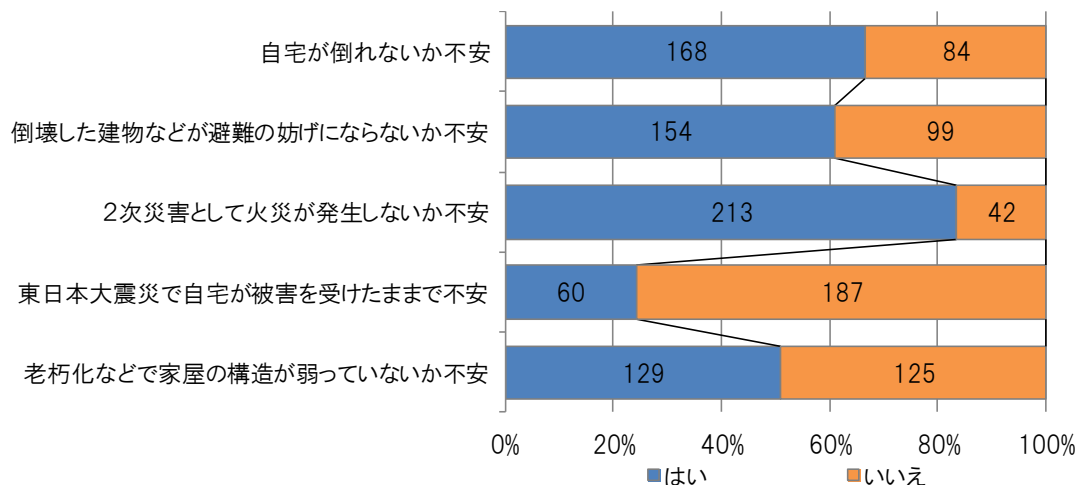
(1) 火災について

		1. はい	2. いいえ	合計
[10-1]	建物が密集している地域なので延焼しないか不安である	184人 71.6%	73人 28.4%	257人 100.0%
[10-2]	空家または通りから奥まった建物の火災の発見が遅れないか不安である	120人 46.9%	136人 53.1%	256人 100.0%
[10-3]	自宅(自店舗など含む)前の道が狭いので、消防車が入れるかどうか不安である	59人 23.3%	194人 76.7%	253人 100.0%
[10-4]	自宅(自店舗など含む)が木造なので、燃えやすいのではない不安である	189人 73.8%	67人 26.2%	256人 100.0%
[10-5]	自宅(自店舗など含む)の電気配線が劣化しているのに、漏電で火災にならないか不安である	101人 40.1%	151人 59.9%	252人 100.0%



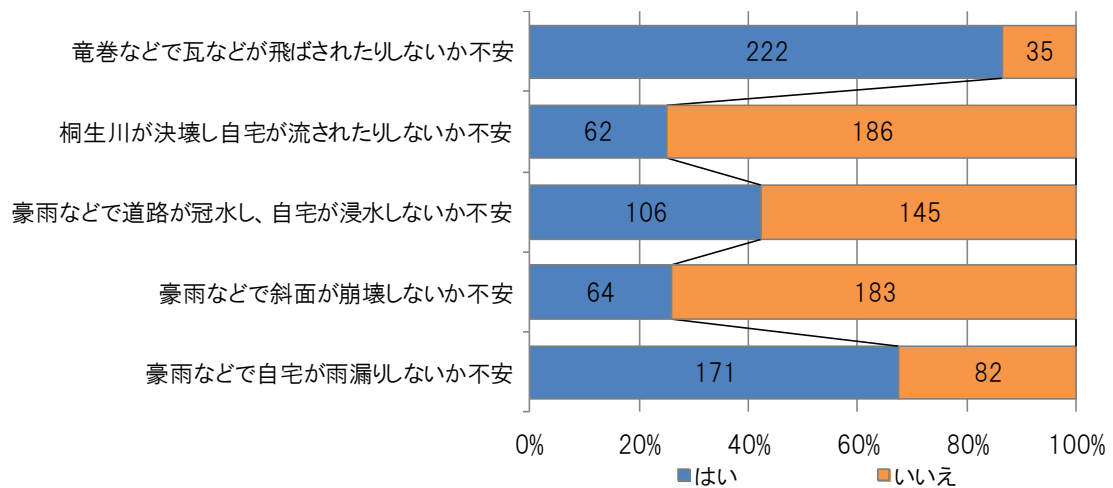
(2) 震災について

		1. はい	2. いいえ	合計
〔10-6〕	自宅(自店舗など含む)が倒れないか不安である	168人	84人	252人
		66.7%	33.3%	100.0%
〔10-7〕	建物やブロック塀などの倒壊や、瓦などの落下物により避難の妨げにならないか不安である	154人	99人	253人
		60.9%	39.1%	100.0%
〔10-8〕	震災の2次災害として、火災が発生しないか不安である	213人	42人	255人
		83.5%	16.5%	100.0%
〔10-9〕	東日本大震災で自宅(自店舗など含む)が被害を受けたままになっているので不安である	60人	187人	247人
		24.3%	75.7%	100.0%
〔10-10〕	シロアリや湿気、老朽化などにより、家屋の構造が弱っていないか不安である	129人	125人	254人
		50.8%	49.2%	100.0%



(3) 風水害について

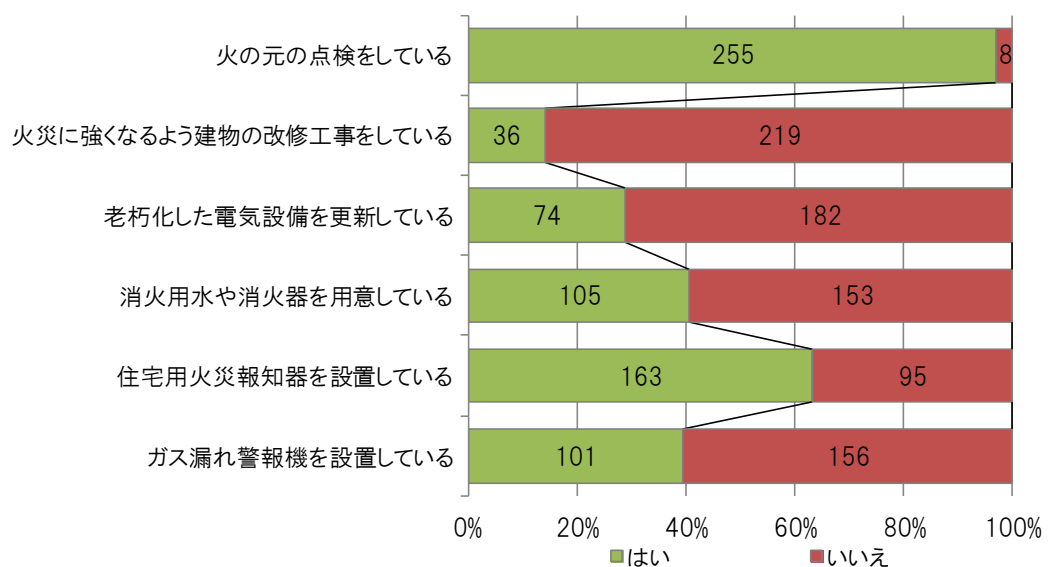
		1. はい	2. いいえ	合計
〔10-11〕	竜巻などで瓦などが飛ばされないか、または飛んでこないか不安である	222人	35人	257人
		86.4%	13.6%	100.0%
〔10-12〕	桐生川の堤防が決壊し、自宅(自店舗など含む)が流されたり、浸水しないか不安である	62人	186人	248人
		25.0%	75.0%	100.0%
〔10-13〕	豪雨などにより道路が冠水し、自宅(自店舗など含む)が浸水しないか不安である	106人	145人	251人
		42.2%	57.8%	100.0%
〔10-14〕	豪雨などにより、桐生が岡公園などの斜面が崩壊しないか不安である	64人	183人	247人
		25.9%	74.1%	100.0%
〔10-15〕	豪雨などにより、自宅(自店舗など含む)が雨漏りしないか不安である	171人	82人	253人
		67.6%	32.4%	100.0%



設問11 あなたが行っている災害への対策に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

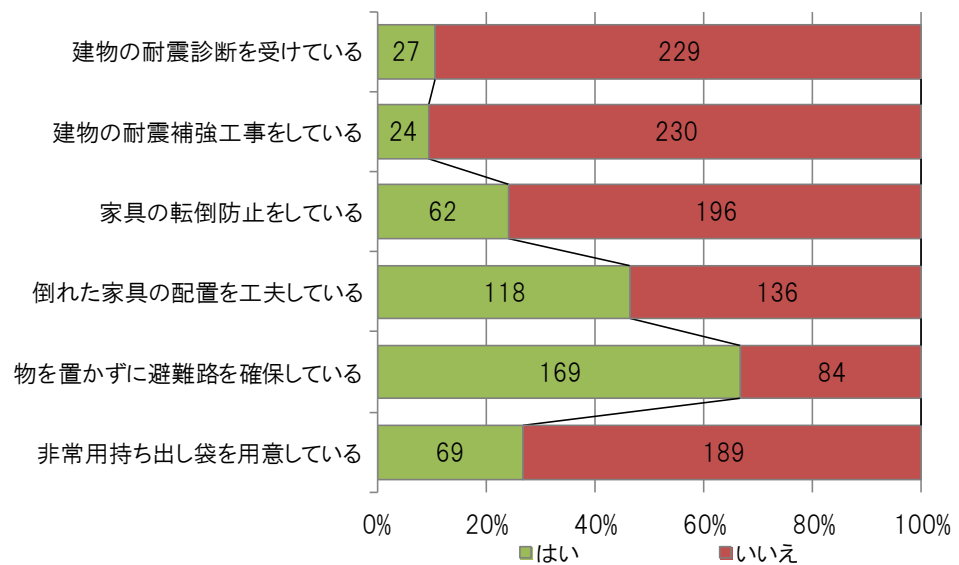
(1) 火災について

	1. はい	2. いいえ	合計
〔11-1〕 火を出さないよう火の元の点検をしている	255人 97.0%	8人 3.0%	263人 100.0%
〔11-2〕 火災に強くなるよう建物の改修工事をしている	36人 14.1%	219人 85.9%	255人 100.0%
〔11-3〕 火災の原因とならないよう老朽化した電気設備を更新している	74人 28.9%	182人 71.1%	256人 100.0%
〔11-4〕 初期消火できるよう消火用水や消火器を用意している	105人 40.7%	153人 59.3%	258人 100.0%
〔11-5〕 早期発見できるよう住宅用火災報知器を設置している	163人 63.2%	95人 36.8%	258人 100.0%
〔11-6〕 早期発見できるようガス漏れ警報機を設置している	101人 39.3%	156人 60.7%	257人 100.0%



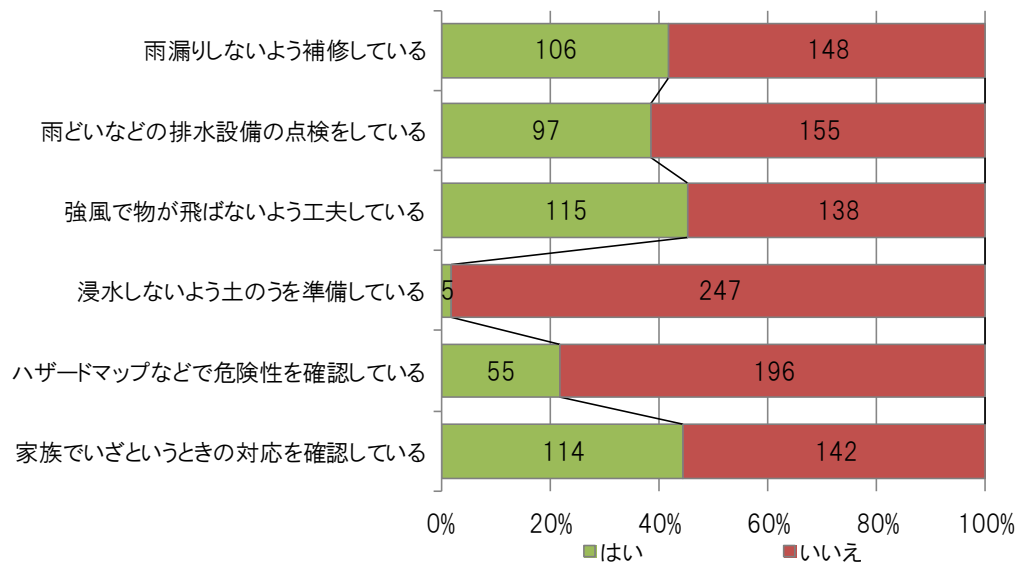
(2) 震災について

		1. はい	2. いいえ	合計
[11-7]	建物の耐震診断を受けている	27人 10.5%	229人 89.5%	256人 100.0%
[11-8]	建物の耐震補強工事をしている	24人 9.4%	230人 90.6%	254人 100.0%
[11-9]	家具を固定するなど転倒防止をしている	62人 24.0%	196人 76.0%	258人 100.0%
[11-10]	倒れた家具が部屋の出入り口をふさがないように配置を工夫している	118人 46.5%	136人 53.5%	254人 100.0%
[11-11]	屋内外の避難経路となる場所には物を置かないようにして避難路を確保している	169人 66.8%	84人 33.2%	253人 100.0%
[11-12]	非常用の水や食料、備品などを入れた持ち出し袋を用意している	69人 26.7%	189人 73.3%	258人 100.0%



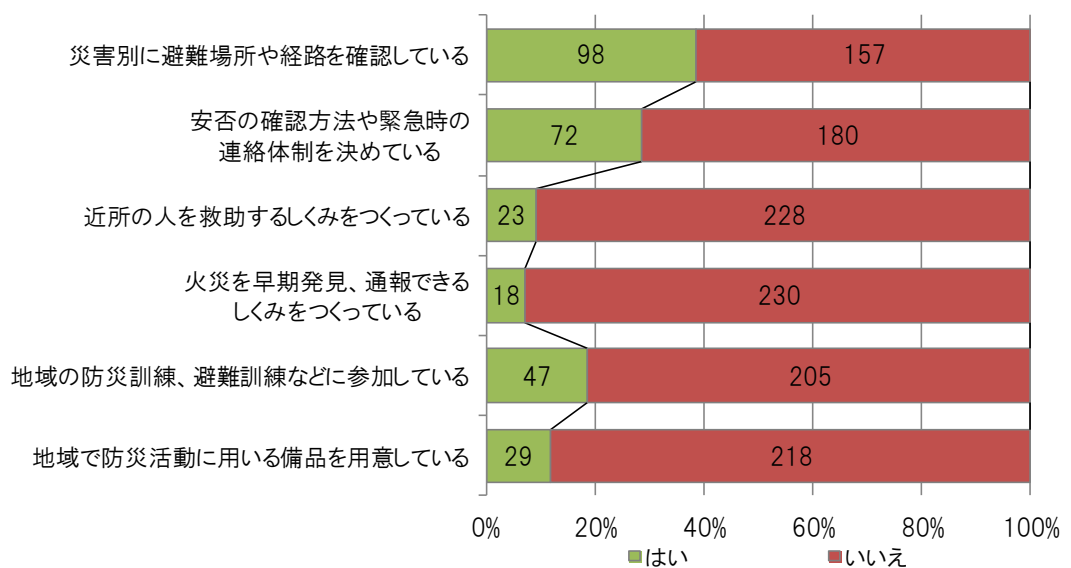
(3) 風水害について

		1. はい	2. いいえ	合計
[11-13]	豪雨などで雨漏りしないよう屋根や外壁の補修している	106人 41.7%	148人 58.3%	254人 100.0%
[11-14]	天井裏などが浸水しないよう雨どいなどの排水設備の点検をしている	97人 38.5%	155人 61.5%	252人 100.0%
[11-15]	強風で物が飛ばないように工夫している	115人 45.5%	138人 54.5%	253人 100.0%
[11-16]	浸水しないよう土のうを準備している	5人 2.0%	247人 98.0%	252人 100.0%
[11-17]	ハザードマップなどで自宅(自店舗など含む)の危険性を確認している	55人 21.9%	196人 78.1%	251人 100.0%
[11-18]	避難方法など、家族でいざというときの対応を確認している	114人 44.5%	142人 55.5%	256人 100.0%



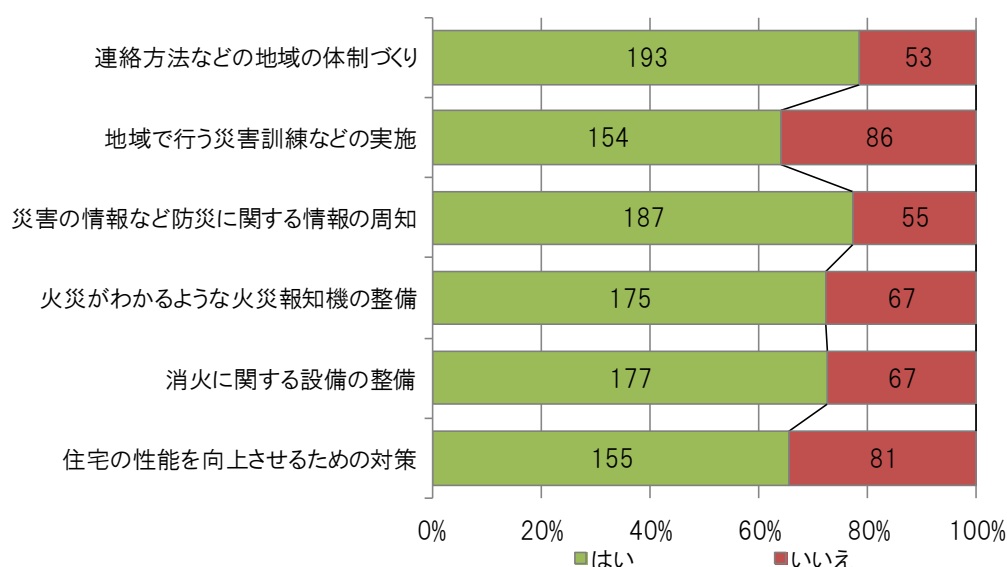
設問12 あなたが地域の人と取り組んでいる災害への対策に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

	1. はい	2. いいえ	合計
〔12-1〕 災害の種類別に避難場所の位置や避難経路を確認している	98人 38.4%	157人 61.6%	255人 100.0%
〔12-2〕 安否の確認方法や緊急時の連絡体制を決めている	72人 28.6%	180人 71.4%	252人 100.0%
〔12-3〕 災害時に支援が必要な近所の人を救助するしくみをつくっている	23人 9.2%	228人 90.8%	251人 100.0%
〔12-4〕 火災を早期発見、早期通報できるしくみを地域でつくっている	18人 7.3%	230人 92.7%	248人 100.0%
〔12-5〕 地域で実施する防災訓練、避難訓練などに参加している	47人 18.7%	205人 81.3%	252人 100.0%
〔12-6〕 地域で防災活動に用いる備品を用意している	29人 11.7%	218人 88.3%	247人 100.0%



設問13 あなたが地域の防災として必要であると思うものに関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

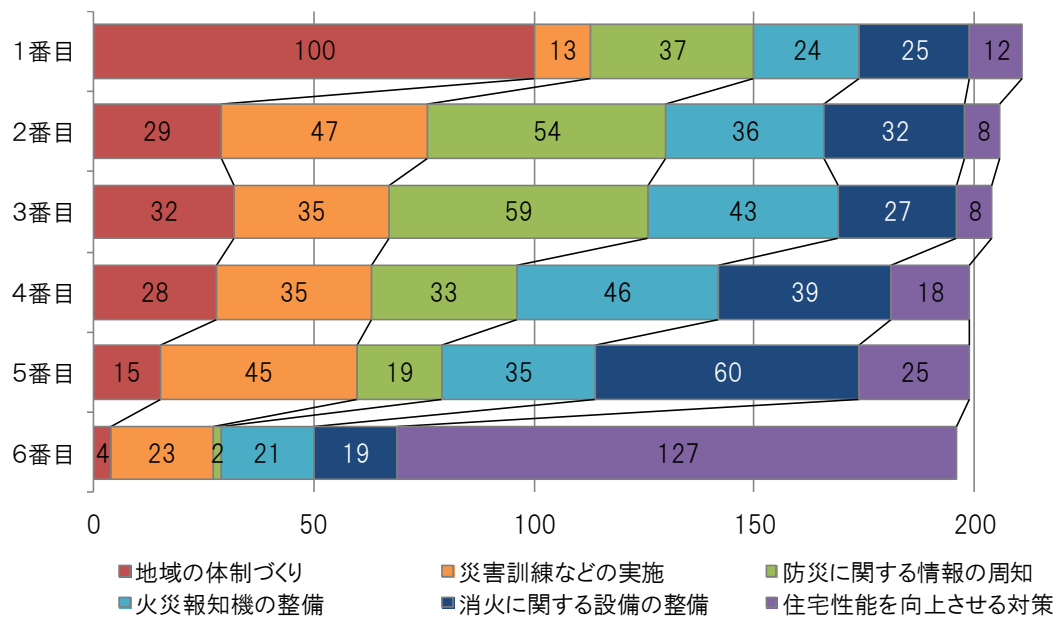
		1. はい	2. いいえ	合計
[13-1]	いざという時の連絡方法や安否確認方法などの地域の体制づくり	193人 78.5%	53人 21.5%	246人 100.0%
[13-2]	避難訓練、消火訓練、夜警団などの地域で行う災害訓練などの実施	154人 64.2%	86人 35.8%	240人 100.0%
[13-3]	災害の情報、初期消火の方法、避難方法など、防災に関する情報の周知	187人 77.3%	55人 22.7%	242人 100.0%
[13-4]	隣近所で起こった火災がわかるような火災報知機の整備	175人 72.3%	67人 27.7%	242人 100.0%
[13-5]	高齢者でも扱えるような消火設備や断水時でも使用できる消防用水の確保など消火に関する設備の整備	177人 72.5%	67人 27.5%	244人 100.0%
[13-6]	耐震性能や防火性能など住宅の性能を向上させるための対策	155人 65.7%	81人 34.3%	236人 100.0%



必要であると思う順に口（四角）の中に上の番号（①～⑥）を記入してください。

回答者数	211
------	-----

	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	6番目
①地域の体制づくり	100人 47.4%	29人 13.7%	32人 15.2%	28人 13.3%	15人 7.1%	4人 1.9%
②災害訓練などの実施	13人 6.2%	47人 22.3%	35人 16.6%	35人 16.6%	45人 21.3%	23人 10.9%
③防災に関する情報の周知	37人 17.5%	54人 25.6%	59人 28.0%	33人 15.6%	19人 9.0%	2人 0.9%
④火災報知機の整備	24人 11.4%	36人 17.1%	43人 20.4%	46人 21.8%	35人 16.6%	21人 10.0%
⑤消火に関する設備の整備	25人 11.8%	32人 15.2%	27人 12.8%	39人 18.5%	60人 28.4%	19人 9.0%
⑥住宅の性能を向上させるための対策	12人 5.7%	8人 3.8%	8人 3.8%	18人 8.5%	25人 11.8%	127人 60.2%

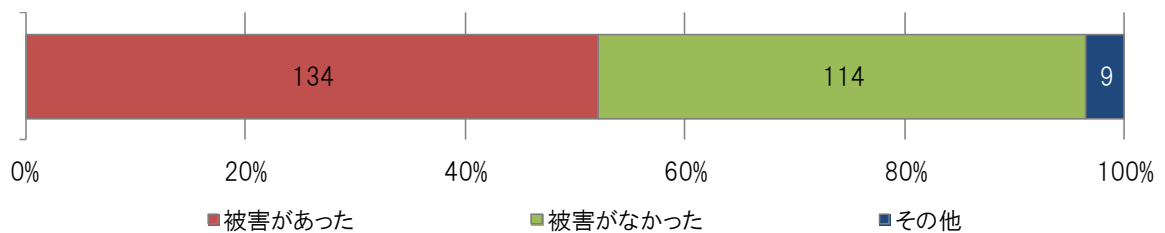


3. 東日本大震災についてお聞きします。

設問14 東日本大震災によって、あなたの自宅（自店舗など含む）は被害を受けましたか。
次のうちいずれか1つに○をお付けください。

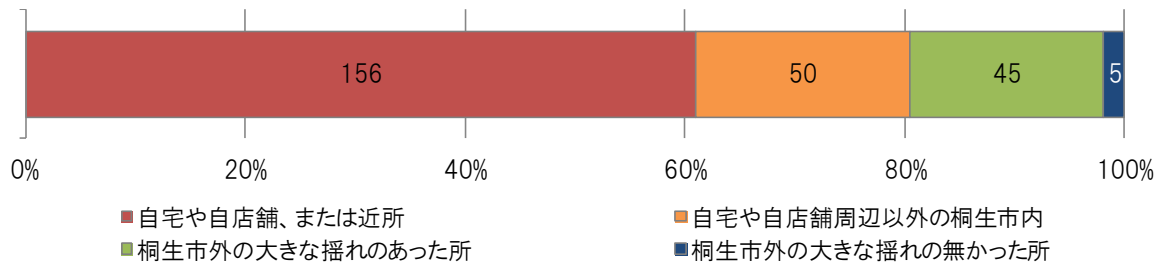
	回答者数	回答率
1. 被害があった	134人	52.1%
2. 被害がなかった	114人	44.4%
3. その他	9人	3.5%
合計	257人	100.0%

〔その他〕 壁にひびが入った:4/建物の継ぎ目に隙間があった
/瓦が2,3枚落下した/少々あった/食器が落ちて割れた/まだ桐生に住んでなかった:各1



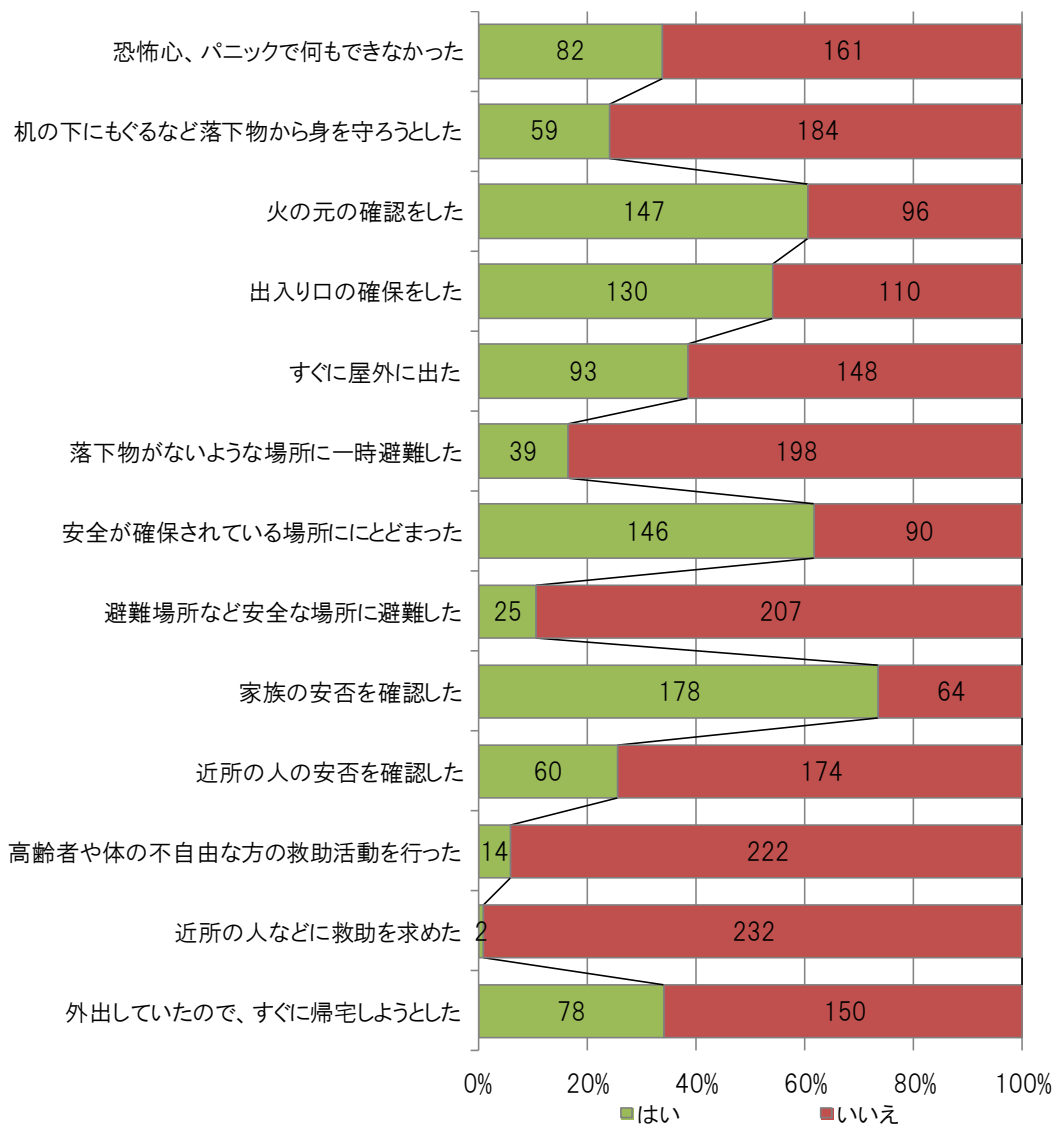
設問15 東日本大震災の発生時、あなたはどこにいましたか。次のうちいずれか1つに○をお付けください。

	回答者数	回答率
1. 自宅や自店舗、または近所	156人	60.9%
2. 自宅や自店舗周辺以外の桐生市内	50人	19.5%
3. 桐生市外の大きな揺れのあった所	45人	17.6%
4. 桐生市外の大きな揺れの無かった所	5人	2.0%
合計	256人	100.0%



設問16 東日本大震災の発生日にあなたがとった行動に関する以下の各項目について、それぞれ「はい/いいえ」のいずれかに○をお付けください。

		1. はい	2. いいえ	合計
[16-1]	恐怖心、パニックで何もできなかった	82人 33.7%	161人 66.3%	243人 100.0%
[16-2]	机の下にもぐるなど落下物から身を守ろうとした	59人 24.3%	184人 75.7%	243人 100.0%
[16-3]	火の元の確認をした	147人 60.5%	96人 39.5%	243人 100.0%
[16-4]	出入り口の確保をした	130人 54.2%	110人 45.8%	240人 100.0%
[16-5]	すぐに屋外に出た	93人 38.6%	148人 61.4%	241人 100.0%
[16-6]	空き地や公園など落下物がないような場所に一時避難した	39人 16.5%	198人 83.5%	237人 100.0%
[16-7]	安全が確保されている場所にいたので、その場所にとどまった	146人 61.9%	90人 38.1%	236人 100.0%
[16-8]	避難場所など安全な場所に避難した	25人 10.8%	207人 89.2%	232人 100.0%
[16-9]	家族の安否を確認した	178人 73.6%	64人 26.4%	242人 100.0%
[16-10]	近所の人々の安否を確認した	60人 25.6%	174人 74.4%	234人 100.0%
[16-11]	高齢者や体の不自由な方の救助活動を行った	14人 5.9%	222人 94.1%	236人 100.0%
[16-12]	近所の人などに救助を求めた	2人 0.9%	232人 99.1%	234人 100.0%
[16-13]	外出していたので、すぐに帰宅しようとした	78人 34.2%	150人 65.8%	228人 100.0%



設問17 東日本大震災のとき、日頃心掛けていることや訓練などで役に立ったことは何ですか。

◆ 日常の避難訓練について

- 年に一度訓練している災害避難活動が役立った。
- 職場で行っている年一回の避難訓練での行動。
- 火災訓練は会社で年2回ほど受けておりましたが、それでも訓練と実際の災害は違うと思うので、やはり繰り返しあわてないよう訓練し早く避難できるようにする必要があります。
- 病院勤務で病院で避難訓練を行っているので、勤務中だったけれども安否確認を行ったり落ち着いて行動できた。避難訓練は必要だと想います。
- 職場で定期的に火災や地震などを想定した避難訓練を実施していたので、とても役立った。あの時は、強い地震が長かったため、平常心ではありませんでした。それでも職場のスタッフと声を合い協力し合って安全に避難することができました。災害を想定したマニュアル、実施訓練は必要であると思いますし、「あせらず・あわてず・安全に」対応できるように心がけたいと考えています。
・まずは身を守る。火元チェック。電子機器(パソコン)をとじる。・ラジオで情報収集。避難場所の確認と人員点呼。・二次災害はないか。・携帯電話や携帯品(救急箱・ライトなど)を持つ

◆火の元の確認、避難路の確保について	
☐	火の元やガスの元栓の確認
☐	火の元の消火確認 テレビによる情報取得
☐	1、火の元の確認 2、落下物からの保身 3、家族の安否確認
☐	火の元の確認、出入り口確保
☐	出入り口の確保
☐	火の元の確認をすること。 水と食料の用意。
☐	出口の確保と情報 火元の確認
☐	まず避難する際の道の確保と火の元の安全確認と、一週間分の食料の備蓄
☐	計画停電の時は、常備していた大きなろうそく(長時間もつもの)が役に立った。 宮城県沖地震を経験している。その時は、ブロック塀が倒れてケガをした人が多く、 又私自身も、部屋の家具が倒れてドアをふさいでしまった経験をしたので、それ以来、 地震の時は、外へとびでないこと、窓やドアを開けて逃げ道を確保することを心がけている。
◆身の安全の確保について	
☐	倒れそうな家具のそばをはなれた
☐	机の下にもぐった。ゆれが少なくなってから外に出た。
☐	地震の時には、とにかく丈夫な机の下にと思い、決めておりましたので、とまどう事なく行動が出来ました。 頭巾は常時ソファの上に置いてあります
☐	ヘルメットをかぶって、安全な場所に、冷静に避難する。
☐	家の中で1番安心出来る所に行く
☐	小学校が避難所と思いかけこんだ。おかげさまで翌朝まで過ごせた。毛布、シート、水、クラッカーが支給された。
☐	当日は、ビルの3階に居たので、ものすごい揺れだった。近く物が落ちてきて、揺れがおさまるまで床にふせていた。家には子供が居たので、火の元をしめ、窓をあけ、通路を確保した。玄関の戸がこわれていたので、安全な広場に逃げた。揺れたら火の元と、通路の確保と、とにかく、くつをはくことを心掛けている。
◆家族や近隣の人との連絡、安否確認について	
☐	近隣の人々との安全無事の確認 身の安全第一に考慮、適切な行動 情報網に依る発生先の確認 ファミリーとの(ケータイ送信)連絡を取り合う 什器、備品の固定処置等
☐	近所の人に声をかけてまわった。原発の情報や停電の案内なども高齢者宅に告げてまわった。「パニックや不安が二次被害を招く」からである。 ガソリン(給油)の情報が錯綜し閉口しました。大きな社会情報はネットで調べられますが、ローカルな情報は難しい。情報の整理発信が地方自治体の鬼門ですね。
☐	町会の役員として、有事の際には先ず町会内住民の安全確保に務めなくてはならないと、日頃から心掛けていましたので、東日本大震災の時は、自分の家の応急処置をしてから直に町会内の安否確認のため、高齢者や体の不自由な方のところを中心に見回って、少々ですが援助することが出来たと思っています。
☐	・安否の確認方法について家族内で話し合いを行っている。…TVなどで地震速報のあった都度 ・多少の飲料水、食料(缶詰等)を保管している。
☐	仕事場に居た為、職場での安否確認、連絡がスムーズだったこと。
☐	不安があったが自宅にとどまり家族が無事か確認した。
◆非常用持ち出し袋、非常食等の用意について	
☐	リュックスバックに最少限肌着等、入れてある。ヘルメットを身近にある。皮靴1足ベッドの側に置いておく。最少限の乾パン等キャリーバッグに入れて玄関に置いてある。

○ 水・非常食の備蓄
○ 非常時持出し袋に水、軍手、カンパン等少量であるが準備している
○ 非常用の飲料水、食品、備品を少しずつ用意している
○ 車のガソリンは必ず半分以上の量の確保している 懐中電灯の点検
○ 計画停電の際、ダイナモ付きの懐中電灯を常備しておいたのは有効でした。
◆家具等の転倒、落下防止について
○ 阪神大震災があってからピアノを下取りに出して場所をあけた。掛けてあったガラスのかべかけを全部取りはずした。ベッド頭上わきのテレビをねじで台に固定した。台所のガラス食器戸棚にフィルムを割れないように貼りつけた。なるべく物を片づけて部屋を広くしておく。(しまったり、不用品は捨てたりリサイクルに出す)
○ 家具の金具どめ。家具がたおれずにすみました。
○ たおれやすい物は高い所に置かない。TVや戸棚はたおれない様にしてある
○ 家具の(倒れそうなタンス、食器棚他)の脇では、ベッドを置かない。火の元の確認、夜寝る前にチェックしています。今回の地震で被害はなかったのですがブロック塀が心配になりました。
◆発生時の心構え、状況判断について
○ とにかく落ちつく事を心掛けました。そばにいる方々同志で声を掛け合いました。あと落下物でケガをしないようにと、なるべく安全そうな場所に移動しました。
○ 火の元の確認などパニックにならずに、祖母と犬の救助活動をすることが出来た。
○ その時の状況判断しかないと考えた。
○ あわてず、まず状況を判断する事
○ 平常心
◆震災後に対応したこと
○ 食器戸棚のとびらが囲いガラスやせとものの破片が飛び散り大変だったので最近では、とびらを固定する様に心掛けている
○ 都内で直面して感じたことを前提として ・現在地における地理的状況がある程度知っておくことが大事である。→どの方向に行けば安全か？ ・自力で歩くことを常日頃から訓練しておくこと。→最適・最良の避難手段
○ 東日本大震災には家の壁などの被害を受けた。高額の支出であった。アンケートを記入しながら防災に備えて非常用品の準備、火災報知器、避難方法の徹底などの不備を改めて感じたので実行したいと思う。加えて隣人、町内の高齢者、独居人などにも配慮しようと思う。
○ まさか桐生で地震が起きるとは考えもしなかった。桐生だけは地震もすごい台風も無縁だと思っていたので心掛けも訓練も必要ではないと思っていたが、東日本大震災にあって、自分達の地域におこりうるのだと実感した。地域の人達と真剣に防災のことを考えていくことを決意した。そして、訓練などにも積極的に参加していこうと思った。
○ 硝子製品のこわれ。鉄筋建築のひび割れ、次の台風の時雨漏りしたので、伊勢崎の屋根やさんに来てもらいましたが、多額の金額で驚きました。桐生市の援助金150,000円では全然たりません。10倍かえしよりもかかりました。今は、雨漏りもなく安心ですが、何百萬の借金で大変です。
○ 主人が他界し1人生活になり、いろいろなクラブに参加していると寄付金など大変。私は少しの年金。それでも桐生は災害などには良い所でできる事などと思いやはり衣類よりもお金かなとしみじみ思いました
◆何もできなかった
○ 訓練などしていないので、普通に立って揺れが収まるまでまっていた。
○ 唯、茫然として何も出来なかった。
○ 震災時の震度5弱程度で今迄の地震から考えると長くて驚きが大きく、何かをどうする事なく、目の前のテレビがぐらぐらと動くのを手で押さえているだけで、何一つと思

	い浮ぶ事なくおろおろするのみでした。日頃の心掛けは、外は多少広い為、出る様に考えているが、家の中にいる時は何かと思ったら行動がわからなくなりました。
○	何もなかった。しかし、手袋やくつ下などはすぐ身につけられる所に出しておくことにしている。
○	震災時点では、何もし
○	正直に言って3.11まで震災等の災害について深く考えたことは無かったと思います。自宅の改装など幾度か行いましたが耐震については業者と詳しく話し合ったこともありませんでした。せいぜい筋交いの本数と位置程度のことだったと思います。3.11で屋根のグシが完全に壊れ、瓦もほとんどズレ落ちたのを見てたいへん驚きました。消化訓練、避難訓練も何回か参加していましたが参加することに意味がある程度心境だったと思います。誠にお恥ずかしいことです。
○	今回、初めてだったので、いかに自分が大震災において何もできなかった事がわかったので、これをきっかけに気をつけてやっていきたいと思います。
○	カンパに協力したぐらいです。
○	天災なので、どうする事も、何も出来ないと思います。急にくることなので答えられません。大震災が来ない事をねがうとしか言いようがありません。

4. あなたの自由なご意見をお聞かせください。

設問18 防災について、ご意見や考えていることなどがありましたら、何でも結構ですのでご記入ください。

◆災害への意識に関する意見	
○	どうにかなる、なるようになれ、とか抽象的な気持ちがどうも蔓延している。日々緊張感を持って生活をするのが望ましいと思う。そのためには、数多く防災という言葉を見たり、聞いたりすることの様に思われる。例えば「防災考えてますか」的な言葉のあるプリントを毎月回覧するとか。いやがうえでも考えざるを得ない様に意識させることも必要な気がします。そのうえで訓練があればいいのではないのでしょうか。
○	大原則 自分の身は自分で守る。ここを見誤り、人に任せっきりにすることで、いざという時被害が拡大する。防災への備えのひとつは、住民への「教育」ではないだろうか。 桐生は、被災地になることもさることながら、「支援地」になることも準備すべき。東北方面が大災害に見舞われた際の受け入れ体勢も視野に入れて、「防災協定」の存在を市民に知らせるとともに、準備(食品・水)などを進めることが、結果的に地域の防災となる。
○	自然災害は、忘れた頃発生すると言われているが、それ以上速いテンポで地震災害が日本列島に襲いかかっている。群馬県は、本州の「ヘソ」に当るから安心だと楽観視する向きもあるけれど自然災害は、いつ起きるか全く予想できないので、普段からアンケートを見直して個人個人が又近所の皆様と一緒にしてお互いにできる事から対策を講じるが良いのではないかと考えます。
○	町内自治会の活動が皆無に近いのが実情である。それが防災活動の不活発につながっている。災害が起きてからでは遅い。「災害は忘れた頃にやってくる」の認識が不足なのではないか。これが地域の住民の防災の意識低下につながっている。 群馬や桐生は「災害が少ないので、住みやすいところだ」の意識に安住してはいないか。災害はいつでも・どこでも起きることを受けとめる。意識の改革をしていかないと、防災活動の取り組みは前に進まないと思う。
○	桐生は、全国的にみても災害が少ない地域であると思っておりましたが、東日本大震災を経験したことにより他人事では無いものと強く感じました。それ以降、建築物に入る時、もし同様な規模の震災があった場合、耐えうるものかどうか、強く意識する様になりました。

○ 群馬は比較的、安全な土地だと思いますが、災害が実際におこったとき、どんな行動がとれるかは、漠然としすぎている。実際に、多くの建物が被害に合っている。これで火災などにつながったら、人命も危険にさらされる。安全な生活をするために、防災について考えるきっかけにしたい。 ○ 防災減災について日頃から心掛ける必要を感じました。連絡用の放送設備、拡声器(電池使用のもの)を始め、災害発生時に対応する諸必要物を日頃からととのえておく必要があると思います。自主防災の組織の充実、訓練等の日頃の活動が必要である。 継続的に行うため組織をしっかり作る必要があります。町内に若者が少ないので、その対応として群大や桐工の学生生徒の協力も考えられます。 ○ 起きてしまった災害に対して、的確な判断と行動が行なえるかだと思う。判断を誤らない対策は、訓練を繰り返すのが効果がある。 ○ 今年10月31日～11月5日、市内住人金原寿浩(画家)の作品展がツカサ画廊であった。中でも目を引いたのが先人の教え、宮古の古い石碑の画と記入の文字には次の文が刻まれている。『大津波記念碑「住居は児孫の和楽 想い惨禍の大津波 此处より下に家を建てるな」』下部には明治以降津波被害の年号が七行刻まれている。 新聞、ニュース、市で行う防災の話などにいっそう学んで安全な暮らしに役立てたい。 ○ テレビ等で諸々の状況を見ていると、大変な恐ろしさを感じているが、気持ち的にはわかっているが、何となく怖さの実感の無さに依るものと思うに、無防備と思いつつ月日が過ぎている。 ○ 近所で出火しないよう祈る
◆個人での取り組みに関する意見 ○ 東日本大震災以降、災害に対して自分達で出来ることだけでも対策を考える様になった。 ○ ①大きい地震の場合には、すぐガス台の火の元を止めます(元栓を止めてあるか、確認する) ②深夜等慌てないように、様子をみて、避難すべきか考えます。 ③避難時に備えて、運動クツ的な物を用意しています。 ④常に飲み水を用意しています。 ○ いざという時の連絡方法や家族の安否確認してないことがつくづくわかりました。今後気をつけたいと思います。
◆高齢化への不安に関する意見 ○ 高齢で障害者のいるわたしの家、避難できるか不安です。 ○ 時々身体障害の子供(大人)が一人でいたり、近所に高齢者が一人で住んでいたりするので、防災時は声掛けをして欲しい。 ○ 要介護の数字がないので何もつけていただけない。82才1人暮らし、夜は不安です。何もなく暮らして来ましたがこれからは何か1つつけて頂きたいと思って居ります。子供2人とも県外に暮らして居りますので。 ○ 現在84才の独居老人です。一人暮らしと足腰不自由につき毎日の生活もご近所の方々に支えられて何とかすごしておりますが、深夜の地震等には大変不安を感じて居ります。 ○ 老人なので咄嗟の行動は無理。あたふたしてしまう。町内には若い方が本当に少なく、老人が多いのでいざという時は、どうして良いか解らない。 ○ 最近、歩くのが大変になってきましたので、いざという時が不安です。

○ 病院や介護施設や自宅で療養中の弱った方や高齢者、障害者の方は、逃げられないと思うので困ると思う。市内、町内も高齢者70～80代の方の自己管理、火の始末などが難しくなると火災になりやすくなるので、家族や信頼のおける第三者の助けが必要になると思う。 高齢になると片づけがより苦手になり、部屋がちらかり即逃げられなくなるので、毎日片づけて足元や通路をあけておくことが大事。日頃から足腰や頭も鍛えておき、停電にそなえて自宅に各自、水・食べ物や懐中電灯など、ある程度確保しておく。 ○ 小学生の子どもがおり、まずは子どもの安全の確認と確保をしたいが、周囲には、お年寄りの一人暮らしの方や、一人では歩けない家族を持った方などもあるので、様子をみにいったり避難の必要なときには、手助けしたいと思っている。しかし、具体的に、どう動いたらよいか、わからないのが不安。例えば、普段から町内会で避難訓練をすとか、隣組の人達で集まる機会をもって近所づき合いを密にしておくとか、そんな工夫が必要ではないか。 ○ 本町一、二丁目付近は、奥へ入ると道が狭く、おとなりとの距離が近いので地震等が発生したときの危険性は高いと思います。また高齢者の一人、二人暮らしの方も多いので、その心配もあります。となり近所で声をかけあい、安否確認って非常に大切なことかと思ひます。
◆地域での取り組みに関する意見 ○ 重伝建地区に居住する者として、防災は「住民の作法」と考えていますので、これからは「防災活動＝まちづくり」のスタンスで防災活動に取り組んでいきたいと思っています。古い建物を保存していかななくてはならない義務を負ったこの地域として一番恐いのは火災だと思います。従って、火災報知機の全戸配備補助や地域で防災活動に用いる備品の配備等を願っているところです。今、本町二丁目自主防災会と子供育成会と町会で協力して取り組んでいる「まちの安全みまわり隊」活動も防火に役立っていると思うので継続して行きたいと思っています。 ○ 二丁目の火の用心の夜回りは、拍子木の音を聞くと、火に心が向くので有難いです。 ○ 地域の人たちと日頃から仲良くしていることが大切だと思います。 ○ 日頃からの訓練の参加や食品等の確保、地域ネットワークの強化を進めて、いざという時にあわてず困っている人の救助活動を行えるように努めたいと思います。 ○ 家族だけでは何もできないということを今度の震災で思い知った。地域の人達のことを知っているつもりでいたが災害にあってみると、挨拶をしているがくわしいことを知らなかったし、地域には名前も知らない人がいたことに自分でも驚いた。地域での催しやイベント等を多く行い、地域住民のコミュニケーションを増やす努力が必要であると考えました。防災関連の行事だけでなく、いろいろな人達が多く集まる機会を増やしていくことが必要だと思いました。 ○ 災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。常日頃、危機管理意識を忘れないで生活しなければと思っています。この地区で安心・安全に生活できるよう、自宅にいた場合のいろいろな災害を想定したマニュアル作りと実施訓練、組織体制づくりができていくとよいのではないかと思います。
◆物資の備蓄に関する意見 ○ 防災用品の準備も自分自身で行う。しかし、何が必要かは、役所からの日頃に情報発信してもらえると有難い。準備するか、しないかは各自の判断に委ねる。 ○ 防災などは、消火機3本、警報機2個、7年前の物ですが電池を取り替えて使っています。とても役に立ちます。 私のまわりには重伝建の家が沢山あるんだなと思いました。他の町から来て桐生が少しでも栄えるよう頑張りましょう。 ○ 防災用品の確保
◆防災ラジオや火災報知器などに関する意見

○ 重伝建地区の話から少し外れますが高齢者が多い地域として参考になれば…最近桐生市で防災ラジオの配布が実施されました。その約三週間後に町会全世帯(約60世帯)にラジオの入手の有無を訊ねたところ入手世帯は僅かに3世帯にすぎませんでした。3.11以降防災についての啓蒙印刷、パンフレットを数十回配っていますが残念ながら全く効果がなかったと反省させられました。この現実をもとに今回の防災ラジオを町会全世帯に無償配布を試みました。防災意識の向上にどのような効果が出るか今後の調査によりますが現物支給と印刷物との差が出て欲しいものです。防災ラジオの件につき市当局にお願いがあります。現在試験放送を月一度(第四金曜日の午後一時半となっている…この曜日設定の根拠も不明)となっていますが週一度、夕方七時頃にならないでしょうか。折角の防災ラジオを効果的に活用出来るよう一考をお願いします。
○ 防災ラジオはまだありますか？
○ 市の税金で防災に必要な警報器などを配る！
○ 先日、消防の方が来まして、火災報知器を設置するようチラシを頂きましたので、早速けむり用、熱感知用の器具を求めて取り付けました。が、ご近所さんは取り付けしていない方がほとんどようで、他ごとながら心配です。1個6千円位しましたので町内で安く大量手配などの手法がないものでしょうか？
◆火災予防に関する意見
○ 日頃よりコンセントや配線等のほこりを取り除いている 出掛ける時は必ずポット、レンジ、コタツ等の元コンセントは抜く事。(寝る時も同様です) 煮物・揚げ物をしている時は、その場は離れない。電話が鳴ったり、人が来た時は、火を必ず消して行動する。
○ 火の元だけは、いつも注意しています。
○ 火を出さない様、火元の点検は、しっかりしようと心掛けています。
○ 今の時期、枯葉が落ち吹きだまりに一杯たまっているのを見かけます。ご自宅の前をそれぞれが掃除をする気持ちがあれば、タバコの火(最近はいちいち捨てが少なくですが、歩いていますと結構あるものです)が枯葉に…と考えてしまうのは考えすぎでしょうか？ 保存地区内の方々とは限らず観光に来て頂く方が「なんだ、キレイではない」と思われてしまうと残念です。余談ですが、買場通りの煉瓦の塀の清掃を。観光の方が写真を撮っていきますが、ゴミ袋が置いてあり見苦しいです。
○ 冬になると空地の枯草の火事。タバコのすいがらが目立つ。最近、重伝建選定後、外来者も多くくわえタバコ、ポイ捨て禁止地域にしてもらいたい。(重伝建地区)
○ 歩行中のたばこポイ捨ての禁止。
○ 空地が多くなり草が生え放題であり冬になると枯れてきて可燃物となり危険。 道路にタバコの投げ捨てたものがよくあり心配になる。
○ 火災を起こさないこと
○ 火災予防、対策
◆災害発生時の対応に関する意見
○ 避難が必要になったときは指示をする方(の指示に素直にしたがう) すぐに行動せず様子を十分見る。無理に動かない。 自分の身は自分で守る。
○ ・3/14には、仙台にいました。(安否の確認など) ・トイレなど、困っていたのを思い出す⇒ふろに水をためると良い。 ・暗いと不安になるからライトがあると良い。 ・ラジオなどがあると情報が得られるのではないかと ・皆が心配して電話(携帯含む)をかけるからつながらない。例えばAさんにみんなが掛けるとつながらない。責任者を決め連絡など1本化した方が良いのでは。 ・携帯電話、同じ会社同士だとつながるが、他機種だとつながらない。 ・メール(同じメーカー)…つながった。

○ 災害時に避難場所まで行くのに時間がかかるとなると自宅にいるより仕方がないの かな。
○ 避難場所の確保
◆防災についての講座等に関する意見
○ 10区自主防災会が主催し、小さい単位、(町内)での防災の講話等して頂けたらと 思う。10区全体ですと、高齢者はなかなか出席しない。
○ 時々組合の会合でご指導いただいておりますので参考になります。
○ 防災講座は、年に一回ぐらいやったほうが良い。
○ 以前、防災についての講座を受講した事がありました(群大にて、水害について)実 際にいろいろな例をあげてわかりやすく説明していただき、災害についての知識が 全くと云っていい程ないのに我ながら驚きました。出来れば、こう云った機会があると いいと思っています。
◆行政の対応に関する意見
○ 竜巻などで被害がでたときなどは、市の連絡先、対応が知りたい。
○ 桐生でも震災の時に屋根をはがされたり塀がくずれ、色々こわれた家がありました。 それをなす時のお金がかかると思います。その時に桐生で相談にのって下さると 大変なすかると思います。
○ 災害は、起こることを前提に考え、あらゆる事をシュミレーションし、行政は現場レベ ルでの訓練等が必要であると考えている。
○ 震災復旧対策に市の方は不親切。古い建物復旧の知識不足。指導ができないの で進まない。不安です。こまかい話し合いを、ゆっくりしてほしい。 今、密集したところに火災が起きたらどうするのか。重伝建の補助金をくふうして100% にしてほしい。年金生活が多い。
○ 各自治体の財政にもよりますが、なるべく小さな場所でも1市町村に最低1人以上の 気象予報士に常駐してもらい、災害を最小限にするには、各長より権限をあたえて、 人命を第1に考えてもらいたいです。 桐生市は台風の大雨でも消防団の巡回が無いのと、市の公報車や国土交通省の パトロールカーの出動がほとんど無いのは、防災の意識が欠けていると言わざるをえ ない。
○ 何をするにも、経済的な事が一番なので、防災費用の一部でも国、県、市が捻出し てもらいたい。
○ 補助金、増加して下さい
◆情報の発信や収集に関する意見
○ 落ち着いて状況把握に努める。
○ 東日本大震災の時、家族と連絡が取れず、自宅に戻るまで不安だった。学校からの 「ふれあいメール」も、とても遅くなってから届いたので、迅速な対応ができなかった。 やはり、情報は大切だと思った。
○ 外出中に災害があった場合でも、避難場所がわかるような道案内や避難場所の表 示をしてほしい
◆重伝建地区と防災に関する意見
○ 重伝建地区の選定を受けた後の具体的な(将来的な)まちのイメージが描けていま せん。課題でもあった「路地の問題」や「修景基準」が具体的でないと都市像が見え て来ないことから、防災計画も机上論的なものになってしまうのではないですか。 「積み残した課題」について早急に手当てしていくことが防災上からも必要な気がし ますが……。いかなるもののでしょうか？
○ 道路の整備も検討中ですが、現状でも狭いのに店の外(道路側に)カンバン、 イスを出しているところもあります。 防災については、伝建以前の問題として、地域で考えるべきだと思います。
○ 重伝建指定地区の建物の老朽化対策
○ 重要伝統的建造物群の保存も大切な事とは思いますが、火災が起きた時の対応が 心配です。

○ 本町通りの水路を戻して、火災の場合の水槽として使う。
◆建築物の老朽化、密集や空き家の増加に関する意見
○ 近所に古い部屋が多くあるので防災面が心配です。通路もせまいので消化の心配があります(消防車)
○ 近所に老朽化して無人の家屋が多く、地震や台風などで倒壊したり屋根瓦やガラス片等が飛んで来ないか不安である。またそれが野良猫の住み家にもなっている。いずれにしても重伝建地区として桐生の誇りとするのであれば、表通り(本町通り)だけでなく路地裏の整備にも傾注していただきたい。表面だけお化粧してもダメ。
○ 空家でほったらかしの家の所、たばこの火や、放火などの事がとても気になります。いろいろの所に話をもっていっても個人のものだからと何の解決もありません。
○ 空家になっている対処(持ち主は別の場所に住んでいる)
○ 家の近くに持ち主のわからない家があります。そのすぐ隣にご高齢の方が一人で暮らしていらっしゃるの、何かあったとき不安です。また、その家ですてられていくごみ等も気になります。そういう家が一つでも減ることを希望しています。
○ 近所に空家が多く、今にも崩壊しそうな家があるので火災とかが心配である。
○ 本町2丁目路地裏 空家や古い家が多い。火災、倒壊等が心配、不安である。
○ 木造家屋が多いので、消火設備の強化を。(消火栓等)
○ 空き家の修繕をして、都市部の人の誘致をして、火災を予防する。
○ 空家が多くそれにとまなう事件・事故等心配である。空家対策。
○ 路地裏の点検をしたほうが望ましい。
○ 我家は古いので、今度大きいヤツが来たら、もうダメだろうな。
◆都市基盤、ライフラインに関する意見
○ 細い市道等を一方通行にしておいてはどうでしょうか
○ 恵比寿通りの本町と西久方町の境の道路が本町側に大水が出た時に流れない様に高くしてある為、大水時に玄関から水が入ってくる現象が起る。この様な人為的な行為は即、改善していただきたい。
○ 本町2丁目の歩道、至急直して下さい。この様な所は桐生地区で他にはないでしょう。高齢者歩行困難です。
○ エネルギーを電気ばかりに集中するのではなく、分散化することも重要であると感じました。我が家では煮炊きがプロパンガスでしたので何ら不自由はありませんでしたが、知人宅はオール電化だったのでカップラーメンを食べようとしたがヤカンでお湯も沸かせなかったと嘆いていました。
◆その他の意見
○ 在宅者、自営者対象の設問が多く勤め人や日中不在者にはアンケート内容が合わない。借家の場合にも同様。持家、在宅でない家族向けの設問も用意しないと答えられない。
○ こんなむだなことをしないで、市民のためになることに、予算を使ってほしい。
○ アンケートの記入欄に自宅の構造について問いがあると他の答えがより理解しやすいと思う。
○ 防災についての意見は？重伝建地区指定で借地借家の人の中には余生を静かに終えようとしていたが大分そうぞうしくなっているいろいろな不公平な制度を感じて不満の人もある事を心して貰いたい。

